鹿児島県史料集

果(64)

東山道出軍小荷駄方日記(下)

鹿児島県立図書館

## 刊行のことば

鹿児島県史料集第六十四集としてここに「東山道出軍小荷駄方日記(下)」を刊行いたします。

は五冊から八冊までをまとめて下巻として刊行することにいたしました。 本から構成されています。昨年度は上巻として一巻から二巻の途中、 本書は、 島津忠義の命により明治二年に提出された小荷駄奉行樺山休兵衞の日記風の記録で、 分冊では一冊から四冊までを、 全三巻八冊 今年度

設置並びに患者の搬送等が重要な業務内容であったと記されています。 外にも、幅広く兵站を支えるのが小荷駄奉行の役割でした。物品の運搬、 戦場には、 いわゆる戦闘員だけではなく、戦争を遂行するために多くの後方部隊が必要でしたが、 弾丸補給のほか金銭業務、 これ以 病院 0

進められ、 美術センター黎明館史料編纂委員の塩満郁夫氏、 本史料集は、 刊行の運びとなりました。 鹿児島県立図書館所蔵本を底本とし、東京大学史料編纂所所蔵本を参考に、 西郷南洲館長の徳永和喜氏によって、編集・校閲 鹿児島県 校訂が 歴 吏・

長期間にわたる二方の御苦労に対し、心からお礼を申し上げます。

また、この史料集が本来の目的であります郷土資料の保存と地方史の研究や県民の文化向上に大い 、に役立

てられるよう期待いたします。

令和七年三月

鹿児島県立図書館長

條 広 光

東

東	例	解	
道	言	題	
東山道出軍小荷駄方日記 下東山道出軍小荷駄方日記 下	言	題	
:	:	•	
1	iii	i	

目

次

#### 解題

ら明治二年三月二十一日迄である。ら明治二年三月二十一日迄である。東り扱う時期は慶応四年七月二十二日かれ、本年度は二巻の途中から三巻の終了迄である。分冊では五冊かれ、本年度は二巻の途中から三巻)である。全三巻は八冊本から構成さ昨年度と本年度の二年間にわたり刊行する史料は『東山道出軍小

く調査し、弔意を表している。いる。更に戦死した日付、場所、年齢、埋葬場所も出来るだけ詳しいる。更に戦死した日付、場所、年齢、埋葬場所も出来るだけ詳しした城下士・外城士・私領士并土工夫等の名前と戒名が記録されて日記より前の段階で東山東海両道進軍并奥州会津での会戦で戦亡

に驚く。 その後の状態等も記させている。手負いから戦死した人数が多いのその後の状態等も記させている。手負いから戦死した人数が多いの同様に戦傷者(手負い)の負傷した日付、場所、年齢、戦傷した

わっていたかもしれない。
おっていたかもしれない。
本しこれらの人たちが戦死していたら明治政府のあり方は変あ。若しこれらの人たちが戦死していたら明治政府のあり方は変あい。若しこれらの人たちが戦死していたいまが、大山弥助等が見受けられ無かったようである。そのほか有馬藤太、野津七二、上村彦之丞、無かっていたかもしれない。

八項目が記録されている。 義公の尊覧に備えての城州鳥羽から奥州会津迄の「出軍略記」など政権返上から開戦迄の概略である「開戦略記」、明治二年島津忠

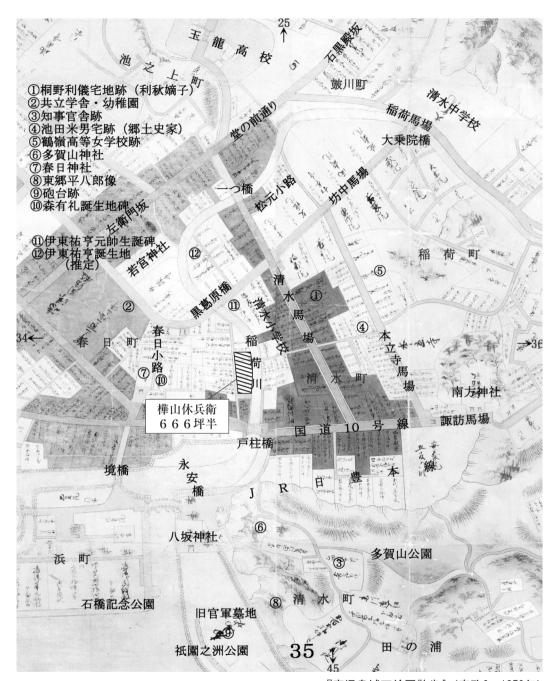
業務、病院并患者の病院搬送が主に記録されており、戦闘状況は散史料本文では小荷駄方の業務である物品の運搬、弾薬補給、金銭

本 見的である。 薩藩戊辰戦役小荷駄史料稿本一』、 底本は県立図書館本であるが、東京大学史料編纂 三冊之内二』、『同 しかし白河と会津での攻防は詳 三』を参考とした。 『東山道 じい 出 軍 内容となって 小荷 新が 方日 所蔵する 記 る

### 著者樺山休兵衛について

状の事、 寄合並 警察的なものであった。 する大目付である。 置する一所持格である。 樺山権兵衛の家格は薩摩藩の 邪宗門、 小番、 新番、 非法・不行跡の者、 大目付の 小姓与、 職は藩庁で家老、 の職掌は領内仕置き批判調 郷士、 門家、 与力、 身分不相応の仕形等の司 所持、 若年寄と共に三役に相当 足軽の中で大身分に位 所持格、 領内外異 法

分の に 地が見られる。 安政六年の (現在の鹿児島市春日町九番) 入が占めていたと思われる。 旧 このように小荷駄方奉行の 薩藩御城下絵図 | 樺山 では稲荷川 休兵衛六百六十六坪 地位は 河 由緒正し П . の 戸 柱 橋 半の  $\mathcal{O}$ 近



『鹿児島城下絵図散歩』(安政6、1859年)

底本は鹿児島県立図書館本とし、東京大学史料編纂所所蔵本を参

史料翻刻にあたって次のような方針とした。 1尊敬をあらわす「闕字」、「平出」、「台頭」は原本を反映させた。

2変体仮名は次のように改めた。

3合字の「ゟ」は「より」、「と〆」は「として」、合計を示す 「盤」は「は」、「尓」は「に」、「里」は「り」、「能」は「の」、「江」は「え」、「而」は「て」、「者」は「は」、「茂」は「も」、 「お」とし、「おいて」や場所を示す場合はそのまま、とした。 「歟」は「か」とした。「而巳」はそのまま、変体仮名「於」は

5異体字「舩」は「船」、「杦」は「杉」、「迯」は「逃」、「發」は 4おどり字は「候ハバ」は「候ハヽ」とした。

「発」とした。

「〆」はそのままとした。

6 史料引用米俵をあらわす「表」は 方」に改めた。 「俵」、「兵料方」は 「兵糧

7史料誤記である「倍卒」は 「陪卒」とした。

8「総督」、「惣督」は「惣督」に、「烑灯」は 「提灯」に統一し

9旧字「體」 は 体」、 拂 は 「払」、「與」は 「与」とした。

# 東山道出軍小荷駄方日記

下

東山道出軍小荷駄方日記

樺山休兵衛自筆編

(表紙)

慶応四戊辰年

東山道出軍小荷駄方日記

(内表紙)

慶応四戊辰年一

一戦亡記 戦傷記 一雑記

警衛出張日記 凱陣日記三

東城軍用日記 開戦略記 出軍略記

共三本

小荷駄方 奉行

樺山休兵衛

清書扣

四番隊

一橋口与助 伴兼武

同

一坂本亮之介

右戊辰三月朔日野州梁田村ニ於て戦死、熊谷駅報恩寺え葬、

二番砲隊

河野宗八

二十八歳 義関徹道居士

犬迫村之 藤助 一藤峯禅定門

六番隊 右同四月廿日野州岩井之駅ニて戦死、江戸大円寺え葬、

一永山覚太郎

正道義眼居士

同

六番隊

一松井十郎兵衛

加納次右衛門

鉄道義肝居士

同

一伊地知助五郎

同

機道義鉾居士

実道義性居士

同

一川北六左衛門

剛道義強居士

一草野真太郎

同

明道義孝居士

-1 -

兵具方 同 五. 一佐藤彦五郎 同 同 同 同 同 上田友輔 内藤金治 井上猪右衛門 番隊 鵜木吉次郎 岩城平左衛門 築地宗次郎 岩切彦二郎 西 田要之進 右同四月廿三日野州宇都宮ニ於て戦死、 戦亡帳 奥州会津工寄屯リ候各隊 東山東海両道進軍 (内表紙 并 信道 活道 成道 修道義玄居士 猛道義勇居士 逸道義安居士 主道義命居士 忠道義良居士 烈道義勲居士 義快居 義篤居士 義 功居士 士 同所報恩寺え葬 四番隊 四番隊 二番砲隊 同 同 同 同 同 同 Ŧi. 三番砲隊 一河野彦助 一赤塚源之進 一二階堂右八郎 広瀬喜兵衛 小野藤吉 田中藤五郎 中原休左衛門 番隊 武川直枝 染川彦兵衛 池之上新八 朱 右書同断ニて 右同閏四月廿五日奥州白川ニ於て戦死、 「薩長大垣戦死十三之墓ト記シ、 七人也、 本肥後脱走者 但胴計リニテ首ハ長寿院え葬」 藤原景則 藤 野州芦野駅最勝院え葬、 藤原資雄 原吉風 二十三歳 二十歳 越智道明 平 二十二歳 二十六歳 尚 志 三十七歳 二十歳 藤行信 平実行 二十六歳 二十二歳 藤真人 二十九歳 二十六歳 石碑ヲ白川入口え立置候 廓道忠順居士 雲外忠峯居士 観量忠念居士 全明忠信居士 法勝院雄山 無外忠法居 善外忠達居士 隆山忠芳居士 円通忠関居 機岳忠了居士 同所長寿院え葬 士 一心居士 士

ハ此

九番隊 兵具隊 六番隊 兵具方町夫 本営付足軽 同 一井上吉左衛門 同 十二番隊 一尾上為八郎 同 二番隊 二番砲隊 藤原宗八郎 Ш 伊佐敷金之進 満喜祐次郎 日高郷左衛門 Ш 有川藤七郎 河野助五郎 右同八月廿日会津道玉之井村ニて戦死、 右同七月廿九日二本松ニて戦死、 右同七月朔日白川ニて戦死、 木原藤市郎 上助十郎 田 干郎 源正経 平有次 平親義 中原貞常 源当原 源為徳 藤原供次 藤原良意 藤原親宝 二十歳 二 十 一 二十歳 二十一歳 二十一歳 二十四歳 十八歳 二十三歳 三十歳 + 九歳 長寿院え葬 歳 奥州三春龍穏院え葬 忠岸玄芳信士 忠良順芳居士 忠岩清雲居士 忠林玄峯居士 忠応義肝居士 忠山量道居士 忠清浄肝居士 忠岳道節 忠全量節居士 悟山忠源居士 忠芳桂円居士 右龍穏院え葬 居士 五番隊 六番隊 本営 弐番隊 六番隊 同 同 同 一伊地知清八 一藤井才之助 一樺山清五郎 一田中清右衛門 一古後七之丞 一上原正八郎 一番隊 一番隊 坂本仲蔵 奈良原弥六左衛門 有馬十郎次 東郷助之丞 右同月廿六日白川ニて戦死、 右同月廿五日大田川斥候先ニて戦死、 右同五月朔日奥州白川 右同月廿一日右同石莚村ニて戦死、 岩右衛門 源綱記 平季賢 藤原秋賢 藤原資記 平 藤 -直勝 原純風 源格 藤 藤原尚孝 ニ於て戦死、 原親尚 二十八歳 三十五歳 二十五歳 二十歳 十九歳 二十四歳 二十六歳 長寿院え葬、 二十五歳 二十三歳 三十三歳 右龍穏院え葬 同 唯法忠 右長寿院え葬 . 所長寿院え葬 朴淳忠厚居 頓覚忠英居士 大仙忠乗居士 悟雲忠道居士 泰岳忠全居士 法林了空禅定門 義順忠山 居 居

士

士

士

遊擊隊

一三原周助 藤原重業 二十歳 雲山忠歩居士

池田次郎左衛門 藤原政 清 二十歳 清雲忠浄居士

三番隊

浜川彦兵衛 平景春 二十三歳 自得忠性居士

六番隊

長東市郎 源正名 二十歳 傑相忠英居士

同

兵具方

一永野仲之丞 中原祐静 二十三歳 義運忠良居士

一 黒田運次

長次 二十二歳 逸俊忠堂居士

右同六月十二日白川ニて戦死、長寿院え葬

五番隊

一川﨑清左衛門 平祐利 二十二歳 秀山忠明居士

遊擊隊

猪俣宗七郎 藤原則貞 十八歳

同

米良仲之永 藤原則善 十八歳

同

一藤原勇蔵 藤原公春 二十歳

 $\overset{+}{-}$ 番隊

肱岡藤八 藤原長員 兀 十九 歳

同

田村小太郎 藤原元福 二十歳

六番隊

中島岩次郎 〇藤原利安 二十三歳

朱 「丸印ノ三人城側涯迄深入致シ、 落城後死体ヲ揚

候処、 首無之候事」

同

一園田勇吉

○藤原実政

二十二歳

同

一川上彦八郎 0

従卒之

喜之助

右同八月廿三日会津ニて戦死、 同所慈光寺え葬

番隊

松崎壮八 二十三歳

同

一萩原郷之丞 藤原種教 三十一歳

右同月廿四日会津ニて戦死、 慈光寺え葬

西田藤助 藤原恒徳

家村猪之助下人 藤四郎

右同月廿五日会津ニて戦死、 慈光寺え葬、

一番隊

加藤郷兵衛 藤 原利経 二十七歳

右同月廿八日戦死、 会津慈光寺え葬

臼砲打手

丸田喜右衛門 藤原正広 二十歳

右同月廿九日会津ニて戦死、 慈光寺え葬

私領三番隊々長

山田司

右同九月五日会津道日光口ニて戦死、江戸大円寺え葬

夫卒江戸本城之

松吉

右同月九日会津天寧寺口ニて死、 慈光寺え葬

番隊 実病死

棈松善次 源貞行 二十三歳

右同月十八日会津ニて戦死、 慈光寺え葬

私領一番隊 都城

福留嘉右衛門

右月日不相しら、 慈光寺え葬

四番砲隊

川上八郎左衛門 藤原親貞

右九月十五日会津ニて戦死、 慈光寺え葬

外城四番隊 出水

亀川与兵衛

四番隊

右同月十四日会津ニて戦死、 慈光寺え葬

左近允弥兵衛

右同閏四月廿五日於白川手負、 横浜病院ニて死、 江戸大円寺え葬

佐土原新助

右同六月十二日白川ニて手負、 於横浜病院死、大円寺え葬 原道知新居士

六番隊

一税所龍右衛門 藤原実清 二十二歳 見龍登雲居士

右同四月廿三日宇都宮ニて手負、 於横浜病院死、 大円寺え葬

五番隊

一大迫市郎左衛門 右同五月廿六日白川ニて手負、 藤原貞俊 横浜行之中途於芦野、 十九歳 香雲院長山善公居士 同廿九日死

同所最勝院え葬、

五番隊

伊勢佐七郎 平貞実 二十三歳 貞道義実居士

右同五月廿六日白川ニて手負 右同断、 六月朔日於宇都宮二死、

同所報恩寺え葬

一番隊

川﨑休右衛門 平良経 二十四歳

右同九月於会津手負、奥州三春病院ニて同十八日死、 龍穏院え葬

三番隊

山本仲助

右同八月於同所手負、 九月五日三春病院ニて死、龍穏院へ葬、

忠法知量居士

付足軽 四番隊

加藤次右衛門

右同八月廿五日同所ニて手負、 九月三日三春病院ニて死、 龍穏院

本覚知性信士

へ葬

弥山常栄居士

五番隊

山内次郎 二十六歳

忠往自運居士

右同八月廿三日於同所手負、 三春病院行之中途九月二日伊苗代ニ

て死、 龍穏院え送葬、

忠庵道香居士

六番隊

松田健四郎 知識勘右衛門 右同九月於会津手負、

横浜行之中途十月二日宇都宮ニて死

同所報恩寺え葬

右同九月十七日於会津手負、

番砲隊

竹内正助 紀実行 二十一歳

忠憐清香居士

右同八月廿三日於会津手負、三春病院行之中途棒成峠辺ニて死、

同

龍穏院え葬、

同

川上四郎次 藤原新彦 二十六歳

忠相清薫居士

一諏訪次郎左衛門 右同八月於会津手負 三輪兼次 三春病院ニて九月五日死、 二十五歳 忠安良清居士 同所龍穏院へ葬

一番砲隊

山口彦八

二十四歳

右同八月於会津手負、 九月六日三春病院ニて死、 同所龍穏院え葬

私領三番隊 加治木

藤原実次 二十四歳 威徳忠猛居士

柏原吉左衛門 右同九月於会津手負、 横浜行之中途同月廿二日白川ニて死、

長寿院え葬、

同

一石原七郎太 藤原常忠 二十三歳 現公忠案居士

右同九月於会津手負、

右同断ニて同廿四日白川ニて死、

同所長寿

院え葬、

外城四番隊 阿久根

> 右同断ニて同廿五日白川ニて死、 同所長寿

院え葬、

三番隊

有馬早八郎 湯地治右衛門

二十四歳 二十二歳

空山早栄居士

二十八歳 真空玄有居士 心地実性居士

有吉庄之丞 右三人同五月七日江戸上野下ニて不意ニ賊と戦ひ死ス、

同所乗取

後死骸掘出 大円寺え葬

番隊

伊地知惣吉

二十歳

和節覚道居士

番隊

岩下半之助

十九歳

秀岩奇崎居士

三番隊

門松喜蔵

二十歳

松岳清雲居士

空浄元居士

番砲隊

隈元太一左衛門

本営方

同所

竹下猪之丞

番隊

海江田諸右衛門

二十歳

真海源光居士

竹堂常翠居士

遊擊隊

野村正八

同

竹迫十次郎

二十五歳

節岩竹翁居士

得正源道居士

右同月七日於同所手負、一黒田平左衛門	一番砲隊右同盟匹月七日上総書	】八	三番隊	一原田敬助	三番隊	右同五月十五日於上野手負、	一肝付十郎	臼砲打手	一貴島勇右衛門	一番隊	一川北五郎左衛門	三番隊	右同五月十五日江戸於上野戦死、	一奥新五左衛門	同	一唐鎌勘助	兵具方	一北条慎一郎	水府浪人	一益満休之助	一床次吉之助	三番隊
負、薩州本陣酒井屋敷ニて養生央死、教山了義居士	月七日上総八幡駅ニて手負、横浜コ			二十三歳		野手負、横浜病院ニて死、							於上野戦死、大円寺え葬、			二十六歳		中村勇吉ト日誌ニ有		三十一歳	二十二歳	
ニて養生央死、大円寺教山了義居士	横浜二於て死、大円寺え葬、			経覚徳明居士		<b>外、大円寺え葬、</b>	義肝実道居士		勇山貴雲居士		知川了源居士		<b>葬、</b>	奥山秀雲居士		徹心鎌光居士		一道清慎居士		益峯休雲居士	大心空床居士	
一伊藤権平	一奈良原長左衛門右同暨匹月廿五日廟	月月 一二   原源之丞	一田原斉	一平山龍助	右同四月廿三日野州宇都宮	一 土工夫 皆吉之	一河野為兵衛	一川上彦太郎	一日高郷左衛門	一鎌田喜之助	一脇元喜之助	一有馬藤太	一宇宿彦之丞	一野崎吉之丞	一野崎善之進	右同四月廿日野州山	一 土工夫 谷山之	一野崎喜左衛門	右辰三月十日野州梁田村二:	一山口彦左衛門	一平山喜八郎	え葬、
一猿渡加左衛門	一亀沢源右衛門	府	一小田敬助	一左近允弥兵衛	州宇都宮ニ於テ手負、	幸之助 一田町之	一宇都岩太郎	一川﨑兵十郎	一山下喜之助	一安田仲左衛門	一横山勇蔵	一伊集院小藤次	一松元清右衛門	一野津七二	一矢野八次郎	日野州岩井之駅ニ於テ手負、	次郎助	一鵜木五左衛門	柴田村ニ於テ手負、	一僕一人	一肝付半左衛門	
一佐土原八郎一川上万助	一淵辺八郎次	一二階堂彦次郎	一種子島清之助	一鮫島芳徳		平助		一美代藤之丞	一伊東正次郎	一菱刈七之助	一廻源五右衛門	一有川要之助	一上原八郎	一市成彦右衛門	一税所龍右衛門			一瀬戸山吉兵衛			一土師壮八郎	

一種子田左門	一川﨑市助	一佐土原新助	右同五月廿七日棚倉	一西吉左衛門	右同五月廿六日奥州	一田代五郎左衛門	一伊勢佐七郎	一斉藤藤太	一染川彦八	一郷田猪之助	右同五月廿五日奥州	一竪山荘八	右同五月朔日奥州白	一池之上四郎左衛門	一土師孫市	一久留休左衛門	一八代次助	一大河平源助	一河野助五郎	一郷田正之丞	一桑波田覚左衛門	一時任金左衛門	一市来喜十郎	一有川二平太
一谷山彦兵衛	一川久保十次	一町田郷左衛門	棚倉海道ニ於テ手負、	一美坂彦六	奥州白川ニ於テ手負、	一町夫 金五郎	一瀬戸山吉兵衛	一税所笑左衛門	一比志島孫四郎	一三原七左衛門	奥州白川ニ於テ手負、		1川ニ於テ手負、	一町夫 熊四郎	一中島直次郎	一西之原吉彦	一伊勢知正左衛門	一上村彦之丞	一坂本仲蔵	一愛甲嘉右衛門	一川上源七郎	一山元吉蔵	一川畑金左衛門	一四元十左衛門
一樺山覚之進	一岸良弥右衛門	一小出建斎		一松崎覚二			一相良為次郎	一大迫市郎右衛門	一江田正之丞	一畠山森之助				一伊地知正治	一大迫喜左衛門	一仁礼平兵衛	一北郷万兵衛	一武元正次郎	一土師庄之進	一篠原覚之丞	一有川彦右衛門	一前川伊八郎	一飯牟礼才蔵	一有馬彦七
一村岡源助	一左近允新六	一松方長作	右同八月廿一日奥日	一平田九十郎	右同八月廿日奥州へ	一吉井七之丞	右同七月廿九日奥日	一鍋掛人足頭磯吉	一藤﨑吉次郎	一吉武彦四郎	一市来宗次郎	一宮里仲庵	一貴島卯太郎	右同七月十六日棚会	一川路正之進	右同七月十五日白日	一田中新次郎	右同七月朔日白川	一山口仲吾	右同六月廿四日棚台	竹原半兵衛	一永山弥一郎	右同六月十二日白出	一永井喜一郎
一筒井治五郎	一武郷兵衛	一梅北八郎右衛門	奥州会津道棒成峠辺ニ於テ手負	一川上嘉次郎	奥州会津道玉ノ井村ニ於テ手負、	一佐々木清蔵	州二本松ニ於テ手負、	一 室坂村 房右衛門	一 石川郡小高村 源蔵	一大迫清左衛門	一鎌田弥九郎	一藤田友次郎	一松崎杢右衛門	倉筋浅川ニ於テ手負、	一緒方藤之丞	川ニ於テ手負、	一若松十左衛門	二於テ手負、	一渡辺勇九郎	倉海道金山辺ニ於テ手負、	一園田旦節	一種子島清之助	川ニ於テ手負、	一 烏山夫 巳之吉
一森権之丞	一梁瀬源次郎	一飯牟礼休左衛門	A,	一木原藤一郎		一古川源助		一越後者 万蔵	一土工夫 市太郎	一西俣彦五郎	一波見清次郎	一榎本新助	一山下喜之助									湯前藤八		

一二本松夫 山口彦八 竹山藤右衛門 桐野藤太郎 市来宗次郎 蒲生彦四郎 郡山甚五左衛門 西左一郎 大脇源左衛門 竹内宗七 汾陽直次郎 若松喜助 藤﨑勇蔵 加治木彦太郎 讃良武五郎 大山十郎次 川﨑休右衛門 右同八月廿五日会津ニ於テ手負 右同八月廿三日会津ニ於テ手負、 右同八月廿六日会津ニ於テ手負 宿陣内ニテ銃丸ニ中ル、 忍ノ夫 政田屋夫 長蔵 従卒之 仁助 金一郎 喜助 貞吉 三春領夫民七 Ш 畠山源七 増山次左衛門 大山弥助 山本仲助 寄夫 二人 夫卒之 清次郎 榎本源次郎 有馬七左衛門 肥後平八 土師孫市 山田直四郎 奥青輔 福島良助 山之内次郎 廻新十郎 三春夫 伊蔵 加藤次左衛門 上四郎次 佐土原人 浅田政次郎 一仲蔵 一二本松夫 一甚太郎 川﨑仲之丞 山口直右衛門 種子島宇左衛門 村山源左衛門 木場休之丞 竹内正助 梅北伊八郎 白浜助之進 小出鎌斎 市成彦右衛門 藤﨑清之丞 諏訪次郎左衛門 一辰次郎 一人 仁礼彦一 川﨑休右衛門 谷村孫七 曽木仲之助 柏原吉左衛門 土橋栄吉 樺山休兵衛、 遠藤英助 右同九月十四日会津ニ於テ手負、 右同九月十二日会津ニ於テ手負、 右同九月八日会津ニ於テ手負、 右同九月四日会津ニ於テ手負、 右同九月五日日光口二於テ手負、 右同八月廿八日会津ニ於テ手負、 宿陣内ニテ銃丸ニ中ル、 辰四月十六日晴 (内表紙 東都 警衛二付出張日記 水道橋辺兵隊 小野彦兵衛、 手負日不相知、 九月十七日手負 一石原七郎太 亀川与兵衛 白尾源次郎 松葉新蔵 小浜半之丞下人 付役恒吉宗太郎 古川源助 松田健四郎 喜次郎 知識勘左衛門 日高藤之丞

橋 右 は大惣督之宮、 水道 橋 両口固メ沙汰有之、 明十七日 江 戸 我 , 城御遊覧ニ 々共朝辰刻より 付 五. 致出張候事 番隊え小石

Ш

稲荷社守和田内記所え致宿候事、

事、一五番隊宿陣水道橋涯講武所内勤申候間、村尾周蔵え曳合、借受候

玉三郎兵衛え曳合、借受置候事、一小石川御門内高松屋敷え壱ケ所用意宿として、彼方渡辺要助・児

上福次郎え曳合、彼方より取片付候事、一講武所内土蔵并座中え曳放有之候武器類取仕末方、徳川御目付川

#### 同十七日晴

樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役同断

上、て可被仰出候旨ニ候、仍て此段可得貴意旨ニ付、如此御座候、以て可被仰出候旨ニ候、仍て此段可得貴意旨ニ付、如此御座候、以明十七日「大惣督宮御入城之儀御延引被仰出候、日限之儀は、追

四月十六日 東海道惣督府 参謀、

但門々警衛之兵隊進退之儀は、何之御沙汰も無之候事、右之通従東海道惣督府参謀衆申来候間、為御心得御達申入候也、

四月十七日 惣督府 参謀

薩州其外藩も略ス、 出張御人数中

当地両口之儀も何そ異儀無之、 其 外衣食住之儀 居え曳合借受置申候 於繰廻、 交代番之賦ニて、 先日之六番隊集所え可也 一先相揃 夫故立寄所高 講 武 小 右川 所内取放有之候武器類は、 最初より講武所え役頭面談之上 口は此地より 松屋敷角一番之長屋 風凌并畳共敷替、 時之人数繰越シニ 居付夜具 直様受持 彼方留

被成下候旨

本営より致

承知候付、

金壱両三歩壱朱と銭三百四

代給度、 宿陣致居申候、 由 方え致掛合候処、 大兵糧方市 之御目付川上福次郎え立会、 昨日大惣督入城も延引相成候哉ニ朝立承、 長引之模様も有之候付、 追々御代合も可致候、 橋藩中も牛込御門前え出張相成居、 此段及御掛合候 日延相及候次第申兼、 彼手ニて土蔵え入付、 尤小荷駄方は矢張社守所え家借受 先今日二ても明日二ても此表え交 且日限之儀も未聴と不致 直様聞合方増上寺 追 々曳合も有之 切封有之候、

同月十八日

#### |月十八日晴

兀

Ш

H 休 兵 衛、

小

野彦兵衛、

付役同

候付、 且今日其地え六番隊繰出 共相成模様候 太儀御首尾合被下候て、 含可被下候、 日又々当駅滞兵を御城内か或は他藩之邸え被召移、 日か明日ニても交代可致旨被仰付、 出兵相成、 上え無甲乙被成下、 所も相替儀無御座、 候 御紙面之趣委曲致拝誦候 、明日ニ相懸水道橋警衛は、 併御 講武所焚出は、 陣場 夜半時分より今已刻出立有之安堵此事御座候、 依之迚も無相替候、 一旁吉 可也被為相済置、 右曳続キ今日五番隊并大砲半座、 然処昨日は兵隊え時服料金五 直二打立可罷出候間、 御取込可相成候は勿論之事ニて、 三付、 御引取之処奉頼候、 扨先日より彼是御配慮之程深ク奉案上 外藩之被仰付候賦之段承及 草鞋銭壱日分壱人ニ付弐百文ツ 交代之場合ニも不至候半、 此上御都合唯 是以本営え伺取候処、 左様御 万々一 両ツヽ、 々奉存候、 納 御内評 得可 明日迄御滞陣 宇都宮辺迄 其段も御 被下候、 然に今 勿論近 今夕よ も有之 乍御

候、 両 八文差送申候間、 一人・付役両人之時服料として弐拾両差上申候間、 右は足軽以上無親疎五両ツ、被究置候間 猶巨細之儀惣左衛門よりも御聞取可被下候 彼隊四役場え御渡付可被下候、 其処を以御配分可 左候て貴兄方御 御受取可被下 自ラ明日拝

四月十八日 板 橋駅 小荷駄方 顔

旁可申上候得共、

不取敢御報迄如此御座候、

以上、

樺山様、 小野様

四月十九日 晴

樺 Щ 休兵衛、 小野彦兵衛、 付役同断

候事 五番隊四役場共、 今巳中刻比都て当講武所曳揚、 板橋之様致帰陣

返候事 右隊中屯所并焚出場之儀 講武所書役之調役佐藤幸三郎え曳合差

御両公御健来大慶之至御座候、 之、 早速御運立被下御礼申上候、 帰揚方ニ 返 弊藩之人数は曳揚申候付、 上申候間 付 色 左様御納得被下度、 々雑用取紛、 今日は両口共大垣兵隊え交代之命有 乍大略以書面奉万謝侯、 御借用申上置候用品宿之儀は 然は先日ハ推参御相談申上 得貴面度正々存候得共、 以上、 一候趣 及

朱

月十九日 薩摩 樺 ·山休兵衛

松 屋敷 渡辺 要助

児玉三郎兵衛様

戦争中従奥州 両 度

(城工致往来候日 記

辰六月五日半天

樺山休兵衛

付役古川源

之書付、 路 • 取起之次第も遂吟味、 人足共、賃銭払無之故逃去、 往御沙汰有之迄、 垣藩守屋浩次郎より写を以差出、 白川口惣督、 東山道惣督并副惣督岩倉大夫殿、 外二長州藩長谷川平八、 「本文大垣牧田玄之丞儀は、 昨夕申出、 川越・古河之四藩被免、 とか申人談合人数ニて、 へ差越居候付、 岩倉殿方より相達候由ニて、 副惣督被仰付、 尚遥々之進撃、 只今通相勤候様達置、 四藩一論之訳相達呉侯様、 本営え相答、 土州藩伴権太夫、 運送差迫リ候付、 帰邑被仰付候段、 得と頼候、 右ニ付金穀・兵糧方、 両日跡用金拝借之壱巻ニて、 右役目被廃侯訳筋無之候处、 受持之隊々えも焚出方申断置候 同八千丸殿役勤被免、 白川宿陣辰刻比致出立候事、 川越藩小川瀬左衛門、 則より右四藩申合、 依江戸着之上、 大垣牧田玄之丞、 江戸大惣督府より 同藩多賀宗十郎 従 朝廷之人馬局 大垣・ 可致談判 奥羽征討 且寄 江戸 **今** 西大 右は 大

候事」

日半より甚雨、 但長谷川平八、 漸佐久山え夜入過着、 伴権太夫も同宿なり 致 泊

土州小笠原唯八白川え致出陣候由ニて、 致面会 暫時談話

六日 陰

付役同

断

樺山休兵衛

(内表紙

長谷川平八、 伴権太夫

朝六ツ過立、 小山駅え夜入過着致候事

同 己七日晴

樺山休兵衛

付役同断

長谷川平八、 伴権太夫

六ツ過立、 夜入過千住駅え致着候事

同八日晴

樺山休兵衛、

付役同断

五ツ時分立、 長谷川平八、 伴権太夫 江戸通町二町目ト三丁目之間

右衛門旅籠屋え皆共致着候事、

右権太夫、 平八同伴、 岩倉殿所え差越、 藤井九成 北島仙太郎致

面会、惣督府行之事相頼置候事

夕刻牧田玄之丞差越候付、 委細之儀打合置候事、

同 九日晴

:山休兵衛、

樺

長谷川平八、 伴権太夫

岩倉殿方より案内を頼 江城西丸出、 参謀大村益次郎え面会

度々論判、 三条公えも拝謁、 左之通被命候事

朱 「本文大村益次郎儀、 シ、三条公え壱人拝謁、 別々相拒ミ候処より四藩尚別 実場之事情を細密解立、必然之理を 々論を尽

是非遂趣意候儀ニ相約り、

樺山休兵衛罷出候事」

付役同断

同 日 晴

山休兵衛

樺

夫賃銭之儀は右会計方両人より受取、 会計方大垣藩田辺五郎左衛門、 江戸へ差越、 被仰付候付、 大惣督府え申出、致弁別候様、前条益次郎より承候事 当座用之米金は彼手より相捌、 市橋藩田中治人右両人え金穀主宰 藩々より払候様同人より承 且軍用金之儀は時々

古河藩、 宇都宮藩、 大垣藩、 西大路藩

但是迄勤来候川越藩帰邑ニて、 宇都宮藩跡代

右は此節改て大惣督府より兵食賄方被仰付候事

但大惣督府より田辺・田中え金穀差送相成、 彼方より兵食方え

受取、

焚出之手続承候事

同十日

陰

数寄屋丁山本屋市郎

樺山休兵衛、

付役同断

長谷川平八、 伴権太夫

芦野、 大田原、 黒羽、 烏山、

右四藩え同断、 人馬方被仰付候事,

四藩 緒二大村益次郎へ取合、 人馬舟車を曳受、 捌立候役筋無之

候ては、 従是先両野奥羽之進撃不相調、 実場之情態を以議論ニ渡

右之通新規被召立候事、

西丸帰掛酒井屋敷え薩州人数致滞在候段承、 掛り、 門曳列之隊ニて、 彼辺より打 明日船乗付ニて藩々打合、 敗候策之段承候事 都合千人位平潟え相 差越候処、 島津左衛

付役同断

長谷川平八、 伴権太夫、

白川滯陣薩州軍用金被相渡度段、 此日より論判いたし置、三条

1 公迄も聞通相成候儀有之、 、また出勤無之、 同人部屋え歩通候得は、 四ツ前西丸え差越候処、 後刻九ツ時分参呉候様 大村益次郎儀

一先曳取候事

金八千両

右は奥州白川え繰出候諸隊軍用金致払底、 及困窮候付、 右之通. 相

渡候様被仰渡度、 此段奉頼侯、 以上、

六月十日 薩州小荷駄奉行

右は最初壱万両申出置候処、 段々六ケ敷、 八千両丈書付を以、 願

金八千両 出候樣漸運立、 昨日前条益次郎へ右之通申出置候事

右薩州藩奥州え出兵被仰付、 拝借願出候処、 無拠儀二付貸渡被仰

付候事、

六月十日

下参謀印

右書面右益次郎より今日受取、 会計方へ差越候処、 疾退出後ニて

明日可相渡旨承候事

此節大惣督府より改て諸役場被仰付候書面入之文箱三、右益次郎 より受取、 土州島村助四郎飛脚ニて、 今日白川え出立候付、

知正治え宛書翰相添 伴権太夫え頼差遣候事

同十二日陰

九ツ時分金子受取方として会計方え差越候処、 旁ニて、 曳渡之都合不調 昨日右益次郎より受取候書付は、 首尾合之役筋病気 佐藤

儀十郎え相渡置候事

樺山休兵衛

付役同

断

長谷川平八、 伴権太夫

今日八ツ時分速水吉之丞事、 横浜より帰掛江戸着なり、

同十三日 晴

樺山休兵衛、

付役同断

長谷川平八、伴権太夫、

四ツ半時分会計方へ差越候得共、 西丸駆曳之用繁之由ニて、

受取方不相済候事、

七ツ時分致同宿候土州藩安田覚之助并池之上四郎左衛門出 明日鷲之尾殿白川え出軍、 長藩百人外二一藩不相分人数四百五

人繰出、 彦藩三百人ハ日光より致出張、 跡ハ芸州弐百人差越筈候

〆八百五拾人程白川え繰込候賦之様に承候事

电

同十四日 晴

樺山休兵衛

付役同断

長谷川平八、 伴権太夫

今日も会計方不相運

同十五 日 晴

樺山休兵衛

付役同断

長谷川平八、 伴権太夫

今日も会計方不相運

伴権太夫事、 今日出立帰陣

同十六日晴

樺山休兵衛

付役同断

今日会計方伊東仁左衛門より金八千両相請取、 長谷川平八、

箱八便次第致返納

呉候様承候事,

金八千両

右は此節奥州白川え致出陣居候諸隊軍用金として慥ニ御請取申上

以上、 薩州 小荷駄奉行

辰六月十六日

朱 「本文受取書、伊東仁左衛門え差出置候事\_

七連銃百挺、但捻筒 一弾薬弐万五千

朱「本文本営え差出置候事」

右渋谷泰蔵より申出候由ニて、 大村益次郎より受取候事

九ツ時分長谷川平八同伴致出立候事、 但越ケ谷へ着玉為

同十七日晴

樺山休兵衛

付役同断

長谷川平八

朝六ツ過立、 夕刻小山え着、 田木屋え致 一泊候事

同十八日晴

朝六ツ過立、 喜連川え夕刻致着候事

樺山休兵衛 長谷川平八

付役同断

同十九日半天

樺山休兵衛

付役同断

長谷川平八

朝六ツ過立 夕刻白川え致着候事

前後之形行 伊地知正治え曳合置候事、

辰七月八日 雨

樺山休兵衛

付役松元惣左衛門

朝四ツ時分白川出立、 夕刻佐久山駅え宿着、 大王屋

大惣督府え出兵催促、 も出張不致、 兵食方且鷲尾殿方は勿論役筋之局々人馬方共、 且軍議如何様ニ相成居候哉、又は金穀役目 江戸

宇都宮藩え福島屋夫之鶴蔵名前之者壱人有罪者ニ頼置、 より金穀不送出、 朝夕の茶代さへ無之、進撃之余勢、尽茶、猶又

分捕米も

預置、 在之、盆祭之次第も致都合候筈ニて、江戸え罷立候事 其外小荷駄方用事追屯、 本営え答候処、 序大円寺送候遺髪

同九日半天

樺山休兵衛

付役同断

朝六ツ半時分出立、 小山駅え致、 田木屋え致 泊候事、

同 白

朝六ツ過立、 千住宿佐野屋丹蔵所え致着候事、

樺 Щ 「休兵衛、

付役同 断

益 次郎 へも同様議論申掛 置 候事、

#### 同 十一 日晴

此節ハ大惣督より書翰被差出候賦之段返答承候事 着 五. 益次郎部屋え差越、 ツ 直様西丸え差越候処、 ・時立、 九ツ時分日本橋二丁目大工町二本屋市郎右衛門所え 軍議之次第伺候処、 休日ニて大久保市蔵儀出勤無之、 明日御軍 議有之筈ニ候 大村

帰掛彦根大久保市蔵方え差越候処 留守

#### 同十二日晴

樺山休兵衛

付役同断

大久保市蔵儀亦出勤無之、 西丸え九ツ前差越、 之隊々、 諸藩手配之条々承度、 大村益次郎え曳合、 小松帯刀ト銀座見分ニて本柳橋辺え差 尤書翰 ハ明日可相渡承候事、 仙台行之人数、 且平潟廻

海江田彦之丞より承候事

但両日共夕刻迄不罷帰、 酒呑遊山之由なり

大円寺え差越、 朱「本文副司より之受取書 和尚是山え面会、 本営相良治部え相 川崎清左衛門遺髪相頼置候事 :渡置候事」

盆祭として金弐両差遣置候事

同十三日陰

樺

Щ

H休兵衛、

付役同断

西 如何様之論ニて官軍之艱難を不救、 役筋悉ク金払底ニて、 丸え差越、 大久保市蔵え金取出兵催促 諸藩より拾 ひ借等いたし、 米金送運不行届訳候哉 ハ勿論、 白川 兵糧米も無之、 出張之朝廷

> 同 十四四 日 半天

付役昨日同

樺山休兵衛

無之、 九ツ時分西丸え差越候処、 右益次郎へ取合、 論判之上、 盆両日休日之由ニて、 金五千両鷲尾殿用心金として 大久保市蔵出 勤

相替呉候様相渡候事、

朱 朱「一本文人足賃銭申出候処、 「一本文金子同廿二日夜曳渡、 也、又ハ会計方ニても其様申出様、 取替ニて跡以鷲尾殿方より受取候 梅村魁介受取書相受取候事」 同十五日承候事\_

大久保市蔵所え七ツ時分より差越、 同え掛致、 事情共篤と相尽シ、 相調丈ニ無之、 督より之米金差送方不行届、 難渋致候訳、 看々題目之機会を取失、 夜九ツ時分迄罷居 且出軍惣督え金穀出納之権不被命、 白川中飢渇ニ苦ミ、 朝廷役筋金払底之節ハ営中一 曳取候事 奥羽鎮撫之重事を誤り候 進止不自由出撃 大惣

同十五日 雨

樺山休兵衛

付役同 断

西丸え出候処、 取束繰出候樣都合可致、 促 尚又曳合候処、 今日迄 甲州筋より近日差越候彦藩人数を見込、 ハ昨日同段ニて大村益次郎 若又彦根勢指違候ハヽ、 へ取合、 何様也共可 出兵催 繰出

戦 死 • より金八百五拾五両相渡リ、 手負人数え香奠・養生料被下候段、 受取書差出置候事 益次郎 承 会計

より

方

を両三日中可捌立段承候事

但壱人ニ付、 金拾両ツ、被下、 右名前段々書様有之候 其段曳

合候処、 猶又取調申遣呉候様承候事

朱 「一本文間違候名前取 調 本営え差出置候処、 彼方より江戸

へ差廻候段承候事

朱 云々え差遣候事」 本文香奠料ハ御国 元へ差下、 養生料 ハ諸所行散居候出先

差出置候事、

大惣督府軍議布告之書壱通、 大村益次郎より薩州本営え相渡呉様

同十六日半天

樺

山休兵衛

付役同断

小 ·荷駄方取入物、 且諸 宛之用向相 一弁シ、 九 ツ時分より山本屋出

立 夕刻大沢え着、 玉屋え一泊

同十七日晴

付役同断

樺山休兵衛

五ツ時分出立、 小山駅田木屋え夕刻着いたし候事

同 十八日半天 夜大雨

六ツ半時分立、 宇都宮え八ツ時分着、松村屋え宿を取り 直 位様軍事

米四拾九俵卜半米四俵

局前橋和貴介え取合、

左之通書付を以、

致弁達置候事

朱 「一本文米之儀は都て宇都宮え致進覧候段、 本文和貴介 こへ曳渡

置候事」

佶 生 越 前 国 鶴蔵

右は閏月廿九日御当城致出立候節 御重役え及頼談候上、 入江金

> 平様 へ御渡申置候事

樺山 H 休 兵 衛

辰七月十八日

右書面を以、右和貴介え曳合、 城内明家え呼出暇申付候上、 以後

都合次第追放取計方、 右同人え頼入置候事、

「一本文鶴蔵儀ハ致謀候者ニて、 戦争中混雑ニ任セー 往宇都京

朱

牢屋え差廻候処、 但家老恒川七左衛門え曳合置が 此節同藩国法通追放頼入置候事 尤右両条本営へ及吟味相決

候事」

同十九日半天

樺山休兵衛

昨夜より今朝二掛大雨降ニて、 宇都宮川筋橋三落、 且鬼奴川差支

付役同断

候段申来、 滞在いたし候事

同 廿日 晴

樺 山休兵衛

付役同断

朝 五ツ過立、 四ツ半時 分白沢迄差越候処 鬼奴川 未川 越無之候

故 同所仙台屋え致 一泊候事

同廿 日

え行逢、 夕刻大田原え致着候事 四ツ過鬼奴川越候由ニて出立、

喜連川ニて手負、

差引速水吉之丞

同 廿二月 晴

付役同断

樺

山休兵衛

〒1544、 一朝六ツ時分立、佐久山ニて会計方浅野弁蔵へ行逢、夕刻白川え致

一金五千両

村魁介受取ニて、請取書相受取候事、来、夜六ツ過松元惣左衛門を以、鷲尾殿方へ差遣候処、会計方梅宋、夜六ツ過松元惣左衛門を以、鷲尾殿方へ差遣候処、会筋ニて持右惣督府より鷲尾殿方え用心金として差送相成候、金筋ニて持

朱

より、 本文此金筋二付、 之 り承候て、 置候付、 督府え申出、 齟齬候形行、 無之段承、 営え談合、 方へ前以相達居候付、 村魁介え曳合候処、 方えは江戸より早段受取候段承、 折柄払底故早々召仕候由返答旁間違相成候処より、 本鷲尾殿方用心金不備置候て、 鷲尾殿方え相届候得共、 各隊々為非常急弁え召居置候、 左候得は、 梅村え達候処、 梅村より大村え申遣候様致演舌置候事 大村益次郎より受取、 鷲尾殿方え会計方名目無之、 去ル十二日仕出之金有之趣参謀より会計 十二日仕出之金有之候旨申来候のも有 右之金筋と相心得受取召仕候段承候処 出軍惣督方へ此金筋全存居候訳ニ 間違筋相見得候故、 彼方克吞込居侯段、 此金壱巻ハ疾々書状差出 不叶吟味候訳有之、本 賦之金筋ニて大惣 且朝廷会計 本文梅 同人よ 右致

但鷲尾殿方用心金送出相成候様申立候事也」
に対して、在合無多事候処より、鷲尾殿方へ及相談候得は、無拠之急用ニて薩藩え相談有之候得共、会計方之救候涯無拠之急用ニて薩藩え相談有之候得共、会計方之救候涯無拠之急用ニて薩藩え相談有之候得共、会計方之救候涯無が之の、俄不行届様ニて、既ニ度々会計方之金本より金借に、出軍とのより、右間心金送出相成候様申立候事也」

別段金五千両持来、鷲尾殿方へ曳渡候段承候事」「一会計方浅野弁蔵江戸より帰、右金勤惣督方間違ニ候、此

飾

朱

(内表紙)

肝付郷右衛門曳受致帰陣候十月十六日東京出立之各隊

日記写

十月十六日晴

土工夫福島屋夫・井筒屋夫等召列、小塚原宿より致出立候事、一東郷栄之助事、付足軽川口仲助・松元惣左衛門・川畑森右衛門、一肝付郷右衛門事、規則通之諸隊曳受、田町御屋敷より致出立候事、

但川﨑駅泊

残用も有之相残候事、樺山休兵衛、川崎正右衛門儀ハー朝廷え駈曳御用、且首尾後れ

但付役 恒吉宗太郎·竹下小助同断

同十七日晴

肝付郷右衛門、

東郷栄之助、

付役昨日

通

#### 同十八日晴

一肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役昨日通

一今朝五時分藤沢之駅出立、小田原駅え七ツ時分致着候事、但馬入

川之儀ハ行幸橋致通行候事、

#### 同十九日晴

一肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役昨日通

え出迎居、暫時立寄、七ツ過三島宿え致着候事、一今朝六過出立、峠ニて昼支度、山中水戸屋源兵衛御出入ニて中途

同廿日晴、四過より雨

肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役昨日通

今朝五前三島駅出立、原駅ニて昼支度、吉原宿え七ツ過致着候事!

#### 十月廿一日晴

肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役昨日通

以来左之通印札銘々御免之面々え相渡、於駅々右印札曳替乗駕并通行之筋ニ取極メ相成居候得共、駅々是迄段々混雑之訳も有之、一道中病人亦は足痛ニて宿駕籠御免之儀本営え申出、免許之上右払

薩州

乗馬等相受取候樣、

諸隊え相達候事

人足弐人

小荷駄奉行

日 肝付郷右衛門印

月

今朝五 七ツ 朝川畑え相越居、 過致着候事 同本亭斉藤鐘 前 出 立 富士川 左衛門・ 右本亭え立寄、 (御用聞岩渕本亭常盤弥兵衛夕部見舞、 同名信右衛門見舞、 兵隊通行之諸払、 同所出立、 且謝礼等い 興津え た 今

但各隊人馬宿駕籠手当等之儀は、毎之通問屋場役人方え申達

候事、

#### 同廿二日晴

肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役昨日

通

今朝五過出立、鞠子え七ツ過致着候事、

且謝礼夫々え差遣候事、但安部川渡ニ付本亭亀屋五郎左衛門方へ立寄、川渡之諸払、

同廿三日陰

肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役昨日通

万兵衛見舞、尤本亭置塩藤四郎同様、明朝川渡都合相頼候事、今朝五前鞠子宿出立、島田駅え七ツ時分致着、大井川御用聞守屋

#### 同廿四日晴

一肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役昨日通

門 今朝は大井川越方ニ付、 り出立差越、 之儀島田・ 川口仲助、 尤今晚天龍川御用聞杉村彦太夫見舞 金谷双方之役人え夫々見合差遣、 都 福島屋夫、 て渡仕廻相成、 夜半より付役松元惣左衛門・ 井筒屋夫等川越都合二差遣、 金谷駅ニて川渡之諸払、 明日川越之都合申付置 掛川駅え七ツ時分致 川畑森右衛 且謝礼等 五ツ前よ

申出、 此節各隊帰陣二付、 町人足平助召付、 着迄之間ニ用金差続不相成候ては、 相良治部より飛脚差立候様致承知 今晩より則召立候事 殊之外病人等相重、 通行礑と差支可相成、 人足入費過分二相及、京 付役川畑森右衛門え田 本営え

金五百両

申候間、 用入金、 申越候様承候間、 右は此節東京表より兵隊帰陣ニ付、 早々右通御差続相成候様御取計 今般ニては見賦等致相違 此段御掛合申上越候、 迚も有金丈ニては、 道中病人過分二有之、 以上、 有御座度、 相良治部 着京調兼 夫故雑 より

|小荷駄方付足軽川畑森右衛門え土工夫平助被召付被差越

従掛川 一駅小荷 ·默方奉行

-月廿四 肝付郷右衛門

京都御留守居衆

金拾五両 小荷駄方付役 Ш 畑森右衛門

土工夫 平助

右は当地より為飛脚被差立候間

此段申上越候、

明日は浜松え着陣之賦御座侯、 以上

従掛川駅小荷駄奉行

十月廿四日 肝付郷右衛門

京都御留守居衆

同 .廿五日晴

肝 付 郷右衛門、 東郷栄之助、 付役川 口仲助

> 今朝掛川之駅出立、 浜松え夜入前致着候事、

但荒井坂都合同として田代才兵衛見舞、 船手当旁申付候事

同廿六日

肝付郷右衛門、 東郷栄之助、 付役川口仲助

え着船、 ニ付弐百文ツ、算当ニて受持候、 松え着陣之上致直届申残置、 有之候間、 方本営島津式部より上原彦十郎を以申遣相成候得共、 太病人過分相重 今朝本営より参候様承、 金四百両丈書役東郷栄之助残置、 晩付吉田え致着、 其内当方相金之内より致配置候様、 殊之外雑用金入重、 早速差越候処、 今晩ハ道中草鞋銭拾八日分、 拙者共打立、 諸隊へ相渡候事、 京都より差続相成候様 書状相添、 跡立小荷駄方土持左 舞坂舟都合も宜、 相良治部より承ニ 当日島津式部浜 暫時 壱日壱人 ハ間も 荒井 彼

但東郷栄之助は、 相重 たし候事、 置 直様出立、 不行届ニ付彼方へ被召付候様申付 付役松元惣左衛門ニは、 今晩早々ニ付、 浜松え島津式部夜入前着陣之上、 夜中七ツ時分吉田宿え参陣い 土持左平太方病人過分ニ 当駅え残置候也 右金子差出

同廿七日 晴

肝付郷右衛門、 東郷栄之助、 付役川 [仲助

今朝五前出立 尚 崎之駅え七時分致着候事

同 一世八日

肝付郷右衛門、 東郷栄之助、 付役昨日 通

今朝岡崎之駅出立、

宮之駅え晩付致着候事

但桑名より御用聞差越、宿駕籠無之事ニて用弁相成候様願出候

間、左之通致通達候、

拾五疋、 明後晦日朝、 度御達ニ申上候、 致、 宿場片継之場所柄ニて宿駕籠無之、 いたし呉候様、 分て申出趣有之、外ニ致方無之候間、 外二は不相調、 桑名駅隊々出立ニ付、 左候得は一車ニ両人も乗合、 本営より承候間 右ニ付ては病人は勿論荷物等も都て車ニ 彼方宿役人より申出候は、 此段致通達候、 馬之儀も方々致手当候得共 銘々右之通御承知有之 曳夫弐人召付候様可 以上、

十月廿八日 小荷駄方

一番隊、弐番隊、三番隊、一番砲隊、諸役者

同廿九日晴

肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役川口仲助

松元惣左衛門

但付役松元惣左衛門、土持方入用無之、差返相成候事今朝宮ニて隊々乗船、桑名え八ツ過着致シ候事、

今日足軽川畑森右衛門、掛川駅え京都より御差続金一条等差遣置

候処、金五百両才領被致着候事、

一金札五百両 才領川畑森右衛門

右は中途雑用金として可差続旨被申越趣、

致承知候、

就ては可成

候、以上、其段ハ宜敷御含可給候、尤右才領を以早速差続候間、御受取可給等出来兼候付、先達て諸所往来雑用金等も右札を以相弁来候間、正金ニて可差続筈候得共、当分京摂之間別て正金無多事、繰替方正金ニて可差続筈候得共、当分京摂之間別て正金無多事、繰替方

十月廿七日 京都 新納嘉藤次

小荷駄奉行 肝付郷右衛門殿

同晦日晴

肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役川畑森右衛門

川口仲助

松元惣左衛

今朝五過出立、亀山え七過致着候事

十一月朔日晴

肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役昨日通

一今日亀山出立、水口え夜入過致着候事、

着、則桑名表え差越候事、ニ有之、不行届ニ付差越候様、於京都上原彦十郎より承、曳返致一今朝小野彦兵衛京都迄為宿割差越候得共、土持左平太方病人過分

十一月二日陰

肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役昨日通

今朝水口出立、草津え八ツ過致着候事

同三日晴

一肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役昨日通

工川添喜之助召列、出迎として参、祇園二軒茶屋下藤之家え七ツ人馬賃銭相払、打立、中途追分迄為宿割差越候、速水吉之丞、大一今朝五ツ前出立、矢矧より乗船、大津え九ツ時分致着、立宿ニて

時分致着候事

但小野彦兵衛、 土持方入用無之、 今晚致着候

今日着之人数、 左之通御座申出候 十一月四日

小荷駄奉行 金五両ツヽ 肝付郷右衛門 付足軽 金三両ツヽ 松元惣左衛門

右同下目付之場 速水吉之丞 Ш 口仲助

右同下目付 小野彦兵衛 Ш 畑森右衛門

一右同書役 東郷栄之助

金壱両ツヽ

大工 山下吉之丞 川添善之介 永峯袈裟五郎

土工夫

休太郎

金四郎

休太郎

清助

金四郎 嘉右衛門 次郎助 喜次郎

小右衛門 仲助 次郎助 兼太郎

伊太郎 平助 小次郎

肝付郷右衛門家来池田伊太郎、 速水吉之丞下人小太郎

料として御勝手方より被相渡曳渡候事 右は御屋敷より御用有之、速水吉之丞罷出候処、 右通銘々え御酒

同四日晴

肝 付郷右衛門 小野彦兵衛、 付役松元惣左衛門

速水吉之丞 川口仲助

東郷栄之助 Ш 加森右衛門

今日は御勝手方へ罷出候事が

番砲隊夫 新兵衛、 森之助、

候間、 右 は戦争中首尾能正道相勤来候処、 苦労銀七両ツ、被成下候様、 吟味相決候間、 凱着二付本所え御帰シに相成 其通御払渡可

> 被成、 此旨早々申進 候、 以上、

1良治部

肝付郷右衛門殿

(表紙

東山道出軍小荷駄方日記

別籍 漏 余

雑誌

(内表紙

別 籍 漏 余

雑誌

東海道出軍人員等込ル

座光寺右京

朱「本文旧幕交代寄合か

右は此度郷導被仰付致出府候間、 此段御心得迄御達申入候也

二月晦日

惣督府

御人数中

御人数中

参謀

大垣 薩州

来ル三月二日下諏訪ニおひて御滞陣可被遊候付、 差留り居候様被仰出候間 此段御達申入候也 和田駅え其兵隊

月 晦 惣督府

執事

薩州 御人数中

大垣 御人数中

四番隊、 一五番隊、 一六番隊

右五両宛

大砲隊、 右弐両弐歩

小荷駄方、 兵具方隊、 製作方 右壱両 右壱両弐歩

土工夫、 右壱両弐歩

右多日寒気行軍故、 御法ニ任セ右之通被下候事

但小荷駄方より可相渡候 惣督

差引

此節兵隊中都下連戦之後、 草鞋銭被下候間、 由 出二付、 別段之訳を以、 各隊取東小荷駄方より可被受取候 行軍中壱日壱人ニ付上下共弐百文ツヽ、 多日之行軍相成、 軍用金不差続難渋之

但陪卒、 土工夫迄同断 総督

三月朔日

差引

其外略ス

小荷駄方

去 之御供立ニて御上京可有之筈候処、 其情実慶喜謹慎之趣を以 随從之儀御頼二相成候趣、 一世一月、 輪王寺宮関東発足、 謝罪御歎願之趣ニ候、 本田美濃守家来を以、 御上京可有之由為警衛、 十四藩警衛之儀以之外之儀ニ 然ル上は尤尋常 内々届申出候、 十四藩

計被召連御上京可有之旨、

厳敷御応接可有之候、

此旨大惣督宮被

町年寄

植木半左衛門

其御陣自然御通行ニ相

成候得は、

警衛之兵隊被脱、

宮御家来

命

右之条従大惣督府より参謀衆被相達候間 此旨可相心得候事

十四藩姓名左之通

本多美濃守 松原左衛門尉 秋元但 馬守、 内藤紀伊守、

本多能登守 松平中務太輔 水野 出羽守、 井伊右京亮

久世讃岐守 間部下総守、 黒田筑後守 大岡主膳正

増山対馬守 板倉摂津守、

右之通被仰出候間 御達申入候也、

東山道先鋒惣督府

中山道之儀は元来偏鄙険阻之地ニて、 戊辰二月廿六日 民家も乏ク人夫継立不都合 参謀

候処、 此度大軍東下ニ付ては、 領主之大小名等精々尽力之由候得

俄之事故、 彼是行届兼候趣之歎願も有之候付、 諸軍中病気・

旨 等を以、 足痛等之族は、 駅々え被仰出候間、 緩々進ミ可申、 其宿ニ被滞留、 此段も御心得、 且諸 |荷物運送牛馬ニて継立候ても不苦 御軍用荷物継立等備候後、 向後急度相心得 右様之 宿駕籠

儀無之様可致旨被仰出候間、 此段御達申入候也

別紙之通惣督府より被仰渡候間、 正月廿七日 本営役所 此段早々致通達候、

以上、

五番隊、

一六番隊、

大砲隊

小荷駄方、 製作方

人馬掛 宇都宮ニて用向遊 安形半兵衛

引且

時

々見舞候人数

右城内え致出役候付、

人馬手当之儀同人え申遣

可然段承知候事

右病院方薬物等買入方ニ付、 出役候事

一人馬掛 二郎塚新田 塙田村 御嶽泊 関 京都立午二月十三日 西原村 郷村取締役頭取西川 右善左衛門より列越候事、 右政事向掛之由ニて用向承度見舞候事、 右支配人足拾壱人列出候事 右諸取入品肝煎為致候者 上茶百目求方相頼候事、 右蒲団弐拾人前・筆拾本・墨壱丁・莚三百枚 右両人事御用ニ付、 公ヶ原泊 右同断 四月廿四日 日野町年寄 、田土佐守領分村々取締役大庄屋 北門町 池田八郎兵衛、 笛木瀬村 前原岩五郎 町年寄右町居住 鉄砲町 日野町松村屋 安蔵、 大垣泊 大久手泊 才島 岡本屋 森田伊左衛門 若日田久庫 太助 何そ可相勤段見舞候事 増渕操佐、 田村大庄屋 半兵 吉右衛門 一戸条村 一中津泊 一草津泊 但見張番申付候 美江寺泊 長江善左衛門 卯兵衛 青木周蔵 今山内村 善左衛門 落合泊 加納泊 武佐泊 ・縄見合・起炭拾俵 丸 囲 源 三戸野泊 太田泊 鳥居本泊 望月 惣督 御嶽 大垣え致着候節 足軽隊弐拾人 壱宿、一製作方 同廿六日宮越 鴻之巣泊 塩名田泊 上リ松泊 所より辰二月十九日承候事、 通里数無之処ハ、泊駅にて中飯・夕飯迄手当いたし候様 節 中途え駅所有之候ても、 東山通行人数之儀、 右之通相定居候、 宿 朱 千百八拾八人、 但大垣并下諏訪え滞在 「本文現泊駅ニて、 出立候宿より腰兵糧持越、 一四番・五番・六番 右壱宿 右大垣 出陣前宿賦 四番隊斥候宿割 ニて相替候事」 一大久手 差引人三人 口達覚 一小田井 大宮泊 薮原 軽井沢泊 一二月廿四日大井泊 各駅々之席狭ニ依、一 但兵隊 先鋒惣督方え集候人員 一坂本 同廿七日着同廿七日立下諏訪泊 泊 宿割・里数纔之道法ニ付、 最初於京都之宿割通ニては通行難致 応接役四人 中飯手当不相成、 安中泊 本山泊 板橋泊 一六百三拾九人、 休之場ニて給方いたし候様、 壱宿、 一足軽二人 一小荷駄方并土工夫 本庄泊 様二取究候儀不調候 三月十二日着 下諏 司 四里 隊外 廿五日野尻泊 訪 泊 日四 五六里ニ相掛候

壱

里以下

本営役

一上和田

熊谷泊 和田泊

中

途

八百八拾六人、但兵士夫方迄、土州隊長 乾退助

六百人、兵土役外 一弐百弐拾人

右因州隊長 河田有無之助 和田壱岐

惣人数七百五拾九人、 彦根隊長 河水主水

銃手百弐人、一同四拾八人、一同四拾七人、 拾人、 拾人

人足百人 一馬四拾疋

長州

楢崎頼三 早川彦次

梨羽才吉

右は明後十一日四ツ時出立、 東海道出軍之筈候間、 桑名迄は別紙

朝廷被成下候付、 休泊之通御達相成候、就ては宿駅人馬賃銭旅込等之儀は都て従 其領主え被為命仕出相成候間 自分相対を以致

通行候節とは、 ?論末々之者迄不洩様厳重可被相達候! 駅も相替候故、 決て不作法之振舞無之様、 以上、

隊中ハ

二月九日 相良治部

西郷吉之助

番 

番 砲隊 臼砲隊 足軽

出 [軍中諸入用払勘定総本

金五万六千四百九拾三両壱歩三朱

銭壱貫四百五拾壱文、

「本文巳正月三日、 樺 山休兵衛 小 野 ·彦兵衛、 東郷栄之助同

御勝手方え差出置候事

金五万五千九百七拾七両三歩弐朱 「但木場直右衛門受取なり」

銭六百七拾八貫八百三拾文、

朱「金として七拾両弐歩三朱ト銭弐百弐拾六文、 但両ニ付九貫六

百文替

惣合金五万六千四拾八両弐歩壱朱

銭弐百弐拾六文

本金差引残

金四百四拾四両三歩弐朱、 右通残金ニて致上納候

現有金三拾弐両三朱

右は関東表出軍中諸向より受取金、 右は出金ニて致上納候、 右通雑用払差引、

御座候、 此段申出候、 以上、

但別段払帳并諸向々総書、

東山道筋出軍小荷駄奉行

其外品々売上書受取書等銘々相

紙総如 此

樺山休兵衛

東海道筋右同

肝付郷右衛門

兵食方人員

右受持 一番隊、 一三番隊、 宇都宮藩 栗原元次 病院、一製作方、 宮本誠六

西大路藩 藤岡藤兵衛

二番隊、 一臼砲隊、

古河藩

冨田亀之助

右受持 古河藩 島村巳之吉 島林秀次郎

西大路藩 岩田丹治

宇都宮藩 小 村庄蔵

四番隊、 一軍夫、

右受持 古河藩 井季笑吉

西大路藩 岸村斎太

一五番隊、

右受持 古河藩 山之内小弥太 高橋政之助

一六番隊、 一弐番砲隊

西大路藩

右受持 古河藩 和井田長七郎

宇都宮藩

沢田喜左衛門

右同 有川常七

西大路藩 大堀米蔵

一番砲隊、一遊撃隊 右同 西彦太郎

右受持 古河藩

宇都宮藩 武田治太郎 佐藤徳三郎

右同 山崎幸次郎

西大路藩 高尾徳太郎

兵具方隊、

宇都宮藩 広 追々隊々之受持ハ相替候得共、 瀬松之助

右武州板橋駅出軍後、

古河藩 島村周介

右受持 古河藩 野川 瀧蔵

右受持 市橋藩 藤井源之助

本営、一 小荷駄方、

之間右之通候事

一番隊え召遣候寄夫 六拾三人

三番隊え右同断 六拾人

五番隊え右同断 五拾弐人

遊撃隊え右同断 弐拾四人

壱番砲隊え右同断 百七拾三人

小荷駄方寄夫 右之外諸隊は白川より棚倉え出陣之節、 四拾六人 宇都宮夫 百人 夫方差遣員数分算候事

於白川八月中旬相改候惣人員

番隊兵士 百六人 諸役者込候 夫卒弐拾五人

三番隊右同 二番隊兵士 百人 八拾八人 右同断 右同断 右同三拾人 右同拾八人

四番隊右同 七拾五人 右同断 右同拾壱人

六番隊右同 五番隊右同 九拾三人 七拾五人 右同断 右同断 右同弐拾五人 右同三拾五人

遊擊隊右同 六拾五人 右同断

右同三拾人

一番砲隊兵士 六拾七人 諸役者込候 夫卒六拾九人

二番砲隊右同 三拾四人 右同断 右同拾六人

臼砲隊右同 拾壱人 右同断 右同拾弐人

兵具隊右同 本営役々 五拾三人 右同断 右同弐拾六人

拾三人 右同三拾壱人

七人 右同三拾七人

製作方上

小荷駄方役々

弐拾弐人 右同九拾四人

東京帰陣迄

# 惣合夫卒四百六拾六人 但寄夫之外也

## 白川分捕米員数

米九百七拾七俵 五番隊請持 兵 食力 Ш [田小弥太

陸田久米八

右同弐百五拾七俵

右

同拾俵

五.

一番隊右同

兵食方

右同六百九俵

六番隊請持

兵

食力

右同八百四俵 二番隊右同 兵 食力

右在米無多事費出方え配布候事

但会津分捕米ハ日記ニ有、 其外も同 断

#### 兀 月四 日 勅使入城申渡之始

## 第一

慶喜去十二月以下奉欺 発砲シ重罪タルニ依リ、 天朝、 為追討官軍被差向候処、 剰サヘ兵力ヲ以テ犯 段々真実恭順 皇都、 錦旗

謹 |慎ノ意ヲ表シ謝罪申出ニ付ては、 祖宗以来二百余年治国 [ノ功業

不

殊ニ水戸贈大納言勤

王ノ志業不浅、

旁以格別之思召被為

下慶喜死

兀

|月五日

罪一 在、 等被宥之間、 左ノ条件実行相立候上は被処寛典、 水戸 、表工退キ謹慎可罷在之事 徳川家名被立、

## 第二箇条

城明渡シ尾張藩 可 相 理渡之事

## 第三

軍 艦·鉄砲曳渡可 申 追て '相当可被差返事

第四箇条

城内居住ノ家臣共城外工曳退キ、 謹慎可罷在事

## 第五箇条

慶喜叛謀相助候は、 重罪タルニ依可被処罰之処、 格別之寛典ヲ以

死一等可被宥之間 相当之処置致シ可言上事

但万石以上ハ朝裁ヲ以御処置被為在之事、

右御沙汰書一 通於 大広間、 橋本・柳原・西郷ヨリ田安中納言

被演説左之通

徳川慶喜奉欺罔 天朝之末終ニ不可言之所業ニ至候段、 深被 悩

悔悟謹慎無二念之趣被聞

食

被為垂 宸襟依之 皇愍之余、 御親征海陸諸道進軍之処、 別紙之通被仰下候条、 謹て御請可有之候、

てハ本月十一日ヲ期限トシ各件所置致様 御沙汰候事

右期限既ニ寛暇之 御沙汰ニ候上は、 更二歎願哀訴等断然不被

聞食恩威両立確乎、 右御達ノ趣謹て奉拝承候 不抜之 叡慮二候、 猶慶喜工申聞可奉 速二拝臀不可有異議者也 御請旨、 同人ヨ

IJ 奉拝答候事、

之哉モ不被計之間 右は昨四日 勅使入城申渡之始末為心得為知置候、 諸陣相警養鋭不懈厳謹屯衛可有之事、 猶暴挙之輩有

先鋒 副将

慶喜え御達 ノ趣申聞候処、 田 安中納言ヨリ ´御請書差上ル、

+ 一月 歩兵二千 人脱走之事 六日、

東海道諸軍齊ク進テ城并兵器請取候事、

同

月

同日未明、 ハ尾藩え御預之事 慶喜水戸え退去之事

同 日夜、 歩兵五百人脱走之事、

同 日 夜、 九段坂屯集歩兵千人余、 東海道先鋒之藩々え御預之事

徳川 (亀之助

[宮御沙汰候事 野 Ш 内 有之候祖先之霊位・重器等、 今日中取片付候様

上野輪王寺宮え御送相成候御書之写

旗下之輩愈以謹慎可罷在之処、 シ主人之意ニ相戻リ候而巳ナラス屡官兵ヲ暗殺シ民財ヲ掠奪シ王 今度徳川慶喜恭順之実効 和立、 心得違之徒恣二脱走、 家名相続之儀 被 仰 所々二屯集 出 候 = 付

故、 ニ候得共、 朝廷厚き 今日迄遷延ニ相成候は、 思召モ被為有、 於 畢竟宮御方ニハ御懿親之儀 惣督宮モ深御配慮被遊

化ヲ妨候所業、

実ニ不相済次第ニ付、

速ニ討伐ニ可及は勿論之儀

無之、 御 使ヲ以御 猶又再応覚王龍王両院ヲモ被為召候得共、 登城之儀被仰入、 其後参謀ヲモ被遣候処、 更二出頭不致、 御 面会モ

更二不相立次第二付、 此上は御故被成進候道モ絶果、 分国家之乱賊其侭被為差置候ては、 誠二不被為得止討伐被 一方ナラ、 万民塗炭之苦ニ陥リ 御焦慮被遊候、 仰出候間 宮御方 朝憲モ 乍去何

宜執達可有之候也 五月十四日

御立退ニ相成候様申

上旨

大惣督宮御沙汰

二候間

此

段申上

右同 右同

右同

堀 伊

兵

各藩之兵隊工 御沙汰之写

辜之民財ヲ掠奪シ、 末々脱走之輩 益暴虐ヲ逞シ官軍 一野山内其外屯集屡官軍之兵士ヲ暗殺シ、 ニ抗衡ス、 実ニ大罪不可救

之国賊也

最早

玉 朝廷寛仁之道モ絶、 『賊ヲ鏖殺シ、億兆蒼生之塗炭ヲ救ヒ、 果断然誅伐被 仰 出候、 速ニ平定之功ヲ奏シ可 付ては 勇闘激戦 奮

安 宸襟旨御沙汰候事

五月

妨狼藉ケ間敷儀無之様精 て御軍令ニ モ 被 仰出 [候通、 Þ 可 '相心得旨、 猥ニ民家ヲ放火シ家財ヲ掠ル 尚改て被 仰出候 等乱

五月十 应 日

海道出 軍 人員

番隊

小隊長 鈴木武五 郎 小 頭 相良 Щ 了介 八郎兵衛

半隊長 河 野善八 郎 右 同

監軍 分隊長 松方長作 河 野四郎左 衛門 右同 小頭見習 友野 佐藤堅助 市 蔵

右同 小頭 伊 中 地知弥之助 -村半次郎 右同 右 同 中馬喜兵衛 Ш 井田多門

伊 集院権右衛門 医師 斎藤寛一

地知惣吉 八郎 喇叭役 太鼓役 足軽 大河平才蔵 有村

泰蔵

右同 塚 田 政 五郎

兵士

大野 白坂十郎 柳原新蔵 家村慶助 到剛之助 町 水 Щ **E本新吉、** 間 田 野雄次郎 I源次郎 清 郎 徳尾源左衛門 名倉源右衛門 竹之山藤右衛門 阿多喜太郎 大山民之助 肥田木助之丞 渕辺彦二、 西村鉄太郎

一小隊長 辺見十郎太 一小頭見習	二番隊		一町夫 六人、一陪卒 拾弐人、	石堂柳之助、内海茂十郎、 荒川熊蔵	一浪士 有川剛士郎、佐久間善次郎、遠山四郎	一付足軽 坂本彦之進、一同 有川助四郎	一四役場 山本猪之助、一四役場 郷田八兵衛、	江田正蔵、 河野喜次郎、 山野田彦助、	越山休蔵、 長崎尚五郎、 税所蔵之助、	小川善兵衛、川上郷十郎、 仁礼藤次郎、	西郷小兵衛、二階堂壮八郎、山城彦八、	伊藤雄蔵、 川村助次郎、 貴島勇右衛門、	岩下半之助、 篠原生之丞、伊地知長左衛門、	佐久間正次郎、岩城喜八郎、永吉藤五郎、	愛甲助右衛門、丸田孝八、 児玉彦助、	永田龍次郎、山口彦右衛門、別府彦次郎、	北郷伴之進、児玉十郎、 平山覚之丞、	<b>介属金之丞、棈松吉二、</b> 山之内喜之助、	湊川市十郎、相良勇助、 藤田市之丞、	深江平太左衛門、梅北休之進、野間彦太郎、	飯牟礼休左衛門、棈松岩次郎、田上兵助、	左近充喜八、上原善益、 伊瀬知源左衛門	木藤宗八、 橋本源助、 宅間孫右衛門、	鎌田雄一郎、伊藤七左衛門、森八之進、
高城十左衛門				感、 児玉三之助、	四郎太、加藤秀吉、	3、一同 肥後宗次郎	中、一同 伊地知荘八		山下喜右衛門、	松崎壮八、	梅北八郎右衛門、	坂本十郎太、	1、島名甚左衛門、	朝稲喜兵衛、	小田金之助、	海江田猪右衛門、	中原強左衛門、	佐竹猪之助、	根元甚七郎、	松山宗一郎、	木尾十郎、	1、朝稲宗右衛門	伊勢休之丞、	田中新次郎、
川崎休右衛門、	伊集院権六、	佐々木弥八郎、	郷田猪之助、	竹内新兵衛	市来甚助、	名倉善兵衛、	伊地知宗十	前田十郎左衛門、	迫田助太郎、	江田喜平次、	岸良真二郎、	兵士	一同	一同	一小頭見習	一同	一同	一同	一小頭	一差引	一右同	一監軍	一分隊長	一半隊長
西	川崎仲之丞、	郎、伊集院仲左衛	伊藤源五、	簗瀬新之丞、	小倉兵之丞、	. 伊集院十介、	郎、河野藤七郎、	衛門、山本吉蔵、	伊集院彦左衛門、	染川喜之助、	村岡源助、		冨田吉左衛門	田実善次郎	志岐太郎次郎	奈良原弥六左衛門	永山休清	中江仲之助	市来宗次郎	村田新八	飯牟礼才蔵	仁礼新左衛門	武五兵衛	左近充新六
	河野伊八郎、	解門、榎本源次郎、	川村角太郎、	三原彦右衛門、	橋口弥七、	簗瀬源次郎、	渋谷軍兵衛、	山田直次、	解門、大山助七、	東郷助之丞、	市来喜十郎、		一太鼓役	一喇叭役	一医師	一同	一同	一同	一同	一小頭見習	一同	一同	一同	一同
宀、木藤加左衛門、	伊佐知伊八郎、	昂、長崎仁右衛門、	日高壮之丞、	財部綠之丞、	伊瀬知仲左衛門	竹内仲左衛門、	折田善次、	蒲生三郎四郎、	鳥居勇右衛門、	古後七之丞、	浅江直之進、		足軽頴川宗之進	水間善太郎	上村良微	田原雄蔵	崎元仲八	春山正兵衛	永山善之助	柴七郎左衛門	谷川次郎左衛門	加世田弥右衛門	山之田半左衛門	鎌田弥九郎

	同	同	同	同	小頭	同	監軍	分隊長	半隊長	小隊長	三番隊		町夫 六	普請方	人馬方	玉薬方	兵糧方	樺山長蔵	三原七左衛門、	加藤郷兵衛	筒井治五郎	尾上為八郎、	土橋市助、	前川伊八郎	伊地知源
	黒田才	四本助	樺山壮	若松十	山口孝	有馬休	千田伝一郎	吉田喜蔵	和田乗太郎	篠原冬一郎	隊		六人、一	西之原彦助	久木田	伊集院	中村勇吉、		衛門、	`	郎、	郎、		郎、	知源四郎、
蔵	蔵	十郎	五郎	左衛門	口孝八郎	八	郎	蔵	太郎	郎			一土工夫 拾	彦助	久木田直右衛門	伊集院吉左衛門	吉、		山田十太郎	岩城新太郎、	美坂彦六、	毛利権之丞、	塩津正吉、	市来彦十郎	坂本幸之丞
	一喇叭役	一同	一同	同	一同	一同	同	一同	一同	一小頭見習			拾三人、	一主取夫	一同	一同	一付足軽		`		高橋		有川平蔵	深	`
		71=1	nu.				<b>88</b>	24	700				一 陪 卒	夫 両人	児	小皿			時任金左衛門、	溝口正之丞、	高橋直次郎、	有川彦五郎、	平蔵、	見清次郎、	田中仲之助、
	竹下西之助	廻新次郎	別府彦兵衛	国分宗之丞	本田謙助	堀十郎左衛	門松喜蔵	前田清右衛	隈岡宗助	藤﨑清之丞			拾四人、	人	児玉次郎助	小野喜右衛門	高須太郎太				大山	梅北	町田	吉田	)   
j	助	CIX	衛	丞	<del>19</del> )	衛門	/戌、	衛門	<i>1</i> 9)	丞			八		<i>1</i> 9)	闸			町田仲次郎、	青山源七、	八山源右衛	北助左衛門、	町田正八郎	吉田与十郎	畑金左衛門
																					衛門、	門			菛、
						_																		F	_
	_		主取夫	普請方	兵糧方	玉薬方	武井新之丞、	得地次	有馬早八郎	川北五	美代幸之丞、	彦野休八、	相良笑之丞、	児玉平次郎、	久永喜兵衛、	宮本彦	迫田喜	新納誠之丞、	伊藤助	大橋昌之丞、	相良直太郎	佐土原	和田三	兵士	同
: 1	番砲隊		四人、			涨井直·	之丞、	得地次右衛門、	八郎、	川北五郎左衛門、	之丞、	八	之丞、	次郎、	兵衛、	宮本彦左衛門、	迫田喜左衛門、	之丞、	伊藤助右衛門、	之丞、	太郎、	原郷之丞	三郎四郎		阿多
				床次吉之助	若松金四郎	直次郎	Щ		折	•	有	原	里	松	辻			川		長	児	,井	渋		阿多甚五左衛門
			一土工夫	一同	<u></u>		北助之丞、	池田吉之助、	折田善助、	斉藤助七、	有馬市郎太	原田敬介、	里村藤次郎	松下助四郎	辻祐右衛門,	赤塚友次郎	慶田敬介、	川西新八、	関山新十郎、	長崎助八、	児玉八次、	井上万次郎	渋谷藤四郎		衛門 一
			両人、	旧	付足軽	一人馬方			Ш	雄	,	ф		,		`	谷	蔟		L	柱				医師
			一 陪 卒	貴島喜	臼井幸	隈元四	有吉庄之丞、	浜川彦兵衛、	田原彦太郎	樺山才助、	市来弥八郎、	中江万次郎	川上喜藤太、	加世田弥八郎、	山本中助、	比志島彦四郎	後醍院善兵衛、	藤島新之丞、	<b>倉山孫次郎、</b>	上井甚六、	桂十五郎	松山善次郎	迫田辰之助		有
			- 拾弐人、	貴島喜右衛門	井幸十郎	隈元四郎右衛門	丞、		郎、	~	郎、	郎、		•		`	•		郎、	```	`	郎、	助、		有馬意運
			人			門	伊東	岸良	鎌田	有馬	池田	野村	蓑田	児玉	伊集	沖雄	萩原	財部	池上	福崎	隈元	山本	星山		-

児玉良四郎、

伊集院早太郎、

蓑田勇次郎、

野村源之助、

伊東正太、

岸良弥右衛門、 有馬源五郎、 和田七熊、 沖雄次郎、

萩原喜次郎、

池上勇次郎、

福崎五郎兵衛、

財部伝五左衛門、

星山仲吾、

隈元清五郎、

兵士 一兵糧方 一玉薬方 一斥候役 小隊長 小頭 私領夫 人馬方 小頭 監軍 兵 同 同 同 柴山四郎兵衛 森山新六郎 東郷八次郎 伊地知弥兵衛 亀 猿渡清右衛門 士 沢源右衛門 臼砲撃手 児玉八之進 諏訪直右衛門 讃良休蔵 弐人、 広瀬喜兵衛 伊地知矢八郎 種子島誠助 平吉左衛門 児玉四郎太 奈良原長左衛門 大迫新次郎 石神万右衛門 桂宗右衛門 餅原正之進 一小荷駄方夫 園田新左衛門、 渕辺八郎次 重久七之助 川上孫七、 小頭 兵 夫卒 壬 一付足軽 兵糧方主取夫 集成館人足 医師 同見習 喇 同 同 伍 小 丸 家村十郎右衛門 四人 叭役 田善右衛門 長 頭 拾五人、 国分才次、 千田正左衛門、 平尚之助、 川上直太郎、 新納左平太、 岩重伴次郎 黒田平左衛門 肝付弥四 浜田玄悦 岩城彦四 肥後助左衛門 国分覚兵衛 岩元平八郎 三人 四人 一陪卒 郎 郎 右同 同 三原彦太郎 諏訪次郎右衛門、 服部謙助、 税所佐十郎 面高源之丞 三人、 肝付十郎 鮫島新蔵 一小隊長 太鼓役 籏預 土工夫 伊地知十郎 竹下猪之丞 渋谷泰蔵 村田平右衛門 西郷吉之助 小荷駄付 川崎正右衛門 兵 製作方 兵糧方 本営 小倉源七、 山内喜藤次、 横内伊太郎 黒江嘉次郎、 唐鎌勘助、 野村左平次 Ш 牧野弥右衛門、 路正之進 深瀬庄次郎、 陪卒 付足軽 法元常次 宮内雄七、 田中粂助 桐野藤太郎、 西助之丞、 玉里仲左衛門、 永井勇之丞、 付足 同 五. 付足軽弐人 人 一小頭 弐人 大重喜十、 軽 医師 Ш 竹下小助 加森右衛門 相良治部 浜田源兵衛 遠武半右衛門 鍛冶 黒田運次、 桜井甚左衛門、 永井七郎、 田実小四郎 石塚市太郎 一土工夫 冗元安、 一夫卒 壱人 付足軽 一製作方夫 土工夫 夫卒 弐人 四人、 政田屋夫 舞田杢太郎 今村伊之助 藤 同 折田後次郎、 﨑壮之助、 四人 萩原十吾 田中彦兵衛 弐人 壱人

兵具方隊

小荷駄方

同下目付 小荷駄奉行 鎌田清太 付郷右 同 付足 軽 本村吉左衛門 口仲助

同 東郷栄之助

同 Ш

同大工 Ш 添喜之助

同下役

同

大野善之進 同 山下吉之丞

岩崎岩次郎 陪卒

壱人

小荷駄方人足

主取

同

休太郎、 休太郎、 利平次、 袈裟次郎 休助、 清助、 兵四郎、 休次郎 加右

長太郎 伊筒屋夫 、太郎、 善太郎、 藤七、 貞右衛門、 市松、 甚太郎、 市

牛之助 喜三郎、 藤七、 菊次郎 捨次郎、 松之助、 宗四郎、 福島屋夫 熊次郎、

常吉、 田町人足主取 善太郎、

四郎助 元次郎 十助 市太郎

八

主取

鉄太郎 善之助 喜次郎、 矢左衛門、 良助 万蔵 藤八、 善太郎 助次郎 嘉助、

(内表紙

権 返上より 閞 戦迄之概

我

乱 皇国時運之沿革を観るに、 政権武門に移てより我祖宗に至り、 昔王綱紐を解て、 更二 相 家権を執り保平之

不少、 寵眷を蒙り弐百余年子孫相受、 今日之形勢ニ至候も畢竟薄徳之所致、 我其職を奉スト雖、 不堪慚懼候、 政刑当を失ふ 況や当

今外国之交際日々盛なるにより愈

朝権

一途ニ不出候ては、

綱紀難立候間、

従来之旧習を改め政権を

乍去猶見込之儀も有之候ハヽ、 皇国を保護せは必ス海外万国と可並立、 朝廷に帰シ広く天下之公儀を尽シ 聊不憚忌諱可申出候 聖断を仰キ同心協力共に 我国家二所尽不過之候

十月

蔵、

助

賀守より別紙之書付被相渡、 様との事ニて、 郎殿より之廻状相達、 時二条御城え可罷出旨、 国家之大事見込御尋之儀有之候間、 新納嘉藤次登城、 拾万石以上諸家重役等一同着座、 八ツ時分いつれも大広間下之間え相廻候 家老小松帯刀、 大目付戸川伊豆守殿・ 何れも可写取旨岩次郎殿より達相 詰合之御重役明後十三日 京都御留守居内田仲之 御目付設楽岩次 御老中板倉伊

臣慶喜謹

盛なるにより愈 に至候を畢竟薄徳之所致、 子孫に相受、 乱 皇国時運之沿革を考候に、 政権武門に移てより我祖宗に至り、 臣其職を奉スト雖 不堪慚懼候、 昔王綱紐を解き、 政刑当を失事不少、 更二寵眷を蒙り弐百余年 況や当今外国之交際日々 相家権を執り保平之 今日之形勢

途ニ不出申候ては、 綱紀難相立候間、 従来之旧習を改め

不過と奉存候、乍去猶見込之儀も有之候ハヽ、可申聞旨諸侯え相皇国を保護仕候得は、必海外万国と可並立、慶喜国家に所尽是二朝廷に奉帰、広ク天下之公議を尽シー聖断を仰キ同心協力共に

達置候、依之此段謹て奏聞仕候、以上、

十月十四日

慶喜

右松原越中守宮中え持参

建白之旨趣尤に被思召候間、被聞食候、尚天下と共に同心尽力致祖宗以来御委任厚御依頼被為在候得共、方ノ宇内之形勢ヲ考察シ

皇国ヲ維持可奉安

宸襟御沙汰候事、

御上京之旨御沙汰書御留守居御用ニて相渡、

卯十月十五日

大事件外夷壱条は尽衆議、其外諸大名伺被仰出等は、

夫迄之処徳川支配地市中取締等は、先是迄之通ニて、追て可及御朝廷於両役取扱、自余之儀は召之諸侯上京之上 御決定可有之、

沙汰事、

右日野大納言より御留守居御用ニて相渡

十月十六日

一去ル十三日相渡候御書取之趣

御奏聞相成候処、昨十五日別紙之通、

御所より被仰出候間、此段相達候、

十月

右今日八時二条城より罷出候様、大目付戸川伊豆守、御目付設

着座、板倉伊賀守、松原越中守列座、此程之御趣意御建白相成楽岩次郎より廻状相達、新納嘉藤次罷出、大広間末之間え一同

御沙汰之趣御達相成候段申渡

候処、

越前大蔵太輔

尾張大納言

ハヽ、不得止之場合ニ付、為朝敵を以て御処置可被為在事、之筋ニ有之、旁右人数早々引払候様取計可致候、不奉命之儀も候何之儀ニ候哉、不容易進退其侭難被差置勿論候得共、尚所々周旋昨日より今暁ニ至リ坂兵戎服・大砲等携、追々伏見表出張之趣如

薩州

之、尤早々人数相加厳重警備可致被仰出候事、坂兵出張不容易趣追言上二付、猶又伏水表防禦筋、精々尽力可以

正月三日

追て長土芸も同様被仰下候事、

此度上京先供、途中偶然之行違より近畿騒紛に及候段は、不得止

場合、

素より奉対

託、謹て奉退仕候、以上、宸襟之段恐入候儀ニて、浪花城尾張前中納言、松平大蔵太輔え相天朝他心等無之段は、兼て御諒知有之通ニ候、併聊たり供奉悩

正月七日

慶喜

付、朝議之上断然被思食候処、只大政返上候而巳ニて、於一徳川慶喜天下之形勢不得止を察、大政返上・将軍職辞退相願候

朝廷、土地人民御保不被遊候ては、

御聖業難被為立ニ付、尾越二藩を以其実効、御訊向被遊候節、終

御 朝廷ニは真ニ恭順を尽候様被 慶喜は奉畏候得共、 て、 難計、 . 処置可被仰付候処、 去ル三日麾下之者を引率シ、 只管慎撫に尽力仕居候旨、 麾下并: 豊図大坂城より引取候は、 会桑之者共承服不仕、 思食、 剰前々御暇被遣候会桑等を先件 尾越より及言上候 既往之罪不被為問、 素より之詐謀ニ 万一 間 寛大之 可

闕下を奉 抱候勢、 現在彼より兵端を開候上は、 慶喜反状明 白 始

朝廷侯段、 大逆無道最早於

候上は、 朝 延御寛恕之道も絶果、 速二賊徒御平治、 不被為得止追討被仰付候、 万民塗炭之苦を被在為救度 兵端 に相

得は、 ニ打過、 叡慮二候間、 御採用可被為在候、 共 徒 謀を通シ、 其筋二依御件究可有之候、 悔悟憤発国家之為尽忠之志有之候輩は、 或は両端を抱キ候者ハ、 今般仁和宮征討将軍 或は潜居為致候者は、 依戦功此行末徳川家之儀ニ付、 勿論賊徒に従ヒ譜代臣下之者た 二被任候付てハ、是迄愉安怠惰 然ルに御時節に至リ不弁大義 朝敵同 ||様厳刑に可被処候 寛大之思召ニて、 嘆願之儀も候

昨

年早春已来致出軍候概略

賊

得違無之様可致候事

但 出 思召を以御遅延之処、 於旗下粗暴之徒壅、 征 従夫卒ニ至迄方向を定、 討 将軍を被置候上は、 益吳々不被得止、 敬爰二至候事哉と彼是深重之 三日より今七日ニ至リ坂兵日々 為天下奉公可有之事 即時 断然本文之通被 前件号令可被発 仰 出候、 勿 論 候得 <sup>2</sup> 敗走雖 各藩陪 共

一月七日

城州鳥羽ヨリ 奥州会津讫

出 軍 略 記

忠義公依命備 明 治 一年己巳七月初旬此略 尊覧 候事 記

帰 等邸中え為持運 を廻シ候処、 役致承知、 者相勤致上京、 私事京都詰之内監軍被仰付、 五六拾艘致探索 台場迄致進擊居候処、 見鳥羽口戦争相始リ、 翌朝 淀口え引越 一役之小荷駄奉行被仰付、 砲戦中え混入、 人足頭 外方御用ニて被召留、 弾薬・兵食等之運送は勿論、 同 諸隊送出致下坂候処、 九日大坂城進撃ニ付ても諸所え滑迦居 福島屋嘉兵衛名前之者尋当リ、 当夜御所え御供ニて、 御用有之、 同五日ニは八番隊監軍ニて淀辺より 兵隊 急速致帰陣候様承 緒 即刻より東寺辺迄差越 然処去年正月三日晩京より 二罷下、 疾城内之賊兵致退散居候 翌未明より右両所斥候 諸分捕之大小砲兵器 直 |様肥後其 知、 則より 夜寅刻過罷 、外え御 大卒曳 種 一々手 開 使

候様 候故、 関東進擊承及居候故、 左候て同じ 手当之上、 中旬比播州姫路城征伐として諸隊被差出候ニ付、 入用之由ニて小荷駄方より曳円置候、 持左平太儀、 え呉渡、 米穀之儀 ニて致出張候様 賊 陣 との 疾城内は備 尋方旁手を付候処、 漸五六人探出 双方之人夫も許多相集、 事ニて、 分捕馬之儀は拾疋余相成、 は詰見聞役え曳 本願寺え差入、 一月八日未明交代不差構、 翌日進擊道中筋致 兵粮方二て同所え致出張居、 前より 承 連日過分之大小砲・金銭 夫丸曳列 福島屋 乗入居候付 兵食手当 追々相 渡、 宿 陣 割立 都合、 通夫六拾人余 前晩より兵庫え渡リ、 戎服其外之雑物は 分り、 尤金幣・兵器之分捕は本営方え差出 夫丸屯所等相 早 翌日は曳揚船手当ニて致帰陣 宿割旁万事相調 寺内え厩拵立致取仕末、 姫路え出軍之処、 々致上京候様 夫方毎日多人数差遣候処、 且古来御出 城中片付方被仰付、 乗馬ニ至迄悉ク差出 其外戦争 御軍 定 兵食方之儀も兼務 入之政田屋 派脚出 賦 手伝召 宿陣并賄 入用之雑具取 市 役立会人足共 兵隊繰込候得 中悉逃去居 来 仕 将又土 方等諸 も寄 人足 予 諸 同 X 来 所

為

妨

進

同

郎 下 Ė 親 付 平山 付 「郷右衛門え示合差分リ、 征 島 小 八太郎、 屋通夫四拾人余被召付 野彦兵衛 条相 決 大工永峯袈裟五郎 速水吉之丞、 Щ 海両 道 より諸 万端軍用相弁候様承知、 則 書 いより 兵致-役新納宗之助 市 来矢次郎 大挙候付、 并御 付足軽恒 是迄之役職 国土工 外二小荷駄方 大三拾 |吉宗太 二て

[行致上京候処

仙 度 道 相 旌 合符 差越 然に右左平 提 灯等 候由承候付、 挑 其余之雜具取 -太儀は兵 其 、外日用之雑具 則より 揃 糧方受持 右宗之助 出軍中は勿論道中筋之手配等篤と ハ差当所持之品 ニこて、 パえ土工 付足軽 一夫差添為致付属 両 取 人被召 合 軍 付 旅 之用 中

仲左衛

]儀最初

之弐小隊

え弾薬等持

越

候

処よ

1)

跡

作方致

との

二て、

過分之大小砲預

同廿

一日宇都宮城攻之節

は

間 様

沂

成 事 門

%候処

人馬共騒立

持荷路頭え投散シ

`逃去、

代古川 九日 来 え送付候儀 州板橋之駅え着滞陣 之駅迄出掛手負之用 之様駆付候中途四番并人数え出逢、 巣迄差越候処、 城下役筋え書翰差出候上、 不弁別之段立 諏訪之儀 色々承致取沙 粮焚出旁相兼 ハ人分 一二付、 人召列、 + 軍前後致駆曳、 町家過半逃隠居 又は方々軍配途中を遮候杯 相抗 猶諸道え密聴差廻し、 近邑え捜索差廻シ行々聞 小 源助 日 野 配 彦兵 宿割 土工夫通夫混 ハ諸方之屯集ニて致混 シ候抔区々之俗評有之候段相伝候故、 相 翌日申刻比同所え踏越候候得共、 軍用金三千 有之、 |帰候者より申出、 (衛并随 勤 汰候内、 夫卒曳列出張 野州簗田村 兵 同十七日大垣え着、 連 食万事手当事之為致出立、 同 夜忍廻等為致候処、 配 属曳 四月 一両相 レ合差遣、 用向急速不致処より 同 過日脱 且. 廿 刻 請取、 + 手当事為相済、 死亡者同所報恩寺え致葬方置、 ニて戦争相始候段伝聞 同三月三日諸隊 (繰出候処、 日足軽平山八太郎儀飛脚ニて被差立 合 五日水道橋辺警衛として出 籍之徒狼 同 夫形難捨置, 雑 風聴喧敷、 信州薮原之駅え致着候処 同十三日 同 十八日諸隊之内弐小隊野州筋え進 廿 疾賊兵打払致帰陣候趣 且甲府筋より佐幕之浪士不日 各隊滞陣二 日 狽、 追々彼方之藩中 掃陣 段々不審成者相捕 於同所ニ京都表え用 飛札を以、 諸 或は 緒二繰 隊之踪 中 右体之巷話故、 同 将宿陣等無多事 且. 都て 通行先之様子窺求候 一夜巳刻時分より 郷 不 付 右 -服之藩 前日立 即席曳返シ 出 衛門方え通 宿役 픥 え備 共 兵ニ 同 夫より 八月 人共呼 々 出 ニて 付 駅中 節 路 掛 金申 伊 諸 同 [鴻之 従 何 次 同 夫拾 兵 浴

遣

揺 両

居候 候上、 も明家 Щ 仕 葬方取掛 大垣之医師壱人尋付、 建 出 末 内え繰入候処、 越 州 運立  $\Box$ 人足壱人致混雑居、 建、 1具等取 走 民 地 は 賊 袙 藩 民共 大田 左平 付 兵相 近方在家より探出 翌日白坂之宿え致着候処、 洩 越 戸 候 八々手 勝 敵味方之砲声 듌 成弥勝利之実際も相 陰攻城之勝敗は不相 n ,且駅中之者共探方為致 居 É 抜 遠 (集来) 候得 -太儀 原 追 迦持去、 見得候抔致注 公去之残 候 調 迩之 相 致 **尤継** 々宿 調 報告 付 配 **长**共、 硘 諸 間待居、 郡 手負人差引ニ 状或 支配 僧共 死傷不少、 徒 且 隊中之用 人馬等遠方より 村 候 五月 兀 夫故食料 無 致 え 旨 は 包 外二致介抱候者 拁 夥 方 所 ん触状差 面紛擾中ニて寺院は勿 往 え戻シ、 # 其 旧 療治方相 其 |進候者も有之候処より、 相 敷 色 案内且 還筋 日 Ħ 、藩々役筋 幕之給 翌朝付役人足等残置 滞 Z 途 は 病院取建 分、 1黎明 分、 忽四 智 不審成者 出 相 え懸リ落来候付、 隣駅之宿場役 て、 扨置諸物無之、 早 術 [候得 弁、 輜 白川 -速より ]方え致 旂 頼 追 猶当夜之情態其通之気勢は 何 より送出候、 を設 段々策略 重 関 かと え書翰差出 **与共、** 々曳集候人夫え運 同 兵 東え出・ 方葬式 入来候を搦 同 焚米は出陣 も不罷居、 攻城之手負 閏四 ŧ 賺立、 通夫・土工 分散候故 漸 二家私領 夫 候 石 方円 月 二渉 人呼 論 立相 橋之 九 祠 手当 殊 或は□□ 候央、 ij 日 其心得可有之趣 堂料 手広 其辺土 先より 之駅迄送 茁 決 白川 二雨降 剰其辺之家口 諸荷物及事変之致格 取 ・戦死駅中え持 本営 兼候故 防 主夫共 種 在 同 撃 及詰 達 近 迄 々 猶 所 大垣兵 取寄せ、 暗夜 及 藩之巡 より 越 市 民 前 致 寺 相 配 駅々差通 越 依頼 **計**責候処、 候処 緒 間 共迄も不罷 日 出張候処、 証 同 尽候処、 廻 候 普 |之戦 奥羽 廿四 処 え会所 文等之仕 扨 銃 候 食力よ 薬其外 野 敷 置 夜具 筋繰 毁 労果 役埋 近  $\blacksquare$ 村 付 込 日 此 鳥 캦 既 長 漸 城 슾 原 汔 取 申 郡 処

底

駅

日

計 細

兵士え 営え相 拝借 場之細 者も追 候上、 付葬式、 度賊 を設 も弁別 次郎え取合、 談篤と評議を遂け、 本営え相答、 不自由今形ニても諸 金穀出納之権不被命、 人馬方御当 食方無之、 方両 毎 白 困 ょ 陳述篤と致 外 も申 局 ΪÜ 窮 n 兵 六押寄、 常に賊 不致故、 香奠 軍 走  $\Box$ 人 答 せ 目 取起之為、 日及衰微 八金穀 出 間 用金は次第 逃 繰 出通相済候付、 石塔建付、 L 有之、 具二訴 陣中殆ド 長州え掛 め 出 諜 兵 数度及談判に候得共、 終に 呼 主 催 徒原 直 生料 宰致 介論 三条公え致拝謁 状等 促之儀も有之、 随て営中 = 様 7 宇都宮外三藩え兵粮役改て被命 出 節 同 連 殺 元 被下 候処、 柏 夫 軍 六月 帰邑之布告押留候儀は勿論、 困 二相 戮 属シ嚮導等い シ候様被 合 重 医院諸藩え掛曳、 日之戦争 来 **落札** 九諸隊 屈沸 認 東府より之軍料 猶参謀えも再 出撃も不 而 強 同 -候付、 致帰陣居、 金穀方出役俄 Ξ. 減 儀 七月 日四藩 騰 建付、 曳 同え懸り 出 者 命 屯 え配付置 軍惣督方へ用心 謀 且諸用 役丁雇 相成、 方時 相調、 案外苛刻之命令二 相 八日再出立、 書 たし、 阿州兵 輜 請取、 仙台海道 取 り屡難渋、 **芦論之上、** 然処兵食方始其余之役 \tau 重 何 緒に致出立、 拵 ~ 及手数 **Ľ候得共、** 銭も難払 重創死 題目之機会を取失候 雑駁之用弁旁意外之繁雑 向 行届兼候より かと熟論不相 八繰出 一被免、 悪行 饋 用 も追屯り、 足え首 向 餉 軍 芦野 被仰 鎮台府 一之営 金御 右は 并貨幣之出 倒 重畳及露頭 追 付罷 出 帰 日 級 一付、 惣督 苻 元来追 邑申 同 曳渡相成 別に夫卒兵 相 中 々敵地え差入 K 且小銃 大田 夫故適 十七 え差越、 其侭 -え 忍 国 決 増 曝 帰 左候 一府参 来候 厄成 長土大垣 相 **災難差** 月二 軍 候処 同 討 原 入に至迄 謀 儀 惣督 候 用 所 故 Þ 八月十 一本松え (馬之差 死 甮 弾 重 情 大村 其 は 金 唇え 金払 薬 え 內 進 Ш 右 相 実 止

配

津

焚其 夫丸 中 断 方之口々より各藩襲入、 半無食ニて終夜其侭にて居、 食方并荷物も不差続故 追 込 失之兵 郊 緒 堀 玉 然処同. 三取 并べ、 、陵之難所を伝ヒ野 分曳受、 こて忽火根熾 取 等 両日之即死 凌 井 夫形帰陣不致. 速 ..廿三日会津城下え乗入候処、 間之陣営雨降 を 八士は 兵交代 廻 円 奮争飛丸縦横、 村 送 より 公候処 九月 間 米穀分捕兵食方え割配リ、 隊之受持を三 本 大砲曳上ケ城内を壊射シ、 学営 市街之寺院え致埋葬 肝付郷右衛門 戦争、 家 三春え同様差送、 . 毎に 九 諸 其辺雑居之兵隊其 Î E 日 手負三春衆之様差送 所 賊 夜戌之刻時 時 手 荷駄 勢次第 相 一百余軒 翌 日 然に同 殊二暗 7外之要害え設候 々曳 配 成 纔に 精 積日之砲戦、 分 則より最寄 方 直 は \_儀 Þ 諸 翌日午 一割定メ、 焼亡、 は白川 石 相 雨水を防キー粒を求候食物等無之、 夜ニて土地嶮易之方位も不分、 # 製作 相 方へ燃渡リ、 通候 莚 日 分より町間出火、 取繕旁間繁ク、 衰 小荷駄方之内 衦 より会津攻撃として各隊進 :方既に 外 疾 刻時 其内敵兵出没数度、 処 墳 より え致陣取 滯陣中弾薬其外金策一件関東 打 二戦 石築立迄之間 殊ニ東山之嶮え砲台築造 内郭都て火を掛 同 終 其 二カ所之砲台急遽にし 寄 当 戦出シ、 右 分漸大原村ニて農家之黒米 人并右左平 に同 外固 危 飢 三居 「夜棒成峠え会集い 酣 ク、 城壁よりは榴 餓を凌キ、 <u>غ</u> گ # 者漸 より 左候て数日之手負 諸用件調 追手之城門涯 一月 荷 風勢 賊 場 物 防 両 兵潰 I城地相: 取 **另**烈敷、 持口よりも 焼払 留 仮二塚木建付 人曳分出 敗走勝 猪 分宛、 片付、 達 散 苗代駅 弹 翌 日 迄追 其 たし候 て乗崩 全体茅 曳 渡 兀 連 其 軍 早速 方灰 后諸 上兵 射 張 続 陣 渦 即 は 同 は 詰 え Ш

積

儀 談

督

|| | | | |

物

曳

冏

州

居

候

着

候処、

舢

亚

-潟より

小

荷

:駄方ニて谷村龍助

差越

居

付

於同

所

払

時

首

見遅間 之者共 送之荷物且兵士 慮 同藩より 段本営より承候付、 領被仰付、 其外え繰 之致都合 会計方え示談 之首尾合有之立残、 · 右善之進 掛 類等 取計、 尾曳 を 相 Z 贈 込払は惣督府え願書差出相 々右左平太方え差 差 >謀益田虎之助え依頼及談話候処、 銘 以 候 遂 一を廻し 兵乗セ付、 くだし、 詰 訪 様 皆同出立 に至迄致船積之賦ニて、 々宿陣え曳 ニ候模様 道中 入候処、 芝上、 断 可 寄人足は人馬役え曳渡、 度 差 取計との事 审 左候て則 荷 虎 山 物取片 越 致探索候央、 前 容保父子降伏、 险候得共、 疾摂 兵粮役付添之次第并路用弁達、 同 乗付も有之候得共、 二て、 凱 後諸 同 陣 助 約 取 藩 諾及相 え 海え差廻置候賦ニて、 小荷駄方之内大野善之進え付役壱人差添 捌として両 日 続 付之為致人配、 候、 Щ 直 十一月十一日惣督より 隊中差当リ時空之難渋差見得候処 1 戎服料 本格 面 三付、 様内田仲之助方え出船之都合曳合候処 其節私儀は惣督府え掛曳之取 残 是 当駅之会計方え計ヒ東武迄之宿々 左 謁 次郎 以取繕長引 横浜え御国乾行丸着港之段相聞 違 候 案外之相 右 請 仕廻料等隊中え配当、 右 て同廿四日兵 芸州船壱艘相究リ、 両 別に周旋之術も無之故、 人前 取 兵 一付総軍 森甚太郎 人復答之趣致弁述 大士陸行 白川 何 滞宿中之賄は追払方より 夫より宿割旁仕廻立、 日立相究、 5無致方、 折節阿 分乗 違重て 元え出 ぶえ取合、 同 頭 御 隊 同 振 断用ニて、 承合候. 十月十 着 え曳合候様との .州船品 曳 砲 向 猶三 湯ニ 総 発 人数之荷 同 を | え出 扱は 留守居 一付ては、 候処、 海え致 処 東海道 所迄用 |春・二本松え諸 六日より十 留 白縮 · 細 メ 三邦 により 弥修 演 掛 別段之 千住之 · 賄 方 追 方曳 人足 緬壱疋 金之 舌 横受候 丸 事 種 覆 は 出 兵 受之 隙 八日 病 大概 ょ Þ 诵 甮 取

様 旅

ニて、 藩え掛合之首尾後れ有之、 通 方も繁々勤役転変事柄、 中之役々え曳合、 官より是迄拝借之小銃速ニ致返上候様廻達有之、 守居方え被曳渡候段承置、 との事ニて、 時拝借之名目難被除、 其通心得居候て、 之金筋ハ最初より被下切、 趣有之候処、 送給候段 を索メ、 田 京都会計方え差出、 違之儀到来、 右両人え曳合様有之度、 官ニ被仰渡候趣も有之、 派医院を構 武 (武え被召留候段、 可取計段承届 東京迄飛翰差出 其上右幸輔相尋候得共、 委細之届申出, 拝借軍用金并小銃弾薬之儀 一え取合談話相遂候処、 連夜篝焚 承 人馬方并宿割 右は取調之上書付を以申出置候処、 不都合案中故前後之諸仕末曽て差急ニ不及、 其上滞陣之節ニ 薩長二藩之儀は別段吉井幸輔 早速積荷 可然候得共、 其段之形行申 右益次郎より承置候訳筋、 其内敵間之動静も為窺 其后滯京被仰渡、 議政所より承知、 其内外御用ニて致下坂儀も有之、 復札待受相請、 且又病院諸入目之儀も 新参之役筋へ応答致駆曳候ては、 不連続ニて趣意致連綴候役目無之、 取片 此 度 其 Ш 両京之公用人方并其節之議政所え書面 度之会計 越シ・ 々同 は、 岩倉殿え直訴之上猶出軍 居先分兼 付 余之貨幣・銃器等内実は下賜 右は手広ク致関係候訳柄も有之、 出 生 候、 前 所屋敷え差越候得共、 差急キ出 捕 作事方金銭 ニ付ては、 条大村益次郎方え差越 就ては此節之儀始より事多端 其他三春大病院出張之西大路 意外之御当りニ付、 出軍之諸帳 賄 存通早弁不致処より、 [船取 右益次郎え京都於軍務 獄 細々及演舌候得 夜廻も為致候得は始終 出納 屋 朝廷より御構相 諸首尾総書其外万篇 計置、 猶前条益次郎 面 金子之儀は追て留 番 細 先之儀 然処同 撰綿密 或は兵 且 且又於出 事不致弁別 山 即 尤弾薬求 却て趣意 候儀ニて 野 致混雑 相 之樹 へ食方を 共、 所軍 総建 日 / 趣意 海 彼 儀 成 伺 彼 江 官 は 先

> 繁ク、 夫故帰 (陣之上も色々之取扱相生す、 追々之諸 首尾

知

軍

惣曳詰 意外ニ長引 当三月廿 日帰府仕候

は去年正月三日 以上、 来戦争中之形行申出候様致 承知 右 之通 御 座

二年己巳七月 九 日

明

治 候 右

Щ 休 兵衛

平山八太郎 恒吉宗太郎

古川 源助

永峯袈裟五

来矢次郎

大工

製作、 申付、 て、 之用途相弁、 亡駅中え持込、 後は大工共一 十三日京都出立、 分之弾薬・大小砲、 右宗太郎、 連夜巡邏等為致候処、 右八太郎儀は飛脚ニて差立、 且諸 宗太郎儀は算用方にも召仕、 八太郎、 所陣屋打 緒 白 ፲ 人足壱人相付居候迄二付、 二諸 え着、 中途荷物才領且宿割旁為致取捌、 大工両 其外之荷物警護前後差引等為致、 取扱申付、 砲台拵等時 其 人儀、 追々不審成者探出、 小荷駄方下相付、 戦死葬式石塔建付等え相掛候 去年二月関 々差配、 跡代右古川源助え被仰 左候て四月廿日野州筋操出 則 奥州白坂ニては手負 東進軍二付被召付、 小野彦兵衛 より夜通シ人配養生旁 且兼て・ 武州 宇都宮え着之 人足 速水吉之 共之諸 付 板 操 橋 滞 出 物 渦 締 陣 同 =

津表より三春病院方人数支ニ付差遣置、 尾後れ之御用有之曳残、同十一月下旬京地え差越、 之取捌いたし、会津より東京え兵隊曳揚、京都え帰陣ニ付ても跡首 丞え御付、両度手負、差引として横浜え差越、於道中も療養、日夜骨 過分之継人馬仕建方旁致弁用、帰着之上も外々同様、 御用筋万事取仕、同十一月廿四日棚倉え兵隊進撃ニ付、小荷駄 源助儀は白川より東武え召 袈裟五郎儀は会 日用雑駁

犬迫之

山崎之

金助

清太郎

市来之

御作事方夫

方兼務ニて土持左平太差越候処、

同人并右矢太郎混と召付差遣申候

中西十郎左衛門下人

金助

即死申侯

右同断弐番砲隊え差配置候処、

上原善四郎下人 市太郎

和田清右衛門下人

与四郎

松崎仁右衛門下人

土工夫

善四郎

右は板橋滞陣以後五番隊え配布置申候

川辺之

武村之

伝太郎

郡元之

五郎助

右同断五番隊え召付置候処、去年八月致病死申候

土工夫

比志島之

郎儀二本松戦争之折致手負申候、 右は武州板橋滞陣之節より追々弐番砲隊え差配召付置候処、右市太

御作事夫

野州岩井之駅戦争之節砲丸え当リ致

久保源之丞下人

喜次郎

土工夫

加世田之

林左衛門

三太郎

川辺之

御作事夫

本城仲右衛門下人

右同断四番隊之召付置申候、

北郷良馬下人

次郎

樋脇之

右は本営え召付置候処、野州宇都宮戦争之折致手負候、

御作事夫

野村清兵衛下人

金四郎

嘉右衛門

御作事夫

伊集院源五下人

長次郎

有川小之丞下人 休太郎

高崎七右衛門下人 新太郎

大脇弥五右衛門下人 芳太郎

国分彦次郎下人

土工夫

川辺之

伊右衛門

都城之

武吉

谷山之

右は奥州棚倉進撃之節より土持左平太方え召付置申候処、次郎助儀

岩井之駅戦争之折致手負申候

次郎助

右書之通ニて去年二月関東進軍ニ付、夫丸曳円、

都宮戦争之折致手負、当分京都え罷残居申候、

右は京都より召列帰陣迄之間、

小荷駄方え召仕置申候処、平助儀字

平助 仲助

領 又は担方等為致、諸所戦争之折も何気ニ不依昼夜召仕、第一 東山道筋荷室

相廻等為致、尤会津ニおひて出火之節は一涯相働、 出陣先砲台築造・陣屋打・戦死埋葬等ニ至、或は滞陣之時篝火共 戦争中骨折い

土工夫

皆吉九平太下人

土工夫

寺山源右衛門下人

金四郎

次郎助

伊勢十兵衛下人

阿多之

勇助

郡元之

芝田町夫

小次郎

# たし正道相勤申候

別紙半切

共之段も承申候間 見合を以致勤労候筋合一廉相立候様被仰付度、尤兼て身上難渋者 同前致苦労候儀差見得、 会津迄之間数カ所之戦場万端心掛相働、 軍として東山道押立、 本御作事方夫并土工夫、 論 其身格別之御厚恩難有可奉存候、 所滞陣等之節も昼夜致骨折、 銃創を受候者は、 武州板橋之駅繰出候後は、 別冊之通曳円、 既二身分相応之功も相立候訳柄ニ付、 弥別段御吟味候助も御座候 就中手負致即死候者共は 何分宜御評議奉祈望候 且数多之荷物受持候儀 去年二月中旬より関東出 大方敵地方ニて

御

巳七月九日

段私より申上候、

以上、

樺山 休兵衛

右之通相認、 右概略え相 派 軍務局調役右松十郎太え差出置候事

東山道小荷駄方日記

小荷駄方

追て其御方より棚倉え木綿御差送之儀、 外品とは相替候事故、 末ニ御座候ハヽ、 役御差遣給度 此方より印旗差遣度候間、 付役召付度候処、 此旨御相談申遣候 此方壱人ニて差支候故 最早御差立相成候様、 緒ニい たし度、 尤 若

白木綿

計 為有之由候得共、 且川村与十郎ニも今日其表之様致参陣候付、 右は急成御用相成、 御問合申遣候、 但晒地下通ニて宜敷候、 猶又為念、 此方より申越可然旨、 以上、 同人儀多端御用も有之故、 御買入之上、 西洋布なら尚宜敷候 本営え可差出旨、 式部より相達候付、 不糧失念可致哉も難 右之段申出候様内話 只今致承達 此段早

但当分御地御在合如何共不相分候付、 様共御都合可被給候、 分得失をも致関係候事故、下直之方ニ御扱向、 様有之度可存候、 発候ハヽ、 も宜敷、 少々ハ当所病院用のも有之候得共、 則可相用第一之品二御座候故、 尤木綿よりも西洋布なら猶宜敷御座候、 此段も為念申上越候事 無多事候 別段御差続相成候 右は即今合戦相 其辺之処、 反 何 何

朱 「本文木綿布三拾反分、 今日大工市来矢次郎才領ニて仕出置候

右木綿は幅尺弐ツ割にして、 右寸尺ニ宜算当ニ御座候 然は当地之人数四百五拾 人 戦士夜之合印玉たすき用ニ御 凡五百人之見賦ニて、 拾反なら大体 座候、

棚倉滞陣

土持左平太

肝付 郷右衛門殿

白川滞陣

七月廿二日

金弐両

より相渡置候事 右去ル十二日大円寺戦亡人数盆祭料として住持是山え樺山休兵衛

金五千両 但箱入

右鷲尾殿方用心銀ニて大惣督府参謀大村益次郎より 承、 昨 世二

日夜曳渡、 梅村魁介受取書相請取置候事

Ш 「崎清左衛門遺髪、 去ル十二日大円寺住持是山え預置候事

但本営より金類右之通取扱、 副司より受取書本営え差出 相良

氏受取なり

金八百五拾五両

右薩州手負・戦死人数え香奠并養生料として被下候段、 参謀大村

益次郎より承、 会計方より金相請取持帰、 昨廿二日名前立いた

書付都て本営え差出置候事

但壱人ニ付金拾両ツヽ被下、 右名前段々書様有之、 尚又調置差

遣呉候様、右益次郎より承、 本営より取調之上差出候段承候

大惣督府軍儀布告之書面壱通、 大村益次郎より薩州本営え届呉侯

様承、 差出置候事

七月廿四日晴

樺山休兵衛 小野彦兵衛 東郷栄之助

付郷右衛門、 Ш , 崎正右衛門 付役昨日同 断

鎌田清太

諸人往来継立之儀二付、 之哉ニ付、 別紙印鑑差遣候間、 薩州用物之名目を以、 合印之上可被差通候 諸売物差通候者有 以上、

七月廿四日

薩州小荷駄方

鍋掛

「本文両所之儀は書付を以申達、 カ所は芦野藩中簗瀬小吉印紙相受取候事\_ 外ニ芦野 越後・ 大田原之三

> 紙 薩州

印字 東山道 発

軍薩摩輜 (印字)

重局之印

同廿五日 晴

樺山休兵衛、 川崎正右衛門、 東郷栄之助

肝付郷右衛門、 小野彦兵衛

日同断

鎌田清太

四番隊別府清 一外ニ三人、

右之人数横浜より致快気、 只今当駅迄着、一泊之賦候間 宿壱軒

手当兵糧之儀迄も可然様御取計相給候、 以上、

七月廿四日

本営

四番隊別府清二、 奈良原源之丞、 竪山荘八郎、 染川彦次郎

別府清二下人菊次郎

鎌田清太同伴ニて差越候事 右人数今日棚倉え参陣ニ付、 小荷駄方より差越候様本営より承

り帰陣之事、

今日代番砲隊川上万助、 友野次郎、 猿渡嘉左衛門致快気、 横浜よ

竪山荘八郎外二三人、

今日四番出軍先え差越相成候付、

此旨御問合申進候

以上、

七月廿五日 本営印

金弐両宛之賦ニて八両御渡給度、

小荷駄方

友野次郎、 夫迄用金として壱人ニ付弐両ツヽ御渡可給候事 川上万助、 猿渡嘉左衛門、 棚倉出陣先え差越申候付

小荷駄方 七月廿六日 本営

樺山休兵衛、 七月廿六日晴 小野彦兵衛、

,崎正右衛門

肝

付郷右衛門、

Ш

付役昨日同

断

東郷栄之助

鎌田清太

壱番砲隊弐番砲卒

亀沢源右衛門

右快気ニて横浜より昨日着、 中途用心金として金弐両御渡可給候、 今日棚倉出陣先え差越筈御座候間 左候て右源右衛門事、 東海

道 於江戸、三月之御賦相渡候迄ニて候段申出候間 御取調

七月廿六日 本営 また不相渡候ハヽ、其後之御賦御渡可給候、

以上、

1

小荷駄方

朱「本文即刻金子相渡、受取書受取置候事」

御兵具隊 永井七太郎

右致快気、 横浜より帰陣、 今日只今より棚倉出張出陣先迄差越候

間、 用金弐両御渡可給、 左候て爰元より之夫方は、宜御取計可給

候、 此旨御問合二存候、 以上、

朱 「本文即刻用金相渡、 受取書受取置、 棚倉え差越候事」

七月廿六日 小荷駄方 本営

東海道小荷駄方書役大野善之進致快気、 横浜より今日致参陣いた(紹介)

七月廿七日

樺山休兵衛 川崎正右衛門、

小野彦兵衛、 竹下小助

肝付郷右衛門 東郷栄之助、 Ш 畑森右衛門

大野善之進 Ш 口仲助

松元惣左衛門

本村吉左衛門

得は、 其御地報恩寺え致葬方候戦亡人数墓地之儀、 何か行届兼候間、 掃除方其外万端可然樣御取計被給度 諸隊白川口及進擊候 何

分御頼存候、 此段態と得御意候、 以上、

宇都宮 須田半平殿 辰七月廿七日

薩州本営

上村

宇都宮 須田半平 殿 薩摩小荷駄方 樺

山休兵衛

曲師町

朱 「本文須田半平より書面を以、 せ本営え申出候処、 申遣置候様承候事」 掃除方之儀申付置候様願

ニまか

七月廿八日 晴

樺山休兵衛、 川崎正右衛門

肝付郷右衛門、 大野善之進

小野彦兵衛、

付役昨日同

断

東 郷栄之助

七月廿九 日 晴

樺山休兵衛 川崎正右衛門

-42-

小野彦兵衛、 付役昨日同断

薩藩其外略ス

一肝付郷右衛門、東郷栄之助

大野善之進

八月朔日雨

樺山休兵衛、 川崎正右衛門

小野彦兵衛、 付役昨日同断

肝付郷右衛門、東郷栄之助

大野善之進

日三春出車先乞波差彧奏聞、用金として金弐番隊戦兵 郷田猪之助

右今日三春出陣先迄被差越候間、用金として金弐両御渡可給候、

以上、

八月朔日

本営

小荷駄方

个「本文当人持参相成候間、即刻相渡候事」

同二日雨

樺山休兵衛、 川崎正右衛門

小野彦兵衛、 付役昨日同断

肝付郷右衛門、東郷栄之助

大野善之進

写

一自今使之字書し有之候手旗所持候は、惣督御使ニ候、

各可得其意、兵隊中不洩様布告可被成候、以上

八月朔日 白川口惣督府 執事

同三日雨

一樺山休兵衛、 川崎正右衛門

小野彦兵衛、 付役昨日同断

肝付郷右衛門、東郷栄之助

大野善之進

一金弐拾両

右曽山善之助、今日江戸之様被差越候付、用心金として相渡候様

御取計可給候、以上、

朱「本文即刻書付相添、付役坂元十郎へ相渡候也

一金三拾両

右御取入有之候、本営方え差出可給候、以上、

八月四日

Ħ

本

八月四日雨

樺山休兵衛、 川崎正右衛門

小野彦兵衛、 付役昨日同

断

肝付郷右衛門、東郷栄之助

大野善之進

池田龍四郎

六番隊

として弐両相渡候様御取計可給候、以上、右病気ニて病院え相残居、致快気、今日二本松迄差越候付、

用金

八月四日

小荷駄方

本営

-43-

# 宇都宮人足百人之内人数五拾

賊兵逃去侯故、 右賃銭壱日壱人ニ付金弐朱ツ、ニて、 夫方も相集候処、 人馬役所詰簗瀬小膳え致演舌跡 雇 入置候処、 追々白川 近 辺

塞繰込、 宇都宮役筋山県嘉門、 大羽循之進え曳合、 本行通 差返候

事

金三拾弐両弐分弐朱、 白 河 入口 1石碑代、

金七両弐歩 拾弐割として壱人別弐両弐歩ト銭弐百七拾八文ツヽ、 銭八百四拾弐文 長州人数三人

金七両弐歩 銭八百四拾弐文 大垣人数三人

金拾七両弐歩 銭壱貫九百六拾文 薩州人数七人

右 通割合之上、 両藩より金子首尾相成候事が

朱 「一薩長大垣戦死十三人之墓

但右之内七人薩州ニて閏四月廿五日苦戦之節、死骸曳揚 還筋右側え割石之侭被置、 右之通石碑表え記、 無之故、 候処不相叶、 右石碑相建所え長州大垣人数も一所え堀埋有之、 三藩之人数難曳合、 五月朔日攻敗候折より、 江戸口白川坊鼻町門より弐丁計 弐重土台ニて拵建候事、 夫故埋葬石碑を建付、 諸所致尋方候処 首は 手前往 且.

候事」

其後首も銘々尋出

白川長寿院

え葬所塔建立いたし置

同 五日雨

樺 Щ 休 兵 Ш 崎正 右衛門

小 野彦兵衛 付 ·役昨

日

付郷右衛門 東郷栄之助

## 大野善之進

古後七之丞、 伊 地知清八、 河野 助五 煎 坂元仲蔵、 広瀬喜兵衛

小野藤吉 田 中清右衛門

右之者共令討死候条、 不愍ニ 被 思食候、 依之金拾両ツ 為香奠

料下賜候事

七月

永野仲之丞、 池 田 市 郎左衛門、 長東市郎 浜川彦兵衛、 原

黒田運次

介

t

戸

東郷助之丞、 右書同断 有 嶌 十郎 次、 樺山清五郎、 大迫市郎

左衛門

右書同断 七月

衛門、 五郎、 上四郎左衛門、 良原長左衛門、 丞 川彦右衛門、 飯牟礼斉蔵、市 大川原源助、 川上万助、 北郷弓兵衛、 有馬彦七、 郷田正之丞、 伊藤権平、 土 亀沢源右衛門、 来喜 一師孫七、 中島尚四郎、 上村彦之丞、 西之原吉蔵、 郎 桑波田覚左衛門 猿渡嘉左衛門、 愛甲嘉右衛門、 時任金左衛門、 大迫善右衛門 淵辺八郎次、 武元庄五郎、 久留休左衛門、 土師庄之進、 有川仁平太、 勝部 Щ 伊瀬地庄左衛門、 |本吉 伊地知正治 謙助、 川上源七郎 蔵、 四本十左 桂宗右衛 篠﨑充之 瀬 戸 池之 . Ш 有 源

右之者共負深手候条、 不愍と被 思召候、 依之金拾両ツ 為保

養料下賜候事 七月

之進 小出謙斎、 佐土原新介、 財部伝五左衛門 川上一 -介、 谷山彦兵衛、 町 川久保中二 田四郎左衛門、 林太郎兵 衛 種子 永井喜 ,田左門、 郎 岸良弥右衛

右書同断 七 月

税所笑左衛門、相良為次郎、田代五郎左衛門、染川彦八、比志島竪山荘八、三原七左衛門、伊勢佐七郎、斉藤藤太、柳田正之丞、

孫四郎、畠山盛之助

右書同断、 七月

一郷田猪之助、美坂彦六、西吉左衛門、松崎覚二

右書同断、 七月

一佐土原八郎、八代次助

右被手疵忠戦之条、不愍之至ニ候、依て金拾両ツヽ為保養料可遣

修马

辰七月 白川口 惣督

て金子之儀は、小荷駄方樺山休兵衛え曳合可被給候事、別紙之通大惣督府より為保養料下賜候付、各御承知可被成、左候

七月廿一日 本営

一番隊、三番隊、遊擊隊、五番隊、大砲隊、

不「本文今日本営え相達候事ニて、辰八月五日受取候付為見合記

置候事」

字過、二本松進撃之賦ニて本宮宿迄繰出、彼方へ一泊、小浜之方三春迄之間形行、三井より委細御聞届候筈、然処七月廿八日十二

、外ニ備前五百人同日ニ繰出小浜え一泊、廿七日五字過より同時へ長州百五拾人位、番兵一小隊、私領二小隊、兵具隊、大砲四門

福島又ハ会津間道差て落行申候付、官軍十字前ニは、都て城ニ繰掛候処、少大手ニて二三発打合、賊徒散々ニ逃去、城ニ火を掛、共、何分味方へ烈敷掛り、とふとふ台場打破、直様二本松城え取ニ進撃、城より手前拾八町位之処ニ賊徒台場等拵、厳敷相防候得

大勝利ニ御座候間、

先御悦可被給候、

打取者いまた取調不

之通御座候間、先荒増戦之形行御届申上候、以上、申候得共、大概百四五拾人位ハ打取申候、味方戦死・手負、別

紙

八月朔日

品部様 正治様

会人も弐百人計、同廿八日朝当所え繰込之由并申出候、

門、兵具隊藤崎宗八郎、満留祐次郎、二番砲隊有川藤七郎、六番二番隊山田十郎、尾上為八郎、十二番隊川上助十郎、井上吉左衛

隊日高郷左衛門、

之源蔵、 六番隊貴島卯太郎, 西俣彦五郎、 郎 坂村房右衛門、 拾弐番隊榎本新助、 二番砲隊宮里仲庵、 四番隊藤田友次郎、 香 隊市来宗次郎 松崎杢右衛門、 番兵一番隊吉武彦四郎、 土工夫市太郎、 鎌田弥九郎 越後者万蔵、 山下善之助、 鍋掛 波見清次郎 兵具隊藤崎吉次 大迫清左衛門 人足頭磯吉、 石 Ш 郡 小 高 村

右戦死、

右之通辰八月六日本営方迄相廻候付、見合之為記置右手負

八月六日晴

樺山休兵衛、 川崎正右衛門

肝付郷右衛門、小野彦兵衛

東郷栄之助

付役昨

白

同

断

大野善之進

梅北伊八郎

渡可給候、以上、右今日江戸退被差越候付、金子之儀、荷数ニ応御召計書入を以御右令日江戸退被差越候付、金子之儀、荷数ニ応御召計書入を以御

# 八月六日

本営

朱「本文金百五拾両丈書入ニて相渡候事」

上、候間、右之跡御世話給候ハヽ、可然致吟味、此段及御掛合候、以得候間、御手当可給候、宿之儀ハ土州人数、今日須賀川出張相成私領二番隊当駅へ繰込候由、就ては宿陣手当等至て不取馴と相見

八月七日

八月七日 但相良治部より樺山休兵衛へ書面在、伊地知正治え頂戴之金子は、此者え御渡被下度御頼申上候、以上、

朱「本文相良治部より樺山休兵衛・肝付郷右衛門へ由来之書面な

り

朱「本文則刻伊地知正治下人七之助へ金拾両相渡候事」

八月七日晴

樺山休兵衛、 川崎正右衛門

小野彦兵衛 付役昨日同

肝付郷右衛門、東郷栄之助

大野善之進

一金百両

右書入を以可被差遣候、以上、

八月七日 小荷駄方 本営役所

朱「本文東海道方受取金筋より肝付郷右衛門致持参候事」

築拵賊徒大勢ニて待受居居候形ニて、味方弐番、四番、六番、他

任幸便先則今之形勢為御見合、

此段早々御案内申

無程砲台を打破、ゑひや声ニて、 故、 藩之兵を以、 藩先ニ突進ミ、 賊起リ不得、 間道より九番、 吾藩手負拾六人、 不意ニ起るか難計との軍評なる故、 城之裏手ニ廻リ、 中軍 然る場合始取て掛し中軍暫時 拾弐番、 二大砲相備、 兵具隊、 備固之兵は又賊守山口え潜伏せ 関門突通り、 が銃を以び 是二加るに彦・ 寄兵遊軍備置候得共、 が横合ニ相 例之苦戦なれ 其時味方戦 長・ 掛り、 大垣 又 死 更 方

去ル廿四日棚倉より進軍、 を以、 殿軍門二降伏、 五日同母神村え同断、 右之趣意御採用相成、 謝罪歎願之条々有之、 同廿六日三春城攻二取掛候处、 石川迄行 城地は則刻先鋒隊彦・黒両藩受取相 軍 参謀より一往御寛大之所 同駅滞 陣二 秋田万之助 朝 立 廿

付馳向、 是及心配、 賊徒大勢ニて待受居候形ニて、 泊 より繰込候海軍隊到、 済 他藩手負・死人合て五六人有之、 同廿九日当二本松え攻寄候処、 則城内え参謀繰入在陣、 市中え入込候処、 仮リニ病院を戦場より壱丁程曳退キ相立、 其翌廿八日三春より発軍、 最早味方より城内え突入、 猶翌廿七日同所え滞陣之処、 其時味方戦死五人、 豈不量城廓開門え砲台築拵 依て拙等彼死人取片付、 中途本宮え 吾藩手負拾六 兀 又々戦隊二 方八面 岩城平

御座候、 入之軍 放火、 然は右旁 軍ニて、 敵を撃散シ候処、 議ニて、 また今朝迄鎮火不相成次第御推察ニ被下候、 頗る隊之分捕不少、 昨日通御吉例之雨血川となり、 件二付、 成 城主は当朝会津を差退散ニて、 田某他之仁も長土彦三藩 御 地肥後人数致着候得は、 無此上大慶之至、 死体山を成、 明 御 御同慶可 日 .人数此 城を取巻本丸 其 表え被 感候事共ニ 併毎之通勝 可被下候、 地 差越 御

細 は成田某より御伝承可被給候、 以 Ę

一本松滞陣

八月六日夜認

白川 戸滞陣 小荷駄方

**負** 鎌 田氏去ル廿八日本営え滞在候節着相成、 死人運ひ方ニ人数も相重 至て都合相成謹申上候 則其翌二本松攻ニて手

木綿百三拾反程

半紙弐三百東

蝋 (燭四五千之間

又成田より可申出候得共、 申上候間、 右御差続相成候様可申越旨、 彼是御手数なから何分可然御取計被下度儀奉願候事 小子より可問越旨致承達、 病院より申出、 本営より相達候、 此旨以前紙 猶

金弐両 四番隊 吉田善兵衛

右は病気ニて滞院いたし居候処、 致快気、 明 八日爱元出立、 弐本

上 松表え被差越候付、 中途為用金、 本営印 右之通払切ニて可被相渡候、 以

八月七日 小荷駄方

八月八日晴

樺 ·山休兵衛 Ш 崎正右衛門

野彦兵衛

付役昨日同

肝 付郷右衛門 東郷栄之助

大野善之進

雨 桐油四五拾枚

右 は戦争之節、 雨天続ニて相損候付、 手負人用分等致不足及差支

> 一份 早々御調 達御差送被給度、 此段御問 小荷駄方 百合申進 越 候、

> > 以上、

八月七日 二本営在陣

白川滞陣小荷駄方

去ル二日并一昨七日付之御掛合、 中々混雑二御座候、 次第二候、 本営より不承候得共、 兵隊同日繰出之筈候処、 肝付郷右衛門ハ江戸へ御用有之、 彦兵衛儀は手負人数送ニて岩城平行、 洎 事も催シ候処、 策旁御配慮御苦労之至ニ侯、 本営迄之賦ニて川崎正右衛門、 昨日より色々其手筈致候事も、 本営より被差留、 此段御報迄申進候、 両三日進軍遷延之筋書付ニて承達、 只今又吟味相変候由ニて、 当地も先月より人配ニて其表出張之 跡残人数長滞陣之諸片付仕廻 既二明後日進軍之筈、 棚倉より二本松落城迄之御 一日前出立手当之事、 速水吉之丞ハ未帰路無之、 以上、 又二重仕事 未委細之儀 ニ相変リ、 須賀川 且小野

八月九日 白川滞陣 樺山休兵衛

一本松在陣 土持左平太殿

白木綿六拾七反 但壱荷 一半紙弐百弐束 但弐荷

蝋燭四千百弐拾弐挺 但四荷

申候、 第差送可申候、 文通出来不申、 右之通差送候間、 左候て人足今日ハ玉吉え才領申付置候付、 此段及御掛合候、 今朝桐油御申越御掛合も相達、 宇都宮辺より取寄候賦致手筈置候間、 御受取可被成候、 以上、 木綿之儀白川表払底ニて御調 是以跡より差送可 旁其通御心得可 追日相届次

八月九日 一本松在陣 土持左平太殿 白川滞陣 樺山 [休兵衛

八月九日晴

樺 山休兵衛、 Ш ,崎正右衛門

,野彦兵衛 付役昨 17日同 断

肝 付郷右衛門 東郷栄之助

大野善之進

唯今会計方梅村魁助参、金百両此藩より取替之相談、 申入相成候段承、 其意ニ応シ御差遣相成、 差支有之間敷及評議候 昨日其方へ

八月九日 小 ·荷駄方 本営

間

可然御取計給度、

此旨御問合申進候、

以上、

証文

金 当百両也

早速返済可致候、 右は軍用金差支借用申候処実正也、返済之儀江城より金子着次第、 為後日如件、 会計方 渡辺祐次郎印 梅村魁介

印

八月九日 樺山休兵衛殿

朱 「本文八月十日返金相成候間 受取書差返候事」

八月十日陰

樺 山休兵衛、 川崎正右衛門

,野彦兵衛

付役昨日同断

肝付郷右衛門、 東郷栄之助

大野善之進

藺牟田旦 節 若松十左衛門、 湯前藤八、 種子島清之介、 Щ 口仲吾、

Ш 口平次郎

右は前之戦争ニ致手負養生方として病院え罷居候処、 横浜え差送

> 候段、 本営より承、 小荷駄方小野彦兵衛夫卒召列、 今四ツ時致発

足候事、

但土工夫藤四 郎、 小 次郎、 福島ヤ豊吉、 病院 より 宇 都 宮 夫

両

外ニ下人壱人

肝付郷右 衛門

衛門家来伊太郎 右は江戸表え御用有之被差越候段、 土工夫之次郎助 喜次郎召列、 本営方より承、 今日四半時致発 付役本村吉左

足候事、

金弐拾両

右は別紙大田原之夫卒新介え御差遣、 大田原へ 御返給度、 此旨及

御問合候、 以上、 本営

八月十日 小荷駄方

朱「本文通相達候間、 八月十一日病院より召呼候て相渡候事」

三番隊夫卒大田原七重村儀平代 新介、

七月十五日戦之節手負

八月十 日 晴

樺山休兵衛 川崎正右衛門 付役

竹下小助

郷栄之助

大野善之進

松元惣左衛門

川畑森右衛門

病気 川 口 I仲助

去月十五日於白川手負 助

金弐拾両

大田原七 重村 新

右養生料として頂戴被仰付候事

辰八月十一日 薩州 小荷駄方

朱 本文医師末野嘉斎え曳合ニて、 当人え為取候事 大田原藩太田惣之助へ 金子 相

先達て於棚倉諸隊え去月中御賦金被成下 段之通早々被差続候様御取計給度、 相 共候ハヽ、 申候間、 人ニて差当繁務可也ニ漸用弁為致候後ニて、 り誰そ可差遣筈候得共、 相渡筈、 今少々之在金至て微力之次第、 以三春并当城攻進軍旁御用途為運来候処、 及御掛合候、 して弐千五六百両程御見計を以、 金千弐百両程御差続之内を以、 及不申候得共、 岩城平病院迄も多人数差送相成申候故、 乍併其地之惣軍、 乍御面働 其上気候替り時服料も被成下賦 自然御合併ニて一同諸払置も可相済訳にて、 以上、 、また御 其方付之者共より才領被召付、 不日此表え御進発ニも相成候、 先日岩城平え壱人ハ差遣申候処、 進 严軍模様, 既当月廿 右払為相済、 御差続給度、 今日福島屋夫飛脚差立、 も相分不申候、 二御座候間、 一日ニは亦々御賦 -候節は、 戦死・手負人等段 迚も差上候儀 彼是雜費筋不少、 残金讒計有之、 付ては拙者共方よ 付ては 御 近日御差送給 地より 御 右御用金と 其儀ニは 軍 当時壱 何卒前 -議之事 相調 金可被 此段 御 人々有 即 不 用

聞給、 Ш 廻 御 え賊進出て、 ...用銀被差送候、 以上、 が候得共、 日も少々小勢り合致候儀 聊懸念も無之、 此処ハ更ニ懸念 当分三春并森山守兵之柳川·大村等之人数等 一本松在 付ては中途懸念之訳も御座候間 場 派所通 行候様、 八無御座候、 も有之、 併棚倉海道ハ其地より 小荷駄 御差図被給度 此段為御 心 猶又御 尤須賀 得申進

活当 城乗取候節より今以 月十日 白 無事、 川滞陣 且賊徒五六里相隔曳取 小荷駄方 候形、

追

た何れとも進軍相決不申候、 候て福島も自ら城を出て米城え入候形相 御地え参謀板垣なと参候ハヽ相分 聞 得 夫形ニ 捨 置 ま

Ш 崎 正右 衛門 申候、

時 右は須賀川 出立被差越候事 表え弾薬 運 用 方 付 浜 囲 [源兵衛同道ニて、 今日

九

八月十一 日

昨

て候哉、 弾薬 田源 や遅シと相待居申 候 れ金子之儀本営え申出 計方廻候金も相滞不送来、 惣督府ニて揃兼候節ハ大坂辺迄も致金策賦ニ候、 哉、 り送越不相成との事ニて、 ۲, 致遠察候、 且岩木平え病人多人数御繰廻候段色々御手数咄哉、 昨日進軍見合相成候処、 日御認之御掛合、 兵衛、 尤本営免許ニて会計方へ一旦致取替候、 進 致金耗候儀相見得、 一件且手負人数五六人横浜送として一 2軍も両三日中ニは 疾送出、 当分御 軍夫方役筋同伴、 候 須賀川より先継立不相調、 在金減少御懸念之由、 今未刻過相達、 御 肝付郷右衛門儀昨日金談画候ニ 報迄此段申進 相 折角差送候様可致候付、 製作方荷物差筈儀、 殆金策差詰り居候、 返金無之、 運 可申候、 人馬集継送旁二付今日被差越候 御繁雑之筈御苦労之儀 候、 既二御賦渡等之見賦旁存候 また日限 以上、 於当地も追々諸払 緒ニ致出立候、 金筋も于今江戸表よ 右川崎正右衛門并浜 本営より達後れ 小野彦兵衛儀は 勿論督府より会 相 其通御心得 御取込之事と 一付差立、 左候て 出 候 何 高

月十一 日 白川 滞陣 樺 Ш I 休 兵 衛

本松滞陣 持左平太殿

左

## 八月十二日雨

### 樺 山休兵衛 大野善之進

## 《郷栄之助 付役昨日同 断

給候、 金談御掛合之趣 軍相成候間、 り返金相成候筈之金筋も不入来、 より其表本営え申越候趣、 先千両丈差送置候様承候付、今日付足軽才領ニて川崎正右衛門出 先須賀川迄差遣、 委細申出候間、 当局ニも在金無多事、 江戸へ被差立候付、参次第跡より差続可申、 御面談三秋二御座侯、 寸昨日及御報置、 着之上御改御受取可給候、 彼方より兵隊警固 別紙送状之通、届方之儀可然御取計可 第一 大惣督府より不続ニて会計方よ 夫故肝付郷右衛門儀も第一金談 此段御掛合申被下候、 当金高本営え申出候処、 弾薬一緒ニ差続候手 時服料之儀相良氏 尤最早不日進 以上、

二本松滞陣 土持左平太殿

八月十二日

白川滞陣

樺山休兵衛

### 金千両 箱入付

申出候処、 右は二本松在陣小荷駄方より差続金之一条、 在金無多事、 千両丈差送候様承候付、 昨日来書ニて本営え 付足軽松元惣左

八月十三日晴

衛門才領為致

前文書面之通差送候事

樺 Ш I休兵衛、 東郷栄之助

大野善之進 付役昨 Ė 同

同十四日晴

樺山休兵衛、 東郷栄之助

大野善之進 付役昨日 同 断

薩州藩 隊長中

今日より石川口警衛被免候事

八月十四日 白川口惣督府

石川口警衛之儀は紀州え被仰付候由、 彼方え次渡可申給候、

以

弋 本営

八月十四日

石川口堅之当番隊

右藩当所在陣之人数、 明十五日より二本松為二之見出張可有之旨 薩州 隊長中

御沙汰候事、

八月十四日

白

川旦

I惣督府

須賀川一泊ニて本営迄進軍之賦ニ御座候間、 別紙之通致承知候付致通達候、 左候て明十五日朝八字爰許出立、 各御承知可申給候

此旨及御達候、 以上、

但隊長外四役場壱人、今日より宿陣取束として可被差越候、

八月十四日 本営

朱 「本文本営より持廻リ」

一番隊、 三番隊、 遊擊隊、 五番隊、 大砲隊、 小荷駄方、 製作方、

病院

覚

晒木綿 五拾反内廿五反廿六匁ツ、 廿五反廿四匁ツ、

右同弐拾四反 壱歩弐朱ツヽ、

半紙四拾東九帖 東ニ付三歩ツヽ

桐油五拾枚 三朱と三百五拾文ツヽ

大半紙三 東 弐朱と百五拾四文ツヽ

有之候得共、 右之通御買入相成差送申候間 為御当用取合、 当駅ニて別て隙取申候間、 御改御受取可被下候、 此 よふよふ 一直段高料

右丈相調候位ニて込入申候

夫卒之丑之助事、 外病人ハ無事之由、 作山ニて相果申候旨、 略ス、芦野より先ニ踏越、 小 野彦兵衛心配之儀 夕部 ハ喜連川

泊 今晩は雀之宮へ一泊之考ニ御座候

御進撃前ニて旁御配慮一方ならす御事奉存候、 は、 泊之向ニて、 決て不案内御進軍可被成御座候 人数上下六七百人位之由御座侯 肥州も今晩喜連 白川え着陣有之候 JII

当地其外諸所何も格別相替候趣も承不存候、 数六七百人程当駅を致通行候よし風聞之趣并已前水戸より脱走人 地へ着陣候ハヽ、 数過分有之、 右之者共取押之為繰出候由 い細之趣可相分哉 何分ニも精密之趣意不相分 二聞及候、 然共当月初比水戸人 肥前之人数其

拾壱枚、 右之通福島屋夫杢次郎と申者才領申付送越侯、 桐油等差送候間、 是又相届候半奉存候、 且芦野よりふとん 此段得御意候

八月十二日 肝付郷右衛門 宇都宮より

樺山休兵衛様

間 綿 高直二有之候得共外二無之、 左様御納得可被下候 下直のいふいふ拾四反見出申

晒 木綿六拾四 右之通御座候、 反 以上、 桐油五 拾枚 半紙四拾九束 大半紙三東

> 同 十五 日 陰

樺 Ш H休兵衛、 東郷栄之助

大野善之進 付役昨日同 断

四ツ時

分白川

百樺山休兵衛壱人付役壱人召列、

荷物等繰出候事、

通 幸

明日当所より進軍ニ付ては、 間 其通被相心得度、 此段申達候 中途人馬賃銭兵食方より追払之賦候 以上、

八月十四日 小荷駄方印

番隊其外略ス 右之通昨日致通達候事

人并製作方爰許之品

々、

三春え差

送方として相残候事が 東郷栄之助、 大野善之進儀 病

但明日出立之筈なり、

付役川畑森右衛門、 川口仲助儀は、 荷物才領ニて跡より差越候筈

也

今朝五ツ時分より一番隊、 川崎正右衛門へ取会一泊、 本営小荷駄方、 家内ニて逃去明家、 製作方追々白川口より繰出、 製作方打込 三番隊、 宿屋内藤何某ニて会津より高扶持を取 五番隊、 席二て候事 進擊隊、 夕刻須賀川え致着

人足弐拾人根田村宿役人仙三郎より曳列来、 金箱弐荷、 相付、 致夫役度申出列越候事 蝋燭箱六、 両掛壱荷、 紙荷弐、 竹長持 八荷、 玉薬箱 荷 何方迄も小荷駄方え 草鞋荷州 蒲

右之通ニて白川口致出立候事

団荷五、

番隊、 三番隊、 大砲隊、 右白 和 田

五番隊、 遊擊隊、 本営、 小荷駄方、 製作方、 右福原宿

右之通明十六日出軍、 宿割取究候間、 諸隊心得之、 為致通 達候

以上、

八月十五日 小荷駄 方、 其外略ス、

此節 筋、 会計方え致示談、 進 軍 人数中途継 人足之儀 其通相決候趣、 兵食方より追払ニて、 彼方役筋浅野弁蔵より東郷 諸隊罷通候

栄之助え為承置候事

軍夫方烏山藩堀江良蔵外壱人并兵食方諸隊受持ニて、 Þ 致出張候事、 是迄之通

夜

福島屋夫 東山東海両道 緒、 井筒屋夫、 一根田村夫、 土工

一寄軍夫

右之通諸荷物為受持繰出候

八月十六日 雨

樺 Ш I休兵衛、

Ш 崎正右衛門 昨 日 同 断

九 付 ツ時分樺山休兵衛福原駅え着、 柏 夜五ツ前着致込宿候、 製作方荷物夫方不集 川崎正右衛門儀は人馬壱件不片 伊地知十郎

事 須賀川え相残候事、 但宿福原村百姓権左衛門所

此節官軍奥州え繰込ニ付、 庄屋 名主致同 其許 伴 薩州 小原田え集置候人足、 小荷駄方え届可申出候、 都て当所福

> 地え列越 々より曳入度申来候共、 夫々申出候処肝要ニ候条、 決て右之段相断 心得違有之間敷候、 差出間敷候、 何分早々此

状如件、

小田原駅 八月十六日 宿役人中 官軍薩州 名主組頭中 小荷駄方印

急触状

此 意無滯御用可相勤候, 夫々於江戸惣督府より被及御沙汰、 出 福原村え早々名主・組頭之間より付添罷出、 節 官軍御用都合克可相勤候、 官軍大勢奥州え繰込候間、 急達如件、 若不頓着ニ召置、 其許在村人数、 官軍薩州 屹と致迷惑候条、 薩州小荷駄方え届申 小荷駄方印 有り馬 不罷出村々は 篤と奉得其 都て当 所

、月十六日片平組南郷村々 名主組頭え

右同北郷村 右同断

八山田村 梅沢村 八丁目村 右同 断

通として問屋場役人え早々為差

出候事

右村々 都合三

同 十七 日 雨

樺 Щ 山休兵衛 付役昨日同 断

Ш 崎正右衛門

二本松え樺山休兵衛壱人着、 人馬寄方色々手配不寄屯、 段々繁雑漸未刻比福原駅出立、 土持左平太え曳合、 宿受取候事、 酉刻 過

岩木屋森右衛門所、

川崎正右衛門事、 郎 儀 致着候得共 人馬方不片付、 運立候寄夫等不罷居、 跡え付役 無拠同 (両人相 人儀滞在 伊 地 知

悉ク雇 作方荷物明日継立 昨日進軍 夫故諸所相滞、 後 駅々以之外人足差支、 一候筋相究、 漸今日福原駅迄致着候、 正 右衛門事夜五ツ過致着 遠方之者共致往来候、 右通候得は沖 人馬

も御念通之三百文ニて中々人夫曳寄候儀

不相調、

何れ此節之進撃

神至極ニ候、 不 良策相廻し度、 限ニて大体鎮撫之形勢も相分候儀ニ付、 相 许 八非常之致処二御座候、 依て差上置候金筋も有之、 就ては直様より金払存外失費倹約等敷儀ハ素より 従是先々敵地え趣候、 弥不足を補立十分必勝之 何れ御返金不相成候て、 金作実以配

座候、 難 故之事ニて御互之訳筋ニ付、二本松迄金三千両御借用御持せ被下 叶訳柄、 此節出先より態と御依頼申上候は、 且会計方之危急を補 夫故其節御話達も相付候儀ニ御 中々金子ニ差迫まり候

真 候様頻に御頼申上候、 金談として差越居候間 左候得は、 御返金其内致差引、 若御在合無多事候得は、 着次第則差送、 当分江戸へ同役肝 御返金可致、 弐千五百両ニても 何分官軍中 付郷右衛門

成給候ては、 之急救は、 御賢慮も可有之と此段御頼談、 在金不足二及候儀二御座候、 御手元払底ニ候 是非御遣し御決意不被

原駅滞在薩 浉 藩 惣督府用心金之内より御願出被下、

御差送給候儀ハ無間違様、

千

祈望之儀二御座候、

無拠早

々此旨希

所候

以上、

辰 八月十七日 在陣会計方掛 樺 Ш 崎 Ш 正 休 右衛門 兵

御役々中様

一八旦 雨

樺 Щ I休兵衛、 付役 松 元惣左 衛門

> Ш 崎正右衛

Ш 口仲 莇

候付以来人足何人、 乊 当所継立ニ付、 余程成人馬仕有之、 人馬受取方家来下人共問屋場え差 馬何疋之訳、 及差支候由、 隊之四役場押印之書付を以可被 尤軍夫方より申出趣も有之 越 強 儀 二 申

受取候、 此段致通達候、 以上、

一番隊、 但 二番砲隊、 弐番隊、 遊 三番隊、 撃隊ハ四役場え直達 四番隊、 五番隊、 六番隊、 番砲隊、

右之通致通達候事

今日暮時分付役竹下小 助 JII 加森右衛門、 福原駅より着

同 十九 日 晴

樺 山休兵衛 付役 松 元惣左衛門

川口仲助

畑森右衛門

竹下小助

Ш

崎

正右衛門

土工夫、 蒲生 主取彦左衛門 仲太郎 藤助 四郎 左衛門

太一郎 太郎 助 五郎 鹿 屋 主取清 権 **光郎** 善四 郎

金次郎 南次郎 蔵 武左衛門、 垂 水 金太郎

合拾五人

右土工夫京都より小 倉四郎 兵衛召列、 一本松え被差越候付、 小荷

駄方へ召仕候様承、 製作方え相渡候事

調 弁

荷呉座五東 右為見当代金五

右之通都城堤佐次兵衛へ頼入、三春より取寄候筋致置候事 「本文ニ付金三歩弐朱と銭五百文、 及不足候段承候間 追て堤

え返却被致事、 但二本松より真吉才領ニて持越候処、 棒木峠

之人馬混雑ニて皆同不相届、 三拾枚位持届候事、 本文本払首

御作事方定番夫休太郎、 田町人足之仲八両人、 桐油弐百枚買入方

として金五拾両為持、

尾相済候事、

九月七日

政田屋夫益五郎、 川崎正右衛門方へ召列居候処、 宇都宮え遣候事 親病気ニ付暇申

出差免、 今日江戸へ差返候事

福島屋夫拾人 一大津屋右同拾壱人

右は当局え召仕居候処、今晩より御方へ曳渡候間 向後混と御受

取可給候、 此段及御掛合候、 以上、

樺山休兵衛殿

八月十九日

谷村龍助

朱「本文則製作方へ入付候事」

合旗は赤白之筋違ヲ可用

尋ルには丸を画 答ニは十字をナス、

夜分提灯も同断、

問二雲、 答二龍

夜分計リ肩表白木綿を以左肩より右脇下え廻ス

右御軍監牧野軍監より只今達ニ相成候間 此段早々致通達候、 以

上

八月十九日 樺山休兵衛殿 其外略ス、

緋呉絽布 隊 相渡ス、 并磨赤木綿致買入、 長サー尺八寸、 巾三寸二部位 番、 三番、 本営、 左右砲隊 遊撃

同廿日陰

樺山休兵衛 付役 竹下小助

川畑森右衛門

川崎正右衛門 松元惣左衛門

川口仲助

八字兵隊繰出相成、 輜重も追々繰出シ、 九字過玉ノ井村え着ス、

長・土・大垣一同出軍相成候事!

玉ノ井村全七所え宿陣

長州一番 一薩州二番 其外略ス、

明廿一日行軍順序左之通

都城兵隊壱小隊、 輜重右同同断、 右兵隊繰出刻限四字 六字、 此節会津征伐二付、

右二左

昨日相良治部より承候事

一三四 但惣人数之半分を以て進ミ、 余は本海道ニて如何

各藩先鋒之分、 今日壱里計繰出候ては如何

明暁四字より当所を立候ては如何、

各藩大砲は惣て本海道を押候ては如何

各藩前後之順序は繰廻相勤候ては如何、

右之通於本営吟味相成候上決候段承候事

長同 薩 同 土 同 垣同 大砲 長薩 土 薩 +:

林

未刻時分玉ノ井村より壱里位西之方山入村え寄屯候賊兵三 戦争相始、 官軍土州、 長州并薩州九番隊、 拾弐番隊ニて、 申刻過 一百余と

小荷駄方警衛被仰付候段

賊 敗 散 たし候、 尤佐土原一小隊応援として致 進 撃候事

戦 死 伊佐敷金之進、 手負 吉井七之丞 右同 佐々木清蔵

右 同 小荷駄方付役 古川 源助

右人数三春え療養方として差送候事

同 廿 日 陰

樺 Ш 休兵

付役

崎正右衛門 昨 自 同 断

Ш

壱番隊より六番隊迄棒成峠を弓手え行廻り、 之 玉 0 荷物等棒成峠え差廻候処、 ノ井村六字繰出、 七字時分出立、 石莚村え行掛候処、 製作方荷物遅間 夜九ツ時分迄ニ追々着いたし候事、 = 及、 戦争相始居、 都城隊よりも曳合有 其外薩藩外々も妻手 七ツ時分よ

砲戦 或 正 面 ヘツ時分会津勢敗走、 より押掛、 大砲は都て藩々正面掛ニて、 夫より進撃順々棒成峠迄夕刻ニ及着 朝四ツ時 分より

ス

浅 手 但中途之要所え弐ケ所砲台有之、 平田九十郎、 右同 川上嘉次郎、 輙乗取候 戦死 也 本営付役

木原藤

右戦 郎 死藤 即死 郎并岩右衛門 兵具隊町夫 事、 岩右衛門 土持左平太、 谷村龍助受持之隊ニて

病院 へ差贈相成候事

一弐本松城下え滞陣之節、 Щ ニて本営製作方病院之儀は、 太同断は、 小荷駄被越居候処より談合之上、 休兵衛受持一 棚倉出陣弐番砲隊、 番 三番、 谷村龍助儀平潟方え船着之隊々を致 五番 中間 臼砲打手、 遊擊、 諸隊を三分ケにいたし、 ニて致用弁候筋、 番砲隊、 兵具方二番、 二場ニ差 土持左平 四番 樺

> 負人数 分リ候、 其外雑駁之用件悉其構より致首尾候様 谷村龍助受持は最初江戸 んより |繰出候 通ニて 規則相立 死 • 手

棒成峠砲台乗取候侭ニて、 ŋ 候、 敷難場ニて兵食方馬荷等全着不致、 、出候侭ニて、 勿論 一番より六番迄は、 夫形止宿. 少々落武者討取候事、 夫形各隊野陣 同所より壱里位先キ大原村え間道よ 断食勝二て野営之困苦不一方 夜陰より 雨 降 出 シ 厳

明朝五字各隊支度、 本営より喇叭相図ニて繰出候触相廻候

同廿二日半天

樺山休兵衛 付役昨 白同 断

Ш ;崎正右衛門

ば砲戦、 罷居 棒成峠五字過 隊繰出候事 より追掛、 大原村え致止宿候隊々前晩より追々寄掛候模様ニて 援兵申来候処より又一番、 兀 繰出、 番 九番、 伊苗代町え八ツ時分致着候処、 三番砲隊致進擊、 弐番、 十二番、 伊苗代川畑ニてし 兵具隊、 賊兵壱人も不 ばし 村辺 遊撃

明朝三字揃、 四字 ,繰出 ニて会津 進 撃、 諸 品藩順序· 土州 大垣、 大

村 長州、 薩州

右同御国人数兵隊繰出 候順 序、 五番、 六番、 拾弐 番 游 撃、 弐 番

砲隊、 番砲隊臼 砲

仴 |弾薬、 之儀は彼方より申遣迄之間 兵糧、 草 鞋 雨 具、 提灯迄無手抜様操 差立間敷候 出 候 余 雑

具

·荷駄方其外略 Ź

明 门日当 □地并弾薬小荷駄警衛左之通

ノ番兵隊 私領二番隊

伊藤四郎左衛門殿 鮫島八十郎殿

中途ニて賊兵少々相見得相戦候事

一番隊浅手 藤崎清之丞

廿三月 晴 雨

Щ H休兵衛、 付役昨 白 同断

樺

Ш 崎正右衛門

迄之間、 諸隊四字より伊苗代駅繰出、 左迄之戦も有之、 城下町入口野沢峠下辺え敵死骸少々有 六字時分小荷駄方同断ニて若松城下

隊之城壁近致深入血戦、 会城其外諸家中家火之手上リ居、 夜四ツ時分迄之間砲声無止時、 直様市中え宿陣、 其内味方 各藩之

諸隊も道すから纔計の戦争ニて、

拙者共城下え八ツ時

7分乗入

双方力を尽、 之後え廻相戦候儀も有之、 打争候事 亥刻時分より少々弛ミ候得共、 未明迄

|戦死・手負人数多有之候得共、 帳え相記ス、 諸事混雑二 付 追 々別冊戦亡

同 廿四日晴 雨

樺山 I休兵衛、 大野善之進

川崎正右衛門

付役昨

Ħ 同

断

三春より七ツ時分致着候事、

右善之進事、

昨 で夜より 勿論城門ハ占切ニて、 · 砲戦屡手配相尽候得共、 頼乗落侯儀無覚束、 城内より手強連射堅固 気合二依藩々評 相 堅

涯迄攻寄致砲戦候隊々を八町程も曳揚

外堀廻りを堅メ

相混、 付 ハツ時分家中屋敷悉ク人配ニて火を掛焼、 城中へ打込、 其内纔計出役之賊兵と相戦、 三臼砲弐拾度印 夜通シ発砲別段

相替候儀も無之候事

同廿五 日 晴

樺山休兵衛

付 役昨日

同

断

. 崎正右衛門 大野善之進

JII

今日も賊徒城中より出掛砲戦

旗之定

十五日より廿五日迄長之隅違を用ゆ、 毎月五日薩之中黒を用ゆ、 五日より十五日迄土州之中白を用ゆ、 始終五 Þ の日ニ於て替リ、

薩長土卜循環相用御座候也

但八月廿五日 小荷駄方外略ス、

玄米八百六拾壱俵

相改候処、 右若松城郭内米蔵へ有之、 右通有之候間 隊々金穀方へ割合相渡置候 分捕相成候間、 可受取旨本営より承

玄米百俵 宇都宮藩 Щ 崎幸太郎

右遊擊隊并一番砲隊 付

同百俵 西大路藩 岩 田丹二

同百俵 右弐番并臼砲隊付、 宇都宮藩

栗原

元七郎

右三番隊付

同百俵 川龍

同百俵 右本営并六番隊小荷 西大路藩 駄方付 山内小弥太

- 56 -

右五番隊付、

同五拾俵

右四番隊付、

岸村才太

同三百俵 海軍諸隊 渡用として谷村龍蔵 渡

合米八百五拾俵

書状壱通 呉座五拾枚 桐油八枚

右之通差越候付 以上、 無滞薩摩小荷駄方へ相届候様 御 取計 給度御頼

辰八月廿二日 東郷栄之助

二本松出張軍夫会所

朱 「本文相改候処、 七枚有之、 八月廿五日若松え相届 一候事」

差支、 夕部付役源助より御伝声之趣、 見得候得共、 御受取可被下候、 問屋場役人逃去なといたし、 戦地嘸々御差支之筈と御察申上候間、 白川より当地 且御注文相成候堤某、 一円継立調兼候て、 へ曳移之弾薬類、 則買入差送候 当地も不相 浅川筋人馬 中途え人

先は不取敢如此御座候、 後刻相分申候賦ニて、 無御座候、 口方ニ付ては、 当方病院之形行委敷申上度候得共 当主官庫致相談借入込可申処、 明日福島屋夫差返候間 以上 右便より申上候 少々念遣候場所ニ 未相決儀も有之、

残置今以相円り不申、

乍然明日共ニも相成候ハヽ相揃可申哉、

置候の 之助 を任在合、 桐油之儀、 手負旁御差送二付差支奉察送越申候、 病院方へ入用ニて白川ニて、 跡 二て取入 東郷栄

月廿二日 樺 山休兵衛様

> 肥前 兵隊 尾州 兵隊 肥州 兵隊

右三藩白川 表 昨日繰出 勢至堂口より今日繰込候

肥前輜重方松崎鉄之助より 中人、 白米五俵相受取、 同人方へ差遣候、 粮米借用相談承候間 明日返納之賦ニて候 四番隊付金穀方

若松城下慈光寺え戦死人数仮葬致置候事

六番隊 藤井才之助、 右同 上原正八郎

三番隊付町夫喜之助外二八人、 但寄夫等名前不相 分候、

外二弐番隊奈良原弥六左衛門夫方壱人、

但右土持左平太方より仮葬相求候事

右之通夜入四ツ時分迄ニ致仮葬候、 松元惣左衛門遣候事

八月廿六日

樺山休兵衛 川崎正右衛門、 大野善之進 付役昨 日 断

猪俣宗七、 米良仲之丞、 松﨑荘八郎、 西田藤 助

大工之川添喜之助事、 右四人今日慈光寺え仮葬いたし、 三春より七ツ過着ス、 Ш 口仲助 遣候事

方差支候半、 聢と是をときまりの付候儀無之、 行申上候半、 地へ主宰之人無之、 川出立之砌は当地病人送付、 而巳ニ、 雨天打続、 尤病院掛谷元参る筈ニも承候間、 実ニ御美名山を抜候形勢、 御進撃御連戦ニ付ては嘸々御混雑之御事、 白川ニて御渡相成候紙面を以、 彼方多人数之由候間、 医師両人よりも承趣有之、 直様進撃之賦と相心得差越候処、 会計方并当藩え曳合追々致治定 殆感入奉恐慶侯、 今哉遅と相待候得共、 曳合をいたし候得共、 天野よりも荒増形 扨私とも白 乍去御 勝利

可然交代御見究被差遣候、

入物且 候処、 共 時 在 何 春藩え御下金相成、 其 t 外 運 致 る趣ニ付、 宛行可然哉之旨承申候付、 こて不相拘、 人数之出入一帳取仕建見届 召呼、 用之 味筋 (余之処は形行を以 、付申事ニて、 宜ニ成立、 |々兼て右稼方之者も当時 調兼まるはゆび 分当地不自由之場所ニて、 致方無之、 藩々之病院トは、 請書差出候筋二取究、 油 数 人儀 ハ手負人之配金、 至極尤之事と承候、 |時参謀も在陣無之、 過分相 漸 有 会計方よりも手当ニは相 炭、 も未皆着不 会計方より炭は買入被相渡候筋 御 々当用迄相弁候得共、 寺之方は朝夕之小仕道具・茶碗・土瓶・茶・枕段 明 何共十分ニ暮候次第 望之品々調方相 乍然手負· 嵩 後日中ニは 病院之一条も横浜 蕳 *\bar{k}* 敷 日用之諸入付 싅 三日越ニ相 時々可申出 甚不公平之次第御座候付、 哉 ふとん・蝋 駅 看 追 病 人々役 マ病 相 控并売上書を以懸御目候様取計申度 「病人之払等之儀は当方へ御下金ニて取 壱日ニ弐朱ツ、も別段被相渡候ハ 公役之暇無之、 賄方之儀壱日六合ニ壱朱究通 直様決儀難相成筋 人は別段之事 湢 市中并蝋燭 成、 印形致置 司申、 一人• 人抔逃去候 渡賦二会計方二申談、 品 1成筋 ポニ御座! 燭• 会計方ニて取究、 少々も御入費は御 於彼藩も藩々之入込術計 ·平両所迄朝廷 手負等相見 木綿 炭迄、 先は右形行旁如此御 二申 候、 増減を以焚出 故 出置 炭 夫故今様之用 二頼置申 紙 蒲団ハ白川 時 兼て御規則通之賄 々国 夫々相 得、 候、 油 二相見得 人馬 わ 病院 事掛 継立 白川 候 医師 た 脈無之、 当分五 稀二入用 病院 廻り と相 より取 当最寄諸 賄払之儀 えも申聞 不 ょ 弁致兼候 え筆談又 不 類 座候 り弾薬 三二尽た 置候得 相 如 建 相 切買 **美人** 塩さ 如何 何に 替、 其 由

> 八月 # 匹 日

兵 衛 殿

Ш

休

朱

尚 両 御心配嘸やと座上ニたまりかね候次第御座候、 置 御 「候者未帰も有之、 . 払切ニて相渡申候 差支之由 Þ 折角御美名之此 「承候間、 当方へ 大工之川添喜之助を差返申 上ニも 尚皆様え宜御 召列之者も差上度候得共、 相益様御 鶴声被下候様 進 撃奉念願 喜之助 候 奉願候 御地夫方 御壱人さま 中 へも金壱 -途相 残

金壱両 堀直太郎 付役 立山宗之進

左様被聞召置度、 え差越候付、 右付役ニて差越居候処 道中用心金相渡候趣申出 此段申上候、 直太郎東都表え罷登、 以上、 候 間 払 留守ニて此節戦 切 二て 相渡 地

金八両 内壱両宛

染川彦次郎

京善益、

林権

郎

隈元甚七、

分覚之助

渡

辺

渡候、 故、 勇八郎、 二て如何様成変到来致も難計 之 右は出院進撃ニ付、 行先方向不相定様之事有之候節甚心細、 人馬之継立本営迄之事候間! 勿論· 重久雄七、 人馬之儀も不賄呉候ては、 道中為用心金相渡呉候様承、 藤 田 市之進、 無拠趣ニ 右通相渡候得共、 不相済儀も可有之 夫卒四人, 付 別ニ金三 殊ニ病気快気際之事 是迄之振合も有 何分戦地之事 一両余計

仴. も申 より 則死木原藤 形行申 Ŀ 候 出 郎 候 夫卒岩右衛門送越相 両 人ニ五両致 本 納 成 早 -速葬 送届候、 式致置候 本営付

切之首尾仕置候

間

様被聞召置度、

此段申上候、

以上、

月 # 兀

日

《郷栄之助

Ш 休 :兵衛殿

・・ = ニルニーードンド、一今日夕刻迄ニ掛リ小荷駄方へ召仕之夫卒・寄夫共、赤白之合印弐

ツツ、相渡置候事

八月廿七日雨陰

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、大野善之進、付役 竹下小助

松元惣左衛門川畑森右衛門

川口仲助

候事、一大寧寺向え賊方合薬蔵有之、右を取捨方として夫卒弐拾人差遣

り承、大工并夫方三拾人余縄釘等為持遣候事、一同所近辺え一番砲隊番兵小家為打方飯牟礼善之助・原吉左衛門よ

一今朝より双方砲声相止、休戦候事、

昼時分より少々打方相始、米山峠より城内え大砲打込相攻候事、

一賊城追々急迫ニ付、諸国官軍夫卒之印等を似セ、営中え紛入候も但夜中毎之通ニて候、

敷体之者見受候ハヽ留置致糺明、各藩人足印有之分ハ、其藩之営のも有之由ニ付、差火等之節も不少候間、在陣一同克々申談、怪

え可被差渡候

一通糺明之上、女子ハ追放シ、男は可被召捕候、若又万一紛入居不限男女、元当所之ものと称シ入来候ハヽ、各口之堅メ場ニて、

会津境内ニて私ニ人足雇入、就中営中ニ曳入候儀は可為無用

候を見及候共、

同断たるへし、

辰八月廿七日 会津在陣参謀

右相達候条為御心得申入候也

右之通致承知候間、各隊可被得其意候段、致通達候、以上、

八月廿七日 本営

小荷駄方其外略ス、

.休兵衛、川崎八月廿八日陰

樺山休兵衛、川崎正右衛門、大野善之進、付役昨日同

八月廿九日晴

樺山休兵衛、川崎正右衛門、大野善之進、付役昨日同断

一金弐両 製作所付役津之目伝太郎外五人

込、 来候間、 右は須賀川より当地え弾薬類運用ニ付、 但白川より当地届之弾薬砲益類道中人馬支ニて、 彼是為用金相渡候付、 賦御座候、 都て格護方相仕廻、 尤当地え列越候人足、 左様御聞申置度、 今日戦地え出立申候付、 此節 被残置候処、 緒に相混、 此段申上候、 今日迄皆着之 右通道中被 昨夕迄届 今日迄申 以上、

候、是又左様思召可被下候、

展八月廿六日 東郷栄之助

樺山休兵衛殿

二白昨日は当地へ正親町三条殿御在陣ニて御座候

朱「本文ニ付、銭壱貫五百文位伝太郎より差送候由承候、払切可

致事

足軽津之目伝太郎、

福島屋清吉、

源吾、

市

助

井筒屋熊

右製作

方え相渡候者ニ御座候、

朱「本文清吉、市、熊今日大学村渡信者ニ海宮信

一金壱両 三番隊四役場藤井上次郎朱「本文清吉、市、熊今日帰付候付印等

相渡候事

右は病気ニ入院相成居候処、 て相渡候間 此旨被聞召置度御座侯、 致快気、 戦地へ進撃相 成 右通払切

八月廿六日

会津出張小荷駄 方

> 従三春 東郷栄之助

当時 別 節 紙之通御雇相成候間、 諸生東条周三、大田原藩同廿三日より阿久津有善、 御 [雇医師八月廿一日より三春藩木形道本博多文東、 左様被聞召置度、 尤相良治部殿御承知之 菊地郁司 末永元

由 佐藤氏より承候付、 八月廿六日 樺山休兵衛殿 此段申上候、 以上、 東郷栄之助

玄米四拾壱俵半

但四斗入、三斗入、 叭入、 箱入、 打込入、 籾数ニて本行通

白米五俵 但队付、

右弐行廿三日着、 則より方々取集候様并参謀方え配当残等打込、

本行通有之候事、

大豆五俵 一玄米八俵 一白米三俵

塩 百四拾三俵 但三斗五升位入

外二塩弐俵、 遊撃隊付兵食方へ差遣候事

玄米大樽入弐本

石数弐石余同断、 遊撃隊方兵食方へ渡置候

朱 右之通相改致格護置候、 「本文樽〆米拾八俵ニ相成候由ニて、 白米之儀は日々当局中焚用ニも召仕候事 遊擊隊并一番砲隊付兵食

方より受取書弐通被差遣置候事」

今日六ツ半時、 蔵三致焼失候事 外郭内塩硝蔵え味方より大砲打込、 大キ致地震

> 八月 悔 日 雨

樺 Ш [休兵衛、 川崎正右衛門、 大野善之進、 付役昨日同

去ル廿日、 二本松領玉ノ井戦争より当城攻撃ニ付、 今日迄各隊其

外 手 負 ・ 戦死之名前巨細取調, 明日中無間 達届可被申出候

申達候、 以上、

辰八月晦日

番隊、 二番隊、三番隊、 四番隊、 五番隊、 六番隊、 遊撃隊

番砲隊、 二番砲隊、 臼砲打手、 九番隊、 拾一 番隊、

三番砲隊、 遊軍隊、 番兵隊、 私領一番隊、 私領二番隊

右小隊長中 小荷駄方 機械方

金五百両会計方え取替金有之候処、 千両之内皆済として梅村魁

持参二付相受取候事

同千両右同人より在金之段承候間、 致借用置候事

今日猪苗代え残置候荷物并才領として残置候休太郎も致着候事

九月朔 日 晴

樺山休兵衛 Ш 崎 正右 衛門、 大野善之進 付 役 竹下小

松元惣左衛門

川口仲助

. 畑森右衛門

此方受持之人数左之通

右衛門、 番砲隊川上四郎、 右看病方として伊地知矢八郎、 梅北伊八郎、 竹内正助 外ニ夫卒四人差越候事、 Щ [口進、 今日手負人数三春表え被差越候、

五番隊大山十郎次、 右看病方として角田兵蔵 山之内次郎、 陪卒源兵衛 浅田政次郎

三番隊廻新十郎、 藤崎清之丞、 Щ 本仲助、 陪卒之仁助

右看病方として夫卒壱人、

「本文藤崎清之丞事、 出血強ク吹ニ、若松え帰陣相成、 餅沢峠辺ニて乗物相損シ落輿之処 養生方被致候事」 疵 П

遊擊隊若松善助、 白浜助之進 山田直四郎

看病方として夫卒壱人

番隊飯牟礼休左衛門、 但病気看病方として夫卒壱人、 梅北八郎右衛門、 松方長作、 伊藤七左衛

右之通四時出立、 猪苗代泊之賦ニて被差越候、 手負人数

不足を此方より差出候事、

本営より差引として渋谷泰蔵并僕壱人

儀は隊々より被差出、

当局より大野吉之進、 福島屋夫主取清吉、 藤吉、 利吉、 安五郎、

亀吉、 吉五郎、 右之通差遣候事、

本営より手負ニて有馬七左衛門被差越候、 合て手負廿人ニ相成候

事、 外ニ土持左平太方、 谷村龍助方略ス、

番隊付医師斉藤貫一、 僕壱人召列差越候事

手負兵士え金弐両弐歩ツヽ、 看病方として被差越候士分同断

手負夫卒えは壱両弐歩ツヽ、 看病夫卒えも同断

東 《海道小荷駄方付大工山下善之丞》 三春より今日着、 大砲弾薬

方才領右善之丞并製作方付役壱人

九月二日陰

樺 山休兵衛、 Ш , 崎正右衛門、 付役昨日同 断

金拾両於白川、 本十郎持参候間 薬代等取替相成居候由ニて、 預リ書差出置候 東郷五野帰陣之上首尾可致候 本営え返入、付役坂

金七両弐歩 郎兵衛、 京都夫卒金次郎 戦兵野村左守、 土橋孝右衛門、 谷元兵兵衛、 鹿籠 森

被申出候間 右病気ニて入院処、快気相成出院、 右通払切ニて相渡候間、 戦地え進撃并用金 左様被聞召置度、 此段申上 相 渡 候 様

以上、

但道中甚難渋ニ有之、 万一右通不足も相成候ハヽ、 両三日も相掛、 道中受取書を以 其上人馬継立不相調 戦地小荷駄方

へ申出相成候様達置申候

八月晦日 樺山休兵衛殿 従三春 東郷栄之助

朱「本文桐油壱枚、 紛失之四枚返上相成候、

小野彦兵衛、 七ツ半時着陣相成候事 工夫藤四郎 小 次郎 福島屋豊吉、 江戸 より 昨 日

同 三月 晴

樺山休兵衛、 川崎正右衛門、 小野彦兵衛、 付役昨日同

金拾両、 但軍用金

同拾弐両、 右壱行江戸夫より奥州白川 泛 雑用 金

壱番隊 家村慶助

被仰渡候付、 致平癒候付、 右は奥州白川表え被仰付置候処、 本行通相渡候間 今日出立、 亦々白川表え出陣被仰付候、 於其元有御沙汰可被申渡候、 致手負養生方として上京之処、 御証文を以

京都手形

新納嘉藤次

奥州白川表出張小荷駄方御役々衆

辰八月二日

今日 重寄夫百人軍夫局 より相 ·渡侯間、 嘉 兵衛え遣為受取候事

玄米拾六俵、 三斗五升位より四斗位

右伊苗代え有之候段 蔵 致格護置候事 休太郎 より申出候間、 取寄せ、 若松宿陣之

右家村慶助辰六月廿 松ニて差出候事 日 玉井村在陣え着ス、 此問合、 九月三日若

同四日陰 万代山ニて初雪見ゆ

樺 金弐拾壱両弐歩、 遣置候事 吉之助持参、 山休兵衛、 Ш 彼方より受取不見叶候間 ,崎正右衛門、 遊撃隊え薬代取替御成居候処、 小野彦兵衛、 小野彦兵衛より受取書差 付役昨日 返金として貴島 同 断

中各藩 各藩無用之雑卒等宿陣惣囲、 可 用 之哉ニ相聞得、 在之民家二陪卒体之者立入、 被曳渡候、 無之ものハー切差通申間敷候、 向之節は、 二て能々致取 此段申入候也 其藩々より頭 右は相知次第、 統統、 万一惣囲外ニ不差配候て不相済、 《書二印 外ニ不差出は勿論之事候処、 金談等申掛 夫々軍法も有之事ニは候得共、 尤疑敷ものハ留置、 鑑相添差出 会津在陣 或は強 各藩持場ニて右印 奪等敷振 其藩え掛合 近比近 夫卒等 派舞等有 其

筋取計、

着陣之兵隊左之通大概承及候兵士迄相記

辰九月四日 薩州藩外略 Ź 参謀

別 紙之通参謀より達ニ 相 成候間 各御承知可 被成候、 此段致通達

候 以上、 本営

九月四日 小 荷駄方 其 外略

九月五日 陰

> 樺 今六ツ半時 Ш [休兵衛、 分、 Ш 弐番隊、 崎正右衛門、 五. 番隊、 小野彦兵衛、 兵具隊越後口え出張ス、 付 没昨 日 同 各藩

二小隊ツ、出兵いたし候事

当置 当局ニも明日右之隊 朝より当局之出張 本営付加納道之助夜五ツ時分船戸より帰陣、 セ相成候、 成居候付、 て賊兵少々追散シ、 右隊々越後口え進撃之処、 上原彦十郎・其外船より漕渡り、 明日同所之官軍も ハ取止候様承候事 然として越後口より進入之官軍川向え在陣相 々出張者迄可繰出旨、 同若松之繰廻可申筋談合致候段? 若松より 四里 昨 昨今の情実動勢打合 本営え申出候付、 Ė 半 本営より 位船戸と申 承、 及手 所二 明

談二、 今日暮前日光口より討入候各藩兵隊、 兵隊迄着相成、 より伊地知十郎差越候取究ニ候処、 弾薬等も持越候筈ニて、 黒羽は五番隊方、 弾薬・糧米等不相届、 守兵として私領壱番隊出 芸州は遊撃隊方之金穀方え申入、 同様見合相成候事 黒羽・芸州之両藩より依頼 追々着陣、 張之賦 昨日大キニ苦 焚出之 製作 戦

薩州兵士六拾七人位、 由承候事 八人程手負いたし候得共、 中村半十郎差引致シ、 元より江戸え致着候四小隊之内ニて、 隊長山田司ニて候処今日戦死、 私領三番隊ニて加治木人数之由 何分苦戦ニて致分散、 右隊丈宇都宮辺え出張致シ 未当所迄不致着 兵士も拾七 也 此節国

海軍手より進入之遊軍隊兵士之儀は、 崎平左衛門儀、 右三番 隊長山田司戦 死跡隊長被仰 一番砲隊打手被仰付 隊 長

館林同 芸州上下三百五拾人位 八拾 人位 肥前兵士三百人位 

方

宇都宮上下八百人位

大田原 兵士八拾人位

今治右同三拾人位 人吉兵士三拾人位

> 中 津兵士三拾人位。

駄を襲候処より兵隊迄当地

夜入大キ混雑いたし候段承候 今日ニ至賊兵後を取切、

右藩々日光口より進撃、

諸

所砲戦、 へ繰入、

九月六日陰

樺 Ш **|**休兵衛、 川崎正右衛門、 小野彦兵衛、 付役昨日 同 断

より日光口堅メ相究候事 被押隔候、 昨 晚着陣之各藩兵隊、 小荷駄其外散兵手負等此方へ引揚、 今朝より安々日光口え繰出、 且右各藩隊は今日 昨日賊之為二

越後口進入之薩藩兵隊四小隊、 置候様、 本営より承、 早朝より諸所へ及手当候事 今日当地 へ致着筈ニて、 宿陣見立

宿陣え畳等敷付、 数十軒へ銘 々人足共両三人宛番を付候

寄夫給銭今日配当申付候事、

渋谷泰蔵事、 病人三春送ニ付、 守兵為差引差越居候処、 会津海道

·山道通行、 今日致帰陣候事

手負ニて三春え差送候人数之内、 中 途ニて致死去候兵士左之通

五. 番隊山之内次郎 九月二日猪苗代ニて死ス

番砲隊竹内正助 右同 日棒成峠ニて同

兀 番隊付役加藤次左衛門 右同 日同所ニて同断

右遺体ハ三春え差送候事

今日八ツ時分、 三番隊日光口応援として出兵いたし候事

九月七日

樺山休兵衛 川崎 正右衛門、 小野彦兵衛、 付 没昨 日 同

今日天寧寺口え砲台築方ニ付、 夫方并明俵等谷村 土持方と割合

を以差遣候事、

小荷

草鞋四百拾足、 但壱足ニ付百文ツト

間、 右白川ニて会計方より買入、被差遣としニて大輪左中 より 承候

右わらぢ相受取、 代銭四拾壱貫文遣置候事

但寄夫給銭、 余給銭之内より遣置候

候段承候間、 外より承、 右 玄米壱石六斗 一昨晚芸州人数三百五拾人前不時二兵食炊出方、 遊撃隊方焚出所え相達、 右返米として分捕米当局格護之内より 但四俵 四斗入之賦候得共、 五日夜より六日朝迄両度焚出 実ハ三斗五升余入、 中村半次郎其 相渡候事

朱「本文小野彦兵衛名代ニて」 東郷栄之助

朱「於本営役所致承知候事」 大野善之進

右此涯三春病院え被掛置候条可申渡

伊勢

九月

九月八日 雨

樺山休兵衛、 Ш 崎正右衛門、 小野彦兵衛 付 役 日 同

東郷栄之助 大野善之進

伊勢

右此涯三春病院え被掛置候条可申渡候

別紙之通被仰付、 九月 早 ·々飛脚差立被申越候樣

本営より

·致承知、

乍

御苦労万端心を用、 行届候樣可被取計候

病院規則之事ニ付ては、 此方より掛て何様共細目 1之事実 難

申

越

不罷帰、 二付、 ニて一 候間 候半かと待居候 出 彦兵衛儀も去ル二日帰局、 郷  $\Box$ 過分之事と相察候得共、 候様可致候間 白 右衛門罷帰候上は、 軍之兵隊受持ニ ĴΠ 田島 病院 **嘸早御配慮**、 第一金子之儀如何様之活計ニて何様之次第成立居候哉 昨日出払候、 彼方より 何 近々帰路相成筈、 口よりも一 振合を以利害致取捨 か程克可被致所置候、 >請取方相調候様手筈被設候得は無此上、 時々可被申越候、 候、 当分之処ハ当地も御在合金無多事候得共 昨々日参リ、 不遠落城ニも 今日共ハ越後勢も繰廻候様成立居、 如何様共相 何分若松も未落城不致、 土持左平太ニは又別居ニて、 当分三人ニて速水吉之丞儀ハいまたニ 尤本営より為何 精々都合克運立 調可申 是ハ亦曳返シ破リ越候、 其許ニも自ラ会計方差越居候筈 可相成哉、 哉 其上は少ハ余暇相催 併少々宛之処 差図 候趣向可被捌立 日々繁務 [も無之候間 矢張棚倉 何れ 且日光 ハ差遣 П 肝付 旁案 入費 マ堅 小野

を以形行可被申越候、料ニも有之候ハ、取入度、何分当表之儀長引候かも難計候間、序で大キ込リ果候次第ニ付、若燈油・蝋燭類其地へ相見得、直段下て直様分捕も可有之哉と長範カ宛呑致安心仕候処、存外見込違ニ白川表より被取寄候蝋燭、成丈被差送候様可被致候、当地名所ニ

追々出院ニて此方へ差越候 越 と被記置度候、 相達、 一役同様ニて病院入用之誂物旁混と召置可被為働 以上 金子も被相渡候段、 今日大工永峯袈裟五郎え相達、 人数、 此金子首尾合候儀 先日より段々有之、 其方え被召付置候 其方帳面え屹 候 時 此 Þ 問 段申 合

九月八日 若松在陣小荷駄方

辰

三春滯在東郷栄之助殿、大野善之進殿

ハ送状ニ八枚と被記置候共、現ハ七枚有之候、為御心得此段も申追て先達て被差送候呉座五拾枚、桐油七枚慥ニ相届候、桐油之儀

今日大工永峯袈裟五郎差立、三春え差遣候人足左之通、

越候

才領東海道福島屋夫伊右衛門、一石井村梅吉、一関白村忠兵衛、

一下成田村孫作・清作差遣候事、

越後長岡家老山本帯刀外ニ壱人

早々及御問合候、已上、 本営期方之儀、御方より致手当可給候、此旨伊勢殿より致承知候間、右今日私領三番隊出軍先ニて相捕、番付ニて被召置候間、右両人

九月八日 樺山休兵衛殿

金弐拾両 製作方付役 前田清六

右壱行製作方弾薬類運用宛行ニて相渡ス、

同六両 戦兵福崎源之丞、伊地知太郎次、川上嘉次郎、南郷孫十

郎

右三春病院より出院ニて、進撃路用として相渡ス、

同拾壱両 平田翁助、是枝市次郎、長崎仲兵衛、遠山桃斉、

安藤猪之助、久木田正蔵、人足弐人、

との趣致承知候間、路用差支候段被申出、右之通相渡候、よりハ小荷駄方出張可有之候付、於彼方戦地迄之路用相受取可申右は平病院より出院ニて当所迄之間、賦を以谷元より相渡、三春

同三両 西之原彦助、伊地知敬八郎、

| 同弐両|| 渋谷泰蔵 || 右路用ニ相渡候、|| 右手負人付添被差越候処、帰陣ニ付路用差支候段申出相渡候

「本文泰蔵より 東 /郷え返 納 相 成

々相渡候間 此段申上 以上、

|草鞋等払底之向々 段願上呉候様申出 も宜奉願候 用可仕候、 大野善之進 今朝共ハ別而不塩梅ニ御座候、 当地ニて八千足余取入申候間 儀顔も甚見苦敷御座候間、 此段私上 養生仕度 跡より

書添申上候、 可 渋谷より尚又御聞取可 墓石之一条石工より追々申出り 九月五日 此段も申上候 渋谷より弾薬運 樺山休兵衛殿 被下候、 用之儀 従三春 其外死人所持品差廻旁等之儀 蝋燭は四箱丈取寄申候間、 承リ 精々都合仕事ニ御 東郷栄之助 運用仕 座候

分捕品之儀ニ付ては度々被仰渡候御定法も有之候得共、 付之事件は可被申出候、 り 必竟下輩夫卒之仕業二出候共、 於て聊心得違ハ無之筈候得共、 第も有之とし、 御国辱をも不被計儀ニ付、 此段致通達候、 或ハ諸藩之名を偽称シ人馬ニ負せて白川其外へ運送見苦敷次 右は実跡見及次第、 以上、 右 は別て近日参謀等より達候趣も有之候 隊々小荷駄方等厳重下々え申渡、 支配頭主人等之落度ハ勿論、 当地打入候已来別て下輩之分捕甚 夫々沙汰も可有之事候得共 兵隊中 是よ 心

九月八日 左衞門

弐番砲隊, 拾弐番隊 番隊、 弐番隊、 兵具方隊 一番砲隊、 三番隊、 臼砲隊、 番兵一番隊 兀 ]番隊、 番遊撃隊、 五番隊、 私領 一番隊、 六番隊、 九 番隊、 私領弐番隊 拾壱番隊 番 砲隊 私

右隊長中

小 荷 駄方 院 製作方 弹薬警衛人数中

九 月 九 日 陰

樺山 相渡旨本営より承候事 金百五拾両 I 休 兵 衛、 今日伊地知十郎江戸え被差越候付、 Ш 崎 正右衛門、 小野彦兵衛、 2役昨 用心金として可 日 戸

御通 之間 之程合六ケ敷見受申候、 共 相成由旁御配慮之程奉察上候、 計を起立、 精々会計方ニも致心配候得共、 具等之儀は致荷作置候付、 も御座候付 式仕事御座候 手負人追々御差送 運用相成候樣致都合置候、 弹薬運用人馬存分無之、 シ置可被下候、 何れえ相差送候様可仕候、 残心此事二御座候、 何れ局々御糺方可然様御取計可被下候、 別紙差上候間、 ·相成候処、 石塔之儀も見立置可申哉、 先は当地形行旁如此御座候 追々取束、 善之進ニも病気相重リ迚も涯 夫故見合控置候、 着晚 本営方へも御届 且草鞋御払底之由承、 少も油断ハ不仕候間、 何分人馬差支、 当地より弾薬運用之儀致承知 より 毎日壱両 緒ニ箱え入付、 存分墓行不申、 会城未落城ニも不 蝋燭之儀は白川よ 人ツ 且実名等不相 買入置候得 伊地知ニも 遺髮并諸道 京都当 死 地

月七日 樺山休 兵衛殿 東郷栄之助

朱

V)

尚 日 間 兵は出来相 申上 々魚類も無御座哉 御 御 差掛 賞味可 |呉候様との事 取込之筈と御見不申上候 ハ迚も用 申候、 成 可 申 候 弁不仕候、 桐油之儀も承、 二御座候、 承、 当地ハ右様之品々散て不自由成場 井筒屋よりめさし差上候付、 鰹魚少々薄塩ニいたし差上 未速水· 百五拾宛頼 野 ニも不罷帰 入置候間 是 明

金壱両弐歩 一番隊 池 田 . 龍 四

右は出院ニて帰陣相 成 候間 路用として右通相

金八両 三番砲隊四役場 竹内善右衛門外二弐拾四人

右は手負人送越相成、 今日帰陣ニ付 用心金として出入ニて相渡候

大砲隊 山口彦八

右は夕部 五ツ時分死去相成、 今日葬式之賦御座

本営方へも御届旁可然御都合奉頼候 以上、

九月七日 東郷栄之助

竹内正助、 山之内次郎、 加藤次左衛門

右死去之段は渋谷え端書相渡置候間 疾御承知被下候半と奉存候、

拾弐斤施条砲

右は太政官器械方より相受取差送候様、 曳合候之処、 当分両人共ニ在宿無之、 壱人ハ相馬へ差越、 先日渋谷より承リ、 壱人 彼方

ハ二本松え参侯段承申侯間、 追て何分取計可申候段、 書状を以彼方へ曳合可申遣候付、 渋谷え被仰込可被下候、 乍序此 相

段も申上候、 以上、

九月七日 樺 Ш 様 東郷

今夜五ツ半時より出火、 時 小荷駄方宿陣四方より火取巻キ、 飛散リ、 一之間二凡家数三百四五軒程、 夫より火勢熾ニ燃広狩リ、 西風随分吹立居候処、 土蔵も数多焼失いたし、 度々燃付候を夫方共必死相働 勿論方中悉茅家而已ニて、暫 火之子四五カ所え 且本営并

城中 近 辺焼原中ニ取止、 -より手強榴弾打掛 製作方も既ニ危ク候処、 小 銃手ニても押掛候得共、 是以同断之事、 諸方之持

火元七日町裏町 大垣藩下陣之土蔵中より火起候と之取囃候処、

場厳

低重故無

難

候

候事 候儀ニて 垣藩此方本営え被差越、 、燃揚リ候段申断候得共、 申 一開為、 右通断立候哉不審、 人足共屯置候、 実ハ敵中之者共紛入居候処より致着火 十日町暁七ツ時分鎮火相成 小家茅壁等ニて焚火吹散

べり落、 土工夫之嘉右衛門 天窓より肩骨、 事、 小 其外半死半生致怪我 荷駄方宿陣土蔵屋根茅葺 則 より療治取掛 火燃付候 折

を不記、 相働、 福島屋小差吉五郎 水へ浸り、 (外差はまり候者も有之候得共) 甍え上リ縄を付、 事 古綿入を探出シ、 茅葺之火すべり消シ、 天窓より胴中 為抽儀無之故、 段々目ニ余り 巻立、 其 纺 泥

九月十日 晴

樺山 I 休 兵 衛、 Ш 崎正右衛門、 小野彦兵衛、 付役昨 自

金四両 土工夫嘉右衛門火消相働、 且致怪我褒美金として遣 人足平助え壱人ニ付、 戸

歩ツヽ 相働候褒美金として遣

壱人ニ付三両ツヽ福島屋嘉兵衛并小差吉五郎

同

断

同六両

同五両

御作事方主取休太郎

田町

**弐両弐** 

三吉、 同壱両弐歩 壱人ニ付弐歩ツ、寄夫わし宿之甚四郎 今泉村之伊

里守屋村之甚左衛門

今日越後口より発向之各藩兵隊着陣い たし候事

右昨夜出火ニ付相働候褒美金等級を以為取候事

薩兵隊五百 壱度分当局より炊出遣 人計着 **恒相成、** 兵食炊出可 致旨承候間 五百 前

応四年戊辰九月五

大

清薫居士 Ш Ŀ 应 郎 次

慶応四年戊辰九 月五

忠安良清居士 諏訪次郎左衞門

慶応四年戊辰九月五日 三輪兼次 行年二十五

忠法知量居士 山本仲助

右之通三春ニて葬送相成候段、 東郷栄之助より申越候事

北陸道之官軍今日往 間 宿陣之儀、 是迄在留之各藩之相談可相成候間 々当地着陣相成候、 付ては持場口相定迄之 可成陣所取

暫時互之便用相成候樣有之度候事

九月十日

在陣

聞候付、 如昨夜出火之節ハ未火勢不盛内ニ消留候様、 様之御示令有之度、 間ニは火消も差置、 已来は能々各藩ニハ大小軽重之権宜を以兼て手当不相後 是又御達申入候也 道具取仕末を第一ニ為致輩も有之哉ニ見 在陣 兼て之談合専要ニ候 参謀

辰九月十日

別紙之通参謀より達ニ相成候間 可被得其意候、

九月十日 小荷駄方其外略ス、

本営

は、 昨夜出火之余燼未全之消方二不到候处、 別て掛念之事候間 各藩ニて受持之場所夫々之陪卒・夫卒等 引続今日之風并ニ付て

致差引、 消方被致候様有之度候事

九月十日 在陣 参謀

兀 之内より屹と見締候様可被申談候、 段御取締可有之候、 々二於て漫々致焼火、 |方口之持場篝火不可欠ハ勿論ニ候得共、 乍此上万一不守之者等候ハヽ、 出火之用心旁陣中不宜儀二付、 仍て此段申入候也 人足下輩町中ニて、 各藩巡邏兵等 早々禁制之 辻

> 在陣 謀

人九月十日

別紙之通参謀より被相達候付、 各隊之夫卒等を以早々消方可 被致

此段相達候、 已上、

九 月十日 小荷駄方其外略ス、

本営

同十一日

樺山休兵衛、 川崎正右衛門、 小野彦兵衛、 付役昨日同

無抜目手当有之筈ニは候得共、 諸藩受持之巡邏場先達て相定居候通、 陣中之儀ニ付ては尚亦兵隊之内ニ 陪卒・夫卒等を用て、 夫々

捨有之候故、 ても巡邏致見締、 用水乏敷、 諸事之指揮有之度、 火消之手当不便利二相見得候間、 将又堀塹等多く塵芥数多取 是又各

藩受持々々の場ニて取さらへ候様、

段御達申進候也 会津在陣

右通参謀方より致承知候間、 辰九月十日 小隊非番両日相続候隊より繰廻を 参謀

以 受持之場所今晩より巡邏致シ、 諸事取締行届候様可被致候

此段致通達候、 以上、

辰九月十日 小荷駄方外略ス、

御雇医師佐藤進、 倉沢元意、 大瀧多蔵

右は先月御賦相渡候様申出候間 五両ツヽ 相 遊可申 哉 御

上候、 朱

「本文本営え相伺候処 申 来候通可 相 渡 旨 伊 地 知正治より

御国

[医師拾弐番隊

坂本中節

-67-

可相成丈早目用意被成度、

申 右御賦之儀も申出候間、 哉 何 分承知仕度御座候 殆金支之由申出候間 是以弐両丈相渡可

東郷

右御伺申上候、 以上、

九月十一 日

今日越後口より御国兵隊弐 来ニて、 宿陣一 条承候間 前々手当場所曳渡候事 小隊着相成候、 新納軍八、 伊東新八入

今日七ツ半時、 一春より井筒屋善太郎着ス

草鞋弐千四百足

右井筒屋善太郎才領ニて持届 候事

呉座弐東 右同断

同十二日陰

樺 Ш 休兵衛、 川崎正右衛門、 小野彦兵衛、 役昨 日 同

Щ 力谷 今日より官軍一同之合詞相定候事

北陸道より着陣之官軍合旗赤印シ、

長弐尺五寸位、 巾壱尺位

但同形ニて五色之用意有之候付

時

々取替相

用 賦

北 陸道官軍は、 別段肩之袖 節 には無之、

右為御心得御達申 上進候 也 会津在陣

**此**九月十

以上、

右之通参謀方より相達候付、 其通 可 被相心得候、 此旨致通達候

参謀

辰九月十 日 小荷駄方外略ス、

金五両ツ

佐藤

進

倉沢元意、

大瀧多蔵、

同弐両 御国医師 坂本中節

之局 成候、 り昼夜之無差別 件而已ニて、 右被伺越候通 一緒ニ打込ニて、 V また当地も御賦金等之吟味処ニて無之、 カ様藩々莫大交入中之本営ハ他藩出 本営え申出候処、 砲声不絶、 其人数ニても轟き渡居候、 何事も決意相居り、 相渡候様承候間、 軍 即刻次第にて追 官軍責込候由よ 宜御取計 儀 朝諸所より 篇中之事 可 被

て旁可申越候、

御働可給候 も先御手当給候限ニて可然存候故 持越可相成候付、 もふは不遠内帰参も可有之、 追々払底之御用物等御差送ニて致用弁御配慮之儀ニ侯、 当分其元相出来候丈、 左候得は雨具も過分致調物置候間 夫丈限御差送之処、 御差遣可給候、 肝付氏 何分早目 呉座之儀 4

蝋燭は先日申遣候通、 申出候付、 も成丈御遣し可給候、 多分相達候半かと越居候、 白川よりハ今日 払底ニて致困窮居候間、 相届候賦之由 其元へ被洩寄候の 善太郎より

提灯も弓張拾四五張位も有之候得共、 より御差贈之手筈御取計可給候 盆之間手当被成給、 早目 便

其元え墳墓築方相 弁不調儀ニ付、 分と落城不相成故 然御取計置可 追々相 給 记成人数、 候 いまた人気平生ニ至り兼、 此段御報旁申越候、 分次第可被越候得共、 当地ニて隊々え精々及糺方候得共 其内墓拵方之儀は 年輩実名書出方速 何

東郷栄之助殿 九月十二日 大野善之進殿 小荷駄方

一田町人足仲助差遣候間、福島屋清吉え為致交代、清吉儀ハ御返し

可給候、已上、

九月十二日 小荷駄方

東郷栄之助殿

入を以相渡、根田村夫差添、福島屋長兵衛白川え差遣候事水油弐樽并蝋燭等取寄候筋、大丸提灯相張替方旁申付、金

金三両出

役恒吉宗太郎、土工夫正助、福島屋綱吉・太郎兵衛・安兵衛・従速水吉之丞、今日七ツ半時着陣相成候、江戸当月四日立之由、付入を以相渡、根田村夫差添、福島屋長兵衛白川え差遣候事、

卒小太郎も相付帰着ス、

東海道方土工夫与四郎、横浜病院より速水吉之丞列帰候事、

一七連玉 四万 一針打玉 四万 〆箱数六十五、

服合之儀、

越後表え新ニ仕立被相渡候間、

白川平潟人数えも其通

一薬入箱 但ホルトガル油拾五瓶入

木綿弐百 但荷数三ツ、

雨桐油荷壱ツ 但五拾枚、

紙荷三ツ 内中奉書五帖、小奉書五帖、上半紙壱〆、大半紙壱〆

半切紙三本、半紙拾〆、

桐油四拾枚 右之内ニ桐油八拾枚入、

同壱枚 右壱行中途用心、

右壱行速水吉之丞方へ相渡候

合桐油数百七拾三枚

小柳箇壱ツ

但相良治部殿届品物ニ奉書紙入、其段ハ申遣置候間、彼方より

御請取可給候、

金百四拾両 速水吉之丞え相渡候、中途人馬賃銭見当、其表差引

可有之候事

右之通速水氏便より差送候間、御受取可給候、以-

取不申、 下候、 今之分さへ曳足不申次第、 誠二込入被申候、 二白弾薬御買入之儀は、 九月十二日 近日中二は是非遣り付、 誠二以残念千万御推察可被下候、 樺山休兵衛様 大坂より弐万五千両計続為申由候得共 先当座相済候得共、 全ク出来不申向ニも無之候得共、 持帰り可申候、 其外様 速水氏より御聞取可被 軍用金之儀中々果敢 肝付郷右衛門 大久保ニも大心配 中々只 折角

過分入金之浜病院よりも色々相談承り、中々込入候、浜手負人数えもいまた金得渡不申、石塔壱件追々相果敢取、是又

手を付最中ニ御座候

新出来候賦御座候、服料被成下候儀、暫時御見合置可被下候、兵取計可申候、左候ハヽ少々成共現金有之筋ニて、服千七八百人数

隊中も段々寒向、誠ニ以前後御配慮奉存候、

浜手負人数追々御差下、 当地之形勢も何分不穏之姿ニて既ニ廿四五日ニは、 快ニ相向キ并此上大慶侯 旧幕烏合之兵ニて、 え参候由ニて、 二千余乗組居、 色々紛説有之、 早々人数被向候処、 左迄之事も無之哉と思ひ候得共、 豊瑞丸より又々三四拾人計御下之賦、 可然なとゝ余程心配と相見得候、 逃去候よし、 弐三千計之由. 小石川 蒸気船えも 三護国寺 亚

御国元も無事のよし

念之至候、早米沢、仙台、庄内迄ニ相成、右ニ付ては金はなし、一会津落去のよし風説承及、一日三秋思ひやり候、何も不任心、残

大ニ御心配奉存候

肝付

九月十二日

本覚知性信士 忠 忠憐清香居士 忠往自運居士 忠岸玄芳信士 忠観元相居士 忠山量道居士 今日昼時 樺山休兵衛、 今日水油樽四挺ばんげと云所より持越ス、 小柳箇之儀は、 御国元より届来之書状入、金子入等も有之、 関良勇居士 物之品入、奉書紙二品は小荷駄方 一日 辰九月三日 辰九月六日 辰九月二日 辰九月二日 辰八月廿一日 辰九月四日 辰八月二十日 同十三日半晴 分、 東郷栄之助、 川崎正右衛門、 小野彦兵衛 雨桐油之内也込、 竹内正 木原藤 伊佐敷金之進 加 Ш 山之内次郎 佐土原藩 藤次左衛門 口彦八 清助召列着陣いたし候事 助 速水吉之丞、 郎 相良治部殿方へ御届可被下候 伊集院貞之助 行年廿 行年廿六歳 福島屋夫才領 横折帳相 歳 恒吉宗太郎 付役昨日同 紀実行 添 断 同村油 樺山休兵衛 蝋燭五箱白川より相届候、 忠応義肝居士 今日城三方より大砲責、 今日もばんげより油三樽持越候、 桐油九枚、 忠清浄肝居士 忠良順芳居士 忠岩清雲居士 忠林玄峯居士 忠全量節居士 辰七月廿九日 天守等大概及破壞二程相見得候得共、 方よりも大小銃打立、 右三春より東郷栄之助持参いたし候事、 才領福島屋夫弥助、 右八人慶応四年戊辰七月廿九日戦亡、 忠岳道節居士 忠芳桂園居士 右玉ノ井石莚若松戦死、 法林了空禅定門 同十四日 辰八月廿一日 草鞋三千六百足、 I晴陰 川崎正右衛門、 三春討入之節戦死、 ,野彦兵衛、 分隊長 人馬賃銭等東郷栄之助より出候 諏訪之山ニて賊方討取も、 満喜祐次郎 尾上為八郎 藤崎宗八郎 井上吉左衛門 日高郷左衛門 山田十郎 三春え埋葬之人数ニて候事 東山砲台等より厳敷連射、 上助十郎 有川藤七郎 江戸屋え残置候品ニて、 岩右衛門 速水吉之丞、 東郷栄之助 一呉座三東 左之通、 昨日同断 落城之場合ニは至兼候、 三春府下隆穏院え葬ル、 行廿三 行年廿一 行年廿歳 行年廿四歳 行年廿一歳 行年拾八歳 行年卅歳 行年拾九歳 付役昨 様 也 歳 随分有之城塀并 日 平有次 北并大手西之 皆共取寄候 同 源当厚 源為徳 源正経 中原定常 藤原供次 藤原良意 藤原親宝

・時 分より追々大砲打 ,让候

大野善之進三春より去ル十二日差出候書状并品々、 宇都宮寄夫石

井村之梅吉才領ニて今日着ス、

草鞋千五百六拾足、 蝋燭箱弐ツ

右継馬四疋ニ負せ相届候間、 清吉え申付蔵内へ入置候事

継馬賃銭 て金弐歩払切を以相渡候段 ハ何も不相渡 跡払ニ致候筋 大野善之進より申越候事、 右梅吉えは中途用

同十五日陰

樺 Щ 休兵衛、 Ш , 崎正右衛門、 速水吉之丞、 付役昨日同 断

小野彦兵衛、 東郷栄之助

今日も昨日通諸方より大砲打掛、 畳台場等築立居候付、 今日も同断之振合ニて砲戦いたし候事、 小銃隊も昨夜より城近辺迄攻寄

今日米沢口より今井市兵衛・本田休次郎等着、 繰入相成筈候間 宿陣壱巻ニ付差越 先日用意之不明口方限え為 彼方より明日兵隊

|兵隊三小隊余三里計隔候塩川と云所え、 着陣いたし居候よし 島津隼人惣人数曳列 致案内候事、

同十六日陰

樺 Ш I 休 兵 衛、 川崎正右衛門、 速水吉之丞、 付役昨日同 断

·野彦兵衛、 東郷栄之助

大野善之進三春より去ル十三日付之状相届候事

同 両 弐歩相渡候由 ...所病院入居侯壱番隊大野雄次郎致快気、 右ニて不足之由申出候付、 今日着陣、 先月中御賦金之見込 中途用金壱

> は大野氏へ控置候由、 を以金壱両弐歩出入之場ニて相渡候段申来候、 右ニ付ては兵隊中え相渡候節差引可致候事 同 人より受取書等

同所え罷在候政田屋夫長蔵と申は、 右同人列越金弐歩払切を以相

渡候段申越 候

但此長蔵ハ海軍手より列越候政田屋夫なり、

桐油弐枚 大野雄次郎 相渡候段申 P越候事、

右之通大野善之進より申越候事、

大野雄次郎より去ル十四日之書状相届

油樽壱丁 但四斗入

右二本松夫之孫作と申者へ才領為致、

達候事、 賃銭ハ跡以払遣段御申来候間、 不相構候事

四人持二て差送候段申来相

東郷栄之助存居候間、 追て可相分候事、 右才領之孫作へ金弐歩払切を以相渡侯段申越、

油買入代銭之儀

彼表え去ル十三日御国兵隊繰込候よし、

春山勇蔵差引ニて清水・日当山一小隊、 末吉・財 部 隊 重 富

宮之城一小隊、 重富大砲 小隊、 同 白砲半座,

右之通三春え着陣相成侯由申来侯事

島津隼人被曳列候米沢より繰込之隊々、 今日着ス、

去ル十三日仕出大野善之進書状ニ、 之助え荷印札拾貸遣候 勿論彼方より返納可有之旨申来候 製作方・兵食方古河藩富田 外二 角

用向無之、

同 十七日

樺 Ш I 休 兵 衛 川崎正右衛門、 小 野彦兵衛 速水吉之丞、 東郷栄之助 付 役昨 日 同

横 辰 金 候 九月八日付を以申 |も近日中可相渡旨、 途壱人ニて致心配候間、 浜 右同 (より二番隊付医師中原管治致帰陣) 人手負を弐本松より平潟え相送り、 -越候事 大村益次郎 骨折料被下方申出呉候様相達候 より承候間 肝 付郷右衛門書状相 夫より横浜迄送越 不日 帰陣可致旨 軍 甪 達

番隊其外差越、佐土原并長・土より出撃追払候事、一城より南青木村辺え賊徒忍居候段、致露顕候付、打払方として二

## 同十八日陰

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛、 東郷栄之助、

福島屋夫常吉、

田町

人足仲

皷

三春病院え此涯召仕候様相

1計差遣

V) 追々御掛越之報時々 栄之助も当所え差越、 表曳越後、 また二落城不相捌、 程之捌手不罷居、 福島屋夫之内取撰差遣度 小瘡相発御不快之由 其段は御存之通ニ候、 相 達 就ては集配寄夫等ハ取屯居候得共、 其元跡壱人ニて万事之受持何分御苦労之儀 嘸 哉 其涯より山々存候得共、 御難渋之筈ニ候、 御配慮且承候得は、 折角取調差遣候間 先日より東郷 御方ニも其 当任 当表も 着 せ

果一局大幸ニ存候事共ニ候、御安堵可給候、候様、問合ニも被申越候通ニて、昨日慥ニ彼隊より届来、殊ニ妙灯油之儀、三番隊え分捕有之、小荷駄方へ致分割候様御掛合被成

之上は何か御申付可被成候

渡之儀は、何様之事申立之方有之候ても不相渡儀ニ御決心可被成大野雄次郎へ被渡切候金子ハ、其通ニて可然候得共、御賦金前

心得可給候、 成丈出入渡之儀ハ、帳面首尾喰違候気味合も有之候間、不相渡様 其許より品物被送越候節ハ、出入金を以送状相付可被差送候、併 候、尤其段は仕損候次第被申越相分候得共、乍序一寸申越置候、

万端申談、尚都合克可被申談候、此段申越置候、以上、東郷栄之助ニも両日中ニは当地伺事相仕廻被帰越賦ニ付、其上は

辰九月十八日 若松在陣 小荷駄方

# 三春滞留 大野善之進殿

通い早々卸届可給奏、郷栄之助帰院之節払方被取計賦候間、左様御含可被成候、別紙三郷栄之助帰院之節払方被取計賦候間、左様御含可被成候、別紙三等猪苗代より当所迄い此方より相払遣置候、本営宿之儀は近々東付銭四貫八百文ツヽ相渡置候、先日より被差送候草鞋・負馬賃銭追て福島屋之常吉、田町之仲助両人差遣候、中途用として壱人ニ

通ハ早々御届可給候、

今日白川より長兵衛帰着、福良宿迄此方より夫方共遣候、

一草鞋五千四百足

但荷数拾八、阿久津之何某より差出候様都合六千足之様也

一油樽弐挺 但四斗入、

事、 右白川ニて分捕之株仕残申出候、江戸屋え預置候間、都て取寄候

主より申越候、提灯張替之儀、急々出来兼候間、跡より調へ可差送旨、江戸屋亭

事、りハ両人ニて候得共、私領三番等多人数にて、釣台六ツ致用意候りハ両人ニて候得共、私領三番等多人数にて、釣台六ツ致用意候当所病院同断、是は明後日白川え向ケ被差立候筋相究、受持隊よ三春病院之人数重疵之分ハ、横浜え被差送候筋致承知候事、

大野善之進より差遣候灯心、 今日相 届候事、

#### 同 十九日晴

樺 Ш 休兵衛 Ш 崎正右衛門、 速水吉之丞 付役竹下小助

,野彦兵衛

小

松元惣左衛門

恒吉宗太郎

Ш 加森右衛門

東郷栄之助、 領横浜之様被差越筈候事 付役川口仲助致出立、 三春え帰院 同所手負人数才

土工夫之嘉右衛門出火之節致怪我仕候処、 当所ニて致戦死候人数之遺髪并所持品 都て東郷栄之助持越候事 今二不致快気、手之首

井筒屋夫主取善太郎并夫方乙吉、 骨打折居致難儀候付、養生方願出候間、 熊次郎、 今日三春え差遣候事、 弥三郎、 治助、 吉之助

六人、

東郷栄之助え召付差遣候事

付、 医師相馬松斉、 渡候金五両ニて候事 中途用金被下方之儀、 八月十日白川より横浜え手負人送として被差越候 今日申出、 是迄払渡無之候間、 今日相

白 川より長兵衛持越候草鞋、 今日皆届侯之事、 但六百足

#### 同 廿日

樺 Ш I休兵衛、 川崎正右衛門、 速水吉之丞、 付役昨日同 断

## ·野彦兵衛、

金壱両弐歩宛、 郎 九番隊植村太郎左衛門 九番隊夫太郎、 拾弐番隊宇宿孫七郎 市太郎、 助太郎 阿野弥五左衛門 Ш 上熊次

同弐歩宛、

右人数病気致快気、 今日出立、 其表 へ 差越候付相渡候段、

大野

之進より去ル十八日付を以申越候事

当所病院人数之内、 横浜え被差越候、 壱番遊撃隊四役場貴島吉之

助付添被差越、 白川迄之中途同人差引致候筈ニて候、 用金弐百両

渡置候、 土持左平太方并当局より相構候人数左之通

六番隊 松田健四 郎 越後口本営 Ш 牟田東右衛門

遊擊隊 奥青輔 三番隊 藤崎清之丞

加治木 土橋栄助 加治 木 日高藤之丞

右同 柏原吉左衛門 右同 石原七郎太

右同 阿久根 知識勘右衛門 曽木仲之助 右同 拾四番隊 橋口吉左衛門 小浜半之丞下 人喜次郎 長岡辺ニ

右人数、 弐番砲隊 今日出立ニて白川迄被差越、 谷村孫七 一三番隊 同所へ東郷栄之助 中 江万次郎 病気 春病

六番隊付医師浜田瑞庵被差越候、

院之手負人数列越候上、

一同打込横浜

へ被差越筈候事

谷村龍助方受持候隊之手負都合九人、 右同様今日出立相成候

右手負守兵として左衞門殿家来等之内拾弐人被召付候事

手負人数舁キ人夫之儀ハ、 原駅より諸所継立筈ニて先触等差出置候事 軍夫局え相談申入、 彼方より相受取

#### 同 廿 日 晴

樺 山休兵衛 川崎正右衛門 速水吉之丞、 付 2役昨 日 同

## 野彦兵衛

軍用金之儀 壱万五千両之内七千両丈今日可相渡様之調達い た

て手負

候 Ļ 明 日 弾 薬 は 供 別紙を以品 Z 送 越候様 1 々送 可 被致候、 状之通可有之候 何 分延引之次第恐入罷 在

戎服之儀、 賦 ニて、 当分仕立方最中ニ御座 千枚羅紗ニて羽織筒袖等新調之上、 候 兵隊中 - 〜 可 被 相 渡

大久保一 筋不承候 蔵事、 来ル十日出 船 浪花丸より俄ニ上京有之候 御 用

拙者事、 先其表 不罷居、 金子之儀何分不働之至ニ御 方え弾薬取入、 儀 方其通に御座候、 猶 端之事候 ヒニて、 候 此 扱之人無之、 共、 応其通可致段申述置候、 涯残居候様 |死之人々えは大惣督府被成下候趣を以、 人数え拾両ツ 候得共 又前件形行承、 間 賦 飛札を以才領之者迄被遣候様有之候得は、 へ立帰候上ニて何様共可致、 間 其上京地出立之砌、 此節鶴丸金之進 大久保氏より承候趣ニは 書其趣も申 述候には此涯当表え被差越候は、 其上横浜病院方も有之、 猶更誰も不罷合候間 其身壱人ニては内外之儀何分運兼候儀も有之候間 難相動程合、 左候 軍用金等此 、之金子名出之通 左候得は越後口、 本営えは別段其趣を以、 越 ハ、御金繰等之儀も自身成丈可相働との趣 置候様承候間、 参候得共 就ては 座 節拙者参候後、 迚も無覚束段申述置候処、 候得共、 小荷駄方被仰付、 相 最初之趣意二相 左様心得居候様承候二付、 渡 大久保事も大心 白川口諸方より弾薬取入旁之 殊に前後金銀出 弹薬取入送越方、 江戸表之儀御国許之人々誰 平 - 潟筋、 先左様御 御国許え罷下候 名書相 細々可申 軍用金・ 入費高大凡五万弐千両 白川 出軍之事候間 記 聞 少 達候得は、 配御座 筋 越 取 成共雑用相省 入等之儀 弹薬等之事 此度於横浜 其外万事 御 置被下候 上京いた 国 1元ニて 後口三 無致 無拠 も多 丰 而 承 敢 7

> 荷駄方 成候様、 小荷駄方軍用金取 被成下候様 へ被 分て申越 相下 御 -候得共、 軍 置候間 扱向可仕候間 賦役え向申遣候、 御国元え差下候員数丈ニ 左様御納得可被下候 御国元ニて御取 然共金子之儀 東 物督府より Щ 銘 東海 御 小

豊瑞丸より手負人数拾三人夫卒等相混廿三人被差下候、 前件申上候通 手負人え拾両宛被成下候、 下リ方、 又は帰陣人々え御金被成下候事ニて過分ニ有之候 当地へ残居候間 人数名出跡より 弾薬其外又ハ軍用金壱件等之 相 記 可申上候

会津 外局中へも可然様御申述置可被下候 及、 御壱人ニて小荷駄方其外万事御心配之程掛て思やり 表え段々切込、 落城も旦夕ニ有之候 由 伊 地 知 + 能在候 郎 ょ ŋ 承

ニも精

々相

動相勤候様可致候

共

其外為何共相弁候丈之事共

御申越

有之度、

左候

ハヽ何

候得共、 当地も静平之姿ニは有之候得共、 候、 組之者共追々江戸地え入来候由風説、 こて左迄も無之候、 布木下屋敷ニて相応之戦有之、 生捕弐拾人余有之候由、 然し食物乏敷、 何 分不穏之事 又豆州 無致方押込等之手数相企位之事ニても可 二候 下田 方々え逃去候由、 尾張勢より打散申候、 ニて旧幕蒸気船借 段々悪徒蜂 是も打払之向相決候由 然共無根も木の 起 九 船 月六 た 打取拾壱人 日 二 葉兵 有之 其 は 乗

伊地 其表之形勢御しらせ可被下候、 出 段 置被 荒 知 下度、 形 + 郎 行 帰 申 御頼申上候 越 陣 可 候 間 有之候間 別段: 本営え不申 近 直左右細々 日中田町屋敷え曳移申度考御座候 H 御 間 聞取可被下候、

前

件之ケ

条二

先は

中々思

心遣し居

出

追

可

申

候

以上

九月十七 日 Ш 休 兵 衛様 従江 ; 肝付郷

快気、 金三両 九日付を以三春より申 其地 六番隊戦兵諏訪勇 へ被差越候付、 中越候事、 路用として相渡候段、 助 ·池田龍四郎 右病気ニて候処、 東郷栄之助九月 致

城内より土州藩え取次、 降伏謝罪筋申出候段承及候事

一一日陰

樺 Щ M 体 兵 衛 川崎正右衛門、 速水吉之丞、 付役昨 日同 断

·野彦兵衛

兵糧運送旁軍夫入用之節は、 候得共、 渡居候人馬等可被差出候、 以上、 差掛多用之節 ハ右通掛合次第繰合 就ては夫々各藩ニて差支之廉も可有之 軍夫方より掛合次第、 用便被致候様可被取 各藩え兼て相

但現相渡置候人足之内軍夫方より相談次第、 候 半分以下ハ可被差

九月廿一 日 小荷駄方其外略ス 会津在陣 参謀

茶家壱ツ 茶碗壱東位 一火鉢弐ツ位

座候間、 右は昨日会議所被召立候処、 於御方被相弁度、 早々御入付可給候、 本行之品則より無之候て、 此旨及御問合候 不叶品御

以上、 九月廿二日

追 て申進置候茶も有之候ハヽ、 少々ニても御遣可給候

本営

山休兵衛殿

廿三日

樺 Щ I休兵衛、 Ш | 崎正右 衛門、 速水吉之丞 付役昨 白 同

断

野彦兵

金壱両弐歩宛、 四番隊 永井清 郎 樺山 充之進、 竹原半兵衛

肝付半左衛門、 能勢十 郎

右同夫卒仙助、 熊古、

シ、 間 上越候、 御調達次第御差続被下度、 も有之、 等御座候付、 細承届仕候間, 筋より最早金も払底之折柄ニ御座候得共、 金も無之候間 五両丈相渡呉候様 て、 中途用金本行之通払切を以相渡置候、 右は今暁当地出立、二本松え立寄、 別段出替を以相払候筋ニ致手当置候間 右人数其表有之上は、 彼是二本松え用向有之、 、以上、 俄二出立被申出様も難計、 右え相渡、 難相渡段相断候得共、 左様御聞取可被下候、 右同人弥被申出候間、 在合金も無御座候間、 可然御頼申上候、 樺山充之進殿跡首尾可致との形行、 滞在候儀難計、 夫より其表え進撃被致候付 其節ハ 是非都合致呉との無余儀訳 然処右通之丈ニては病後ニ 且明日も上下七人出立有之 拾両丈出入を以相渡候 当地ニおひて余程之続 何分金筋二込居候間 就ては別段用心金拾 先は乍略儀要用迄申 猶又手負快気之面 手数を尽し調達致

九月十六日

三春在宿大野善之進

若松在陣薩州 小荷駄方 樺山 保兵 〈衛殿

納家壱軒 一鍋并銑 員数不相

但土蔵入付 須賀川居住 内藤善次

所明日出立ニ付、 其迄之間夫形致格護置候様、 右は兵隊白川出立、 会津用聞右名前之者にて、 会計方え御曳渡可申上候間 須賀川え滞在之節、 宿役人共え申達置候、 品物之儀は、 大鍋銑 以後可致沙汰候間 惣督方御吟 有之、 右ニ付既ニ当 持 味次第 廻 相 成

御 所置有之度、 此段申 -出候、 以上、

辰九月廿三日 薩州 小荷駄方

朱 「本文会津在陣会計 人えも申遣置候事」 芳 (へ申 -出置、尚此書面之趣を以須賀川宿役

右明廿四日兵隊被差立候付、 Ш 道より差越候小荷駄方 同様被差立候条可申渡候 東海道より差越候小荷駄

九月廿三日

伊勢

繕、 分捕品之儀ニ付ては、 可 より取調筋々より可被申出候、 品物差送、 抜取締可致候、 当所落城ニも相及候付、 も稠敷可被申渡置候、 キ不埒之族は、 : 捨其咎可被仰付候間: 有之候付、 公用人馬え付送、 又は筋ならさる手数共取企候不埒之者は荷物取捨、 旁得其意克々気を付可被取調候 一涯重ク可被及沙汰事候条、 此上私之欲心を挟ミ、 尤其役職を守 万端不届成所業之者も難計候間、 先達て厳格申渡置候次第も有之、 猶向後諸所え差贈、 奉行頭人ハ勿論 若哉役筋相勤候は、 致精勤心掛宜者は、 士分之艱難を不顧 第一 或は公事用物之筋差 屹と足軽以下末々迄 此段申達候、 其役場之付足軽等 自ラ法令を背 尚又無手 且既ニ 不正之 以上、 無

九月廿三日

・荷駄方外略ス、

朱

本文二付、 都て病院え渡付、 方局中迄も其余さ相掛候哉と承、 - 二至候ては筆紙二難尽処より、 付役其外えも屹と申 土持兼て之言語表裏分捕卑劣之所業甚敷、 此書面認方之上、 渡置候事 小荷駄方之一名目を以、 篤と致吟味 本営より令を下シ候様取 木綿切々紙類 付役以 此

辰九月廿二日七ツ時

分開城二付、

左之通

臣容保乍恐謹て奉言上候 拙臣儀

京都在職

朝廷莫大之 見表暴動之一戦 鴻恩ナカラ万分之微衷モ不奉報、 旨意行違不憚、 近畿奉驚 内当正月中於伏

天聴深ク奉恐懼候、 爾来引続今日迄遂二奉抗敵

王師僻土頑陋之訛誤今更何と奉申上様無御座候、 御座候得は、 大罪置身ニ無所、 此上如何様之大刑被 人民土炭之苦為受候次第、 仰付候得共、 全臣容保之所致ニ 実ニ不容天地之 聊御恨無御

臣父子并家来之死生偏二奉仰

王政御復古出格之御憐愍ヲ以、 天朝之聖断 罪候、 御座候得は、 従来之諸兵器悉皆奉差上、 此上万一も 但国民と婦女子共ニ至候ては、 一統之御赦免被 速 二開城、 至仁之御寛典於被 仰出候様、 官軍御陣門え降伏奉謝 代て奉歎訴 元来無知無罪之儀 仰付ては、 依之

誠惶誠恐 加之至難有奉存候、 頓首 再拝、 此段 大惣督府御執事迄冒 万死奉歎願候

亡国之陪臣長修等謹て奉言上候、

慶応四年

九月

源

容保

謹上、

在、 寸功モナク蒙無量之 老寡君容保儀久々於京師奉職

天眷万分之一モ未奉報 隆恩、 剰

天譴 畢竟微臣等頑愚疎暴ニシテ輔導之道ヲ失ヒ候儀、 `臣等被所厳刑被下置度奉伏冀侯、 却て恐多次第 遂ニ今日之事体ニ至、 二御座候得共、 容保父子城地差上降伏奉謝罪候段 臣子之至情実ニ難堪 何卒容保父子蒙 今更衷訴仕候

士中兵隊	一七百六拾四人	<b>感</b> 応四年
5 人	育団合 た	誠恐誠惶、
治官士中	一百三拾一人 但軍事局共二	

松平若狭重役 萱野権兵衛

花押

梶原平馬

一四拾二人

千六百九人

二拾人

内藤助右衛門

種龍

山川大蔵

井深茂右衛門

田中源之丞

重常

同

玄

同

倉沢右兵衛

同

一同謹上

外諸兵共

景武 同

信節 同

一六拾四人

五百七拾五人

原田対馬 同

同

海老原郡治

季 同

二千八百四拾五挺 五拾一挺 但弹薬付

二万二千発 千三百二拾筋

八拾一振

以上

九月

定

小銃

小銃弾薬 胴乱

長刀

高津久右衛門

士中兵隊 兵卒之外下々迄

士中以下右同断

病者

士中之従僕

他領脱走者

鳶之者

奥女中

婦女子

右之外城外出張之人数は追て取調差上可申候、

以上、

惣て 五千二百三拾五人

九月

#### 同 廿四 1日晴

樺 Щ 休兵衛、 川崎正右衛門、 速水吉之丞、 付役昨日同 断

## 小野彦兵衛

今日壱番隊より六番隊迄并一番砲隊、 付、 打 局 は五ツ半時、 兵隊六ツ半時より繰出シ、 東海・ 福良駅御代宿宿陣いたし候事 東山両道より発向之面々、 若松出立ニて、 今晩勢至堂本陣え止宿 休泊は隊々之見賦を以致候筋、 弐番砲隊、 都て江戸表え曳揚相成候 遊擊隊、 本営も同 臼砲 当

#### 九月廿五日 晴

所兵隊は、

樺 Ш I休兵衛、 川崎正右衛門、 速水吉之丞、 付役昨日同 断

## ,野彦兵衛

今日六ツ過勢至堂出立、 八ツ時分白川町え致着候、 江戸屋え止宿

三春より之手負人数、 今日当所え致着、 東郷栄之助同断致着候事

右之通拝借金として慥ニ相受取申候、 以上、

辰九月廿五日

樺山休兵衛

薩州小荷駄方

## 梅村魁助様

Ш 崎正右衛門

## 白川より江戸え出立日限 九月廿七日

弐番隊 四番隊 一六番隊 小荷駄方樺山 休兵衛方

同 同 廿九日立、 廿八日立、 遊擊隊 壱番隊 一三番隊 一五番隊 一壱番砲隊 弐番砲隊 一本営 臼砲打手

## 小荷駄方土持左平太方

外二翌日製作方、右之通取究候事、

## 樺山休兵衛会ス

## 九月廿七日立、

同廿七日芦野、 廿八日佐久山、 廿 九日氏家、 朔日宇都宮

二日小金井、三日古河、 右之通於本営相究候事、 四日杉戸、 樺山休兵衛会ス 五日草加、 六日品川

先状は銘々之隊々より差出候事、

四役場之内より壱人ツ、前日立ニて宿割出立

廿七日立之一小隊宿陣之家数え廿八日着之、一 小隊 止宿

## 廿九日立も同断、

宿内を三ツ割として三小隊分之宿陣割付ニ付ては、

前中後之儀隊

々宿割差越候、 四役場申談決着

但賄手当之儀、

廿七日立小荷駄方跡、 本営其跡、 廿九日立之小荷駄方、

前日立候四役場宿屋え申付置

廿七日より連日帰陣之人数、 賄方之儀、 兵食方より今日立ニて泊

## 宿え申渡、

賄人数之儀は、 四役場より銘々泊宿え押印之証書残置、 人馬之儀

は問屋場役人え書付同断

但右証印会計方より見届追払之賦ニ付、 無洩目儀

人馬手当隊々より受持

白川より江戸迄之間、

# 中飯は泊宿より請取持越候事

右之通於本営取究候事、 樺山休兵衛会ス、

但道中賄方ハ兵食方より構 受ニて諸仕末いたし、 帰陣之人数を前後より相弁候様 其外追払之都合は、 会計官より引

休兵衛より梅村 魁 一助え示談取究候事

#### 同 廿六日晴

樺 Ш 休兵衛 Ш 崎正右衛門、 速水吉之丞、 付役昨日同 断

## 小野彦兵衛

駅々之儀人馬些少之場所柄多人数之継立致難渋候儀は案中ニ候 分捕品之儀は先達て於若松申達相成候趣も候処、 於隊々屹と遂穿鑿、 荷物差越候節ハ、見当次第改方之上、 之外持越候儀、 荷 間 物過分相見得、 隊々荷物之儀出軍之節同様弾薬類は勿論 |右定之外隊々荷物無拠不持越候て、 屹と不相成、 畢竟夫卒等私二隊号致記載運越候向不少、 其筋取計可被致候、 万一此上下輩等心得違、 都て焼捨いたし不苦候条 不叶向も候ハヽ、 此旨申達候、 竹長柄持夫両掛等 此節途中右体之 以上、 分捕品被敷 四役場 此先

## 九月廿六日 本営

等滞駅諸隊通行済之上可被運越候

此節帰陣途中鳥打等いたし、 達無之様、 屹と可被申渡候、 発銃之儀不相成候条、 此旨申達候 以上、 下輩之者至心

## 九月廿六日 本営

別 紙 弐通之通御心得可給候、 以 Ę

九月廿六日 本営

荷駄方其外略ス

草鞋壱万足 阿久津村之

## 中村正之進

右御恩報 一候に致進 上候段申出、 右草鞋 三度ニ差出 候間 相 請

取

日堂忠膺居士

候事

「本文帰陣之節挨拶旁として金子遣候事、 但本営反ス」

東郷栄之助手負人数差引ニて今日出立、 兵隊駅々宿割方として速水吉之丞、 付役松元惣左衛門召列致出立 芦野泊ニて差越候

#### 候事、

八九二ケ月御賦金可相渡との趣本営より承候間、 江戸より肝付郷右衛門差続候金八千両、 送来候付ニ付受取、 才領ニて、 白川迄継越候付、 伊勢仲左衛門着之上に可曳渡事、 昨日右金子受取置、 付役本村吉左衛門外壱人 今日諸隊え二ケ 且製作方用物も

貴島吉之助差引ニて若松より当所え被差越候、 月分ツ、相渡候事

石原七郎太、柏原吉左衛門、

阿久根

知識勘右衛門致死去、

白川

手負之内加治木兵

長寿院 取付置候段申出候付、 へ致埋葬、 祠堂料并寄付状等も入付、 右証文ハ此方え相受取置、 寺僧より返証文等も 遺髮其外荷物等

## 御国許より

は、

今日東郷江戸え持越、

墓石建立等之儀則石工え申付置候事

被相下、 太両人昨日白川え着陣、 太守公御直書并御酒料、 士分中一同え金弐朱宛配当いたし候事 今日御酒料隊々え配当ス、 兵隊中え被下、 御使得能良助、 御金百三拾両 Ш 上十 郎

御酒料之儀、 付役迄ハ被下候様取計可申旨、 又本営より承候間

# 今日諸隊々無残致着候事

同え相渡候事

威徳忠猛居士 辰九月廿二日戦死 柏原吉左衛門

現公忠案居士 同 廿四日右同 石 原 七郎

太

同 廿 Ŧi. 日右 知 識 勘右衛門

#### -79-

#### 九月廿七日 晴

樺 山休兵衛、 川崎正右衛門、 小野彦兵衛、 付役竹下小助

恒吉宗太郎

樺山休兵衛、 川崎正右衛門、 小野彦兵衛、

白川辰中刻時分発足、 **芦野休二て鍋掛駅え申之下刻着致一泊候事** 

本村吉左衛門

同 四 日

晴

付役昨日同断

越力谷駅卯刻発足、 休無ニて未上刻小塚原え着、 滞陣、

世 八日雨

同

樺 Щ I休兵衛、 川崎正右衛門、 小野彦兵衛、 付役昨日同断

鍋掛駅卯中刻発足、 大田原休、 喜連川宿え申之中刻着致 一泊候事、

同廿 九日晴

樺山休兵衛 川崎正右衛門、 小野彦兵衛、 付役昨日 同 断

喜連川卯中刻発足、 白沢休、 宇都宮え申中刻着 泊

十月朔日晴

樺 山休兵衛、 川崎正右衛門、 小野彦兵衛、 付役昨日同

断

宇 ,都宮卯中刻発足、 石橋休二て小山宿え申刻比着、 泊

同二日晴

樺山休兵衛、 川崎正右衛門、 小野彦兵衛、 付役昨日同断

小山駅卯刻発足、 古河休二て幸手駅え申刻比着、 泊

一日晴

樺山休兵衛、

幸手宿卯刻発足、

同三

川崎正右衛門、 小野彦兵衛、 付役昨 日同 断

粕壁休二て申上刻越力谷え着、

一泊

同六日

晴

小塚原宿大升屋何某所滯在

速水吉之丞、 川崎正右衛門、

樺山休兵衛、

小野彦兵衛、

付役昨日同断

同五日

晴

樺山休兵衛 川崎正右衛門、 速水吉之丞、 付役昨日同断

小野彦兵衛、

大野善之進 手負・病人差引として三春より途々立越、 巳之下刻

比致着候事

十月七日 晴

樺山休兵衛、 川崎正右衛門、 小野彦兵衛、 付役昨日同断

速水吉之丞、 大野善之進

同八日 晴

樺 山休兵衛、 川崎正右衛門、 小野彦兵衛、 付 ?役昨日同断

大野善之進

速水吉之丞、

金八千両

右は東海・ 東山両道より致出軍候諸隊軍用金として拝借被仰付被

下度、 此段奉願候、

薩州小荷駄奉行 肝付郷右

十月八日

樺 山休兵衛

朱「本文願書参謀大村益次郎 え差出候処、 御覧相成候事」

金四千両、今日右内渡として会計方より被相渡候事

川崎正右衛門事、 兵糧方首座掛有之、 麻布政田屋嘉兵衛方へ致外

千三百両之株差引残

宿候事、

金五拾四両三歩弐朱 銭弐百文

右之通請取候事、

十月八日 大惣督 会計 方印

薩州 樺山休兵衛殿

朱「一金千両、 八月晦日、 於会津会計方役筋梅村魁助より承趣有

之、致拝借置候

朱

「一金三百両、九月廿五日帰陣候節、於白川ニ右同人え相談同

賃銭、 ぐ金千三百両、 且白川より小塚原迄之間雇通夫賃銭にて、其方へ差引 出先ニおひて拝借、 右金子ハ宇都宮雇夫

返上候事」 候段、残金本行通ニて、 大村益次郎へ形行曳合、会計方へ致

右金子は朱答書通之様ニて、 始白川駅滞陣之砌、 近辺百姓 洪不寄

集故無致方宇都宮え相談、夫卒百人雇入召仕、

将又会津帰陣二付

白川 株之夫賃銭取合、 、より江戸迄之間、 前条千三百両之拝借金え差引致勘定、 寄夫相雇、 通シにて小塚原駅迄列越、 残金丈一

紙旁当書を以致返上置候事

十月九日

樺山休兵衛、 速水吉之丞、 小野彦兵衛、 付役昨日同 断

大野善之進 東郷栄之助

仕廻料并戎服料、 諸隊え相渡候事、 本営え答置候、

同十日 晴

樺山休兵衛、 速水吉之丞、 東郷栄之助 付役昨日同 断

小野彦兵衛、 大野善之進

:山休兵衛

右は軍用金会計之儀ニ付、 御用有之候条、 暫時当地へ被差留候事

十月

朱「本文惣督府より致承知候事」

御達申入候、 然は御藩隊長役付之姓名、 兵士何員と申候事、 明 允

日四ツ時迄ニ御取調 御差出可被成、 此段申入候事、

十月八日 惣督府 応接方

金四千両過日拝借願出候 薩州藩 樺山休兵衛殿 八千両皆済として今日相受取候事 肝付郷右衛門殿

十月十一日 晴

樺山休兵衛 速水吉之丞、 東郷栄之助、 付役昨 日同 断

野彦兵衛、 大野善之進

白縮緬壱疋、 樺山; 出休兵衛、 八重山島壱反、 Ш 崎 正右衛門

右之通於惣督府 惣督より拝領被仰付候事

御酒肴料給

但隊長等は白縮

緬同

断

監軍

半隊長等八重島同

断

兵士等

金三百両

右之通認有之候間、 為心得記置候事」

右薩州藩兵士御暇被下候付、 酒肴料下賜侯間、 同藩え被下渡候事

下参謀

十一月十一日 会計方

同十二日晴

樺山休兵衛、 速水吉之丞、東郷栄之助、 付役昨日同断

小野彦兵衛、 大野善之進

口上覚

兵隊人数上下千百五拾人

右は此節兵隊曳揚帰陣仕候付、 当地より京都迄之道中兵食被成下

候樣奉願候、此段申上候、以上、

辰十月十一日 薩州 小荷駄方

朱「本文惣督府え樺山休兵衛より差出候事」

一毛布料 金千九百九拾弐両

右兵隊并付役合て六百六拾六人分、

但壱人ニ付三両宛、 右之通銘々え可被相渡候、 以上、

辰十一月十二日 小荷駄方 本営

朱「羽書写 壱人二付一日金三朱宛

拾五日分

金弐両三歩壱朱宛

千百五拾人二付

金三千弐百三拾四両壱歩弐朱

写

金三千八百六拾四両

内訳旅込渡金 三千弐百三拾四両

人足賃金 六百三拾両

右薩州兵千百五拾人東海道帰国 三付、 路用として被相渡候事

下参謀

十一月十二日 会計方

同十三日晴

樺山休兵衛、 速水吉之丞、 東郷栄之助、 付役昨日同断

小野彦兵衛、 大野善之進

宿割

千住六リ半 川崎泊七リ半 藤沢八リ八丁 一小田原八リ

三島六リ六丁 吉原六リ六丁 興津五リ十四丁

丸子六リ壱丁 島田四リ廿弐丁 掛川七リ半十六丁

浜松七リ八丁 吉田七リ十一丁 岡崎八リ 宮七リ海上

桑名七リ半九丁一亀山七リ 水口六リ半 草津七リ拾四丁

伏見右滯陣

右之通宿割相替候間、 此段早々致通達候、 以上、 以上、

但立日限は是迄之通可被相心得候事、

十月十二日 番隊其外略ス、 本営

明十三日

主上御着輦二付、 兵隊之面々御道筋え罷出度者ハ、 御郭内え罷出

候様、 軍防局より致承知、 此旨及通達侯、 以上、

辰十月十三日 小荷駄方其外略ス、

東北征討之諸軍勇進長駆已二賊巣ニ逼り、 捷報日ニ至リ

叡感不斜候、 然処辺陬之地追々寒天ニ赴き、 風雪之惨苦ニ可至哉

と深ク被為痛

聖念二付、格別之思食を以、 聊為防寒毛布 着宛賜候事

九月 行政官

一毛布料 壱人ニ付金三両宛

右之通被 仰渡、料金を以被下渡候事

金三百両 右為酒肴料惣督より下賜候事

より渡方相成候条、 右両条何れも兵隊人数并付役え配当被仰付候付、 明日受取方可有之候、 此旨及通達候、 右料金小荷駄方 以上、

十月十二日 小荷駄方其外略ス、 本営

私 右手負人数帰陣ニ付、 領四役場原田祐太郎、 中途用見計を以、 同二番右同長野清右衛門外ニ両人、 御渡可被給候、以上、

十月十二日 小荷駄方 本営

三番隊雇医 橋口良助

右軍用金未不相渡由故、 御渡可給、 此旨及御問合候、 以上、

十月十二日 小荷駄方

本営

奥州出張之官軍賊徒平定後、 追々東京え引揚、 直様帰国之向も有

之候様於当駅聞召

思食之旨も被為 在候付、暫出立見合罷在候様被仰付候事

十月十二日 大惣督府 行在所

別 ?紙之通惣督府行在所弁事御達 二相成候間 此段致通達候、 以上、

追触

十月十三日

明十四日兵隊当駅出立、 先見合相成候付、 諸手当等之儀致取止可給候、 川崎泊、 駅々伏見迄通行之先触致置候 尤後日日 I限取

究候ハヽ、尚又前広案内可申越 此段御頼申進候、

十月十三日

東京千住宿在陣薩州小荷駄奉行 肝 付郷右衛門

千住より伏見迄駅々問屋場役人中

今十三日品川

御発輦ニて増上寺 御 小休相成、 八字ニ西丸え

御着輦被為在候事

十月十四 日

樺 山休兵衛、 川崎正右衛門、 小野彦兵衛、 大野善之進

速水吉之丞、 東郷栄之助、 付役昨 Ė 同 断

金弐拾両宛 二番隊付医師 中島管治

四番隊御雇医師 斉藤隆

右両人儀是迄致骨折候二付、 本行通被成下旨、 今日治部殿より

山下治平え相渡、 右両人え遣候事、

金拾五両宛 右三人え右同断、 御雇医師 此三人是より御暇相成賦之事 桜岡顔我、 岡元庵、 相馬松斉、

鯣五拾連 一御酒五樽 以上、

右は明十五日用度司富士谷州三より御渡可申候事

右之通 有之間敷候付、 朝廷より御下渡相成候間、 別段買足相渡候様 本営より速水吉之丞承候事 各隊え可致配当、 左候て存分

薩州兵隊

各軍旅殊苦戦尽力之段速被聞召

叡感不浅候、 此度東京 御着輦之折柄帰陣二付、 聊賜酒肴候事

但東北一先平定ニ至とい へとも、 前途 皇国御維持之儀深ク

御苦慮被為遊候付 此上紀律厳粛相守り、 誠実を旨とし、 緩

御沙汰候事、

急可遂奉公旨

辰十月

朱 「別紙之通申渡置候間、此段致通達候、 以上、

但酒肴之儀ハ小荷駄方より可相渡候 本営

小荷駄方其之外略ス

当所出立候儀従

謀より致承知候、就ては明後十六日并十七日順々出立被仰付候間 朝廷思召之訳有之、 被差留置候得共、 致出立候て、 不苦段只今参

宿割等可被差越候、 但宿割等之儀ハ先日相達候通 此段致通達候、 以上、

十月十四日 小荷駄方其外略ス、

病院之儀は十八日出立、 病気等之儀は、 病院二相付可被致出立候、

蒸気船より差廻候荷物之儀は、

明日中芝田町御屋敷へ可被差遣候

同十五日晴

樺山休兵衛、 川崎正右衛門、 速水吉之丞、 東郷栄之助、 小野彦兵衛、 付役昨日同断 大野善之進

金札三千八百六拾四両、 内弐ケ割

金千九百三拾弐両

右は東海道中人足賃銭、 様御座候付 弐ケ割ニて差上候間 其外旅込払用相受取候間、受持之隊々凡 御受取可給候、 以上、

> 十月十五日 土持左平太殿

> > 樺山休兵衛

金弐千両

右は兵隊軍用金として拝借被仰付候様、 御取計被下度奉存、 此段

辰十月十五日 以上

申出候、

Ш 崎正右衛門

樺山休兵衛

添書

別紙之通申出趣承届候間 拝借被仰付被下度奉願候, 以上、

辰十月十五日

薩摩少将内

右弐通川崎正右衛門より大村益次郎へ差出候処、 直二田所町両替屋より相受取候事 内田仲之助 直様御免相成

十月十六日立、 一番隊、 弐番隊、三番隊、 番砲隊

会計方より手形相渡候間

小荷駄方肝付郷右衛門人数、 本営相良治部、 浜田源兵衛 渋谷泰

次郎、

同十七日立、

四番隊、

五番隊、

六番隊、

弐番砲隊

遊擊隊、 臼砲打手、 製作方、

本営 島津式部、 上原藤十郎、 曽山喜助、 平 田 九十郎、 加納道之

助

同十八日立、

病院、

手負病人四拾五六人、

土持左平太殿

為見合記置候事、

右出立隊順留後ニ付、

金弐百両 医師 佐藤進 速水吉之丞、

小野彦兵衛事、

人足召列宿割致出立之事

右は病院方え万端御苦労被成下、 右為御礼致進上候、

以上、

薩 州 本営

辰十月

小荷駄方

朱 此 より承候事」 金樺山休兵衛受取、 佐倉屋敷役筋え倉沢元意相渡候様本営

十月十六日晴

樺山休兵衛 付役 恒吉宗太郎

樺 屋夫覚兵衛外六人曳残、 山休兵衛事、 惣督府え継曳之御用且残用之首尾合も有之、 川崎正右衛門儀は兵糧米運候ニ付、 福島 両人

東郷栄之助事、 工夫福島夫、 井筒屋夫等召列、 付役川口仲助、 戸塚原大升屋已刻過致出立、 松元惣左衛門、 Ш 畑森右衛門、 肝付 土

立残候事

郷右衛門儀は田町御屋敷より致出立候事 々出立は究り通ニて候

但隊

朱 「本文今日より樺山休兵衛京着、 郷右衛門諸隊を援 東海道之中途并京着上之小荷駄方日記冊 同十一月廿四日迄之間、 肝付

大野善之進事、 付役本村吉左衛門同断 諸隊荷物積蒸気船より相廻候賦ニて相残候事、 外病気ニて乗付候者も有之、 都 デ ハ 田

尾有之候事」

同十 -七日晴

`御屋敷按居

五両 <u>ப்</u> I休兵衛 付役 恒吉宗太郎

金 樺

陣ノ兵隊馬乗より被踏倒致怪我候段、 右は今日巳刻出隊、 ·仁平差遣候処、 髪内へ壱ケ所深サ五部位長壱寸位、 原町 人娘四歳 二相成候子共 付足軽より申 路頭ニて薩州帰 岜 片腹え壱ケ 則医師山

> 未刻比大升屋出立 Ш 養生料として呉渡、 中之為遊候儀不行届儀共壱通申聞、 所血黒有之、 · 崎正右衛門儀 生死不相分段申出、 本之侭政田屋嘉右衛門所え致旅宿候事 生死無構難渋不申出趣、 通町京橋屋若松屋え致転宿候事 町 土持左平太え賦 '役人并其親呼 証文相受取置候事 山 合、 子共壱人途 本行之诵

同 十八日 晴

樺山休兵衛

蒸気船積之諸隊荷物 取調 Ш 、崎正右衛門え渡書付之通 内田仲之

役昨日同

断

助え差遣置候事

同 十九 日 陰

樺山 H休兵衛、 付役同断

於出陣先々、 之儀も 二致承知候次第有之候との事ニて、 大村益次郎え曳合趣有之候処、 朝廷より御構有之候付、 惣督府より致拝借候金筋并小銃弾薬取入候様、 右は京都於軍務官、 取調申出候様承候事、 返答之趣有之、 外ニ病院入目 吉井幸輔 但委細之 参 謀

趣ハ末ニ記

同 廿日 雨

樺

Щ

山休兵衛、

付役同

断

無拠申 付 諸 有之候間 隊荷物積廻候芸州 則参謀吉村長兵衛之次第柄承候処、 -出趣有之、 此船致都合候 折節薩州乾行丸横浜え差越、 船約東致相違候段、 可然哉之段返答承、 芸州兵隊并荷物積廻度、 大野善之進 修覆願出 文箱入之書面 差越 免状認 申 出 候

様申達候事 被相渡候付、 直様右吉之進え相渡、 委細申含、 横浜行夜白差急候

同 廿 日 晴

I休兵衛、

付役昨日同断

樺

Щ

午刻比大野善之進横浜より罷帰、 乾行丸之儀伊集院吉左衛門え曳

修覆来年二相掛候段、 致返答候旨承候事

同廿二日 晴

付役昨日同断

樺

Щ

I休兵衛、

吉村長兵衛方え差越前条船修覆 長引候次第且兵隊之情態等具

演 舌 外船之周旋親敷相頼候

同廿三日晴

樺山休兵衛

付役昨日同断

冏 州蒸気艦壱艘致着候付、 本村格 次郎 と申人え曳合致相談候様

参 、謀益田虎之助より承候事、

同 廿四日晴

I休兵衛、 付役昨日同 断

樺

Щ

本村格次郎居所尋付、 参謀方え願書差出候様致都合、 之返答承、 色々故障筋申立候得共、 直様積船願出之次第伊地知十郎を以、 前条之儀曳合候処、 無和理相談を遂候上、 右虎之助え形行曳合、 右船戊辰丸着之由 内田仲之助より 借受之儀請合 弥戊辰丸取

究候事

朱 得共、 本文願意之事情無拠儀 右は東海道差立 三付、 朝廷京都送荷は跡 阿州兵隊戊辰丸え乗付度申出 船え繰廻シ、 薩州 候

兵隊ノ荷物御差送給候段、 益田虎之助より承候事

同廿五 日 晴

樺山休兵衛

付役昨日同

断

戊辰丸船将森甚太夫え荷物積之儀 大野善之進を以致曳合置候事

同廿六 日 晴

樺山 山休兵衛

諸隊荷物午刻時分より夕刻ニ 相掛、 都 て戊辰丸え積込、 橋舟賃銭

付役昨日同

断

は此方より相払候事

同 世七日 晴

樺山休兵衛

付役昨日 同

断

同 日十八日 晴

樺山休兵衛

付役同

断

手控

拝借金之儀は薩州・長州之両藩分て

立至候ても、 次第可相成哉と存候付、 え被仰渡置候、 出格之訳柄を以、 王務二致勤労、 年賦又ハ半金上納等之両端相定か、 疲弊を不厭大兵出軍成功も不少候付、 右ニ付ては多分返上納フ 於出軍、 其通差心得居候て可然、 先軍用金拝借被仰付候段、 儀不及、 万 御沙汰被下切之 何分被下切之御 々一返上筋 右両藩 京都軍務官 限

時 沙 拝借之名目難被除、 汰急速運兼候訳合は、 時 手広各藩え致関係候筋合も有之候付、 宜故算当総之儀も格別差急ニ不及事之段 暫

但総書差出候節は、 は彼官より被相渡候段承候 軍 務官え相付差出候様有之度、 会計局え

朱 「本文京都着之上、 え差出置候事. 議政 所え御届罷出、 辰十一 月 五 日 島 津 癜

小銃取入候為拝借被仰付金筋は、 最初

之 不少候付、 前 負 朝 (も不少、 ||件通拝借之名儀即席被除候ては、 送より其品拝借被仰付、 其内ニは実戦争ニも不相用、 品物打捨候も可有之訳柄故、 右等之向え手広相拘リ、 以後返上之賦候得共、 纔之名目を以願出御渡相成候も 何れも成功相立 外二段々小銃拝借之藩々有 最早不及返上、 既二戦死、・ 候藩も并兼候 乍然是も 手

弾薬求方ニ付、 汰 二被為及儀無之段承候事 但本行之金筋ハ是迄小荷駄方より不致関係株も有之候 右同断之金筋ハ全被下切ニて不及上納、 以後御沙

訳

、柄故、

旁前文之趣意ニて相心得居可然段承候事

但書同断

出軍 先病院諸入目之儀 別段

朝廷より被成下候付、金子之儀は追て内田仲之助方へ可相渡段承

但算当書壱通差出 置候

相 右之通承候侭相認: 違段承、 内田仲之助え其段曳合 尚為念大村益次郎え差出候処、 手控書壱通相渡 候 趣意前条通 且. 病院雑 無

費

(金之員数書付差出置候事

朱 「本文金子之儀、 後日内田仲之助受取筈也

前条拝借金壱巻ニ付ては被仰渡趣、 も来月廿日比ニは上京之賦故、 は、 益次郎致承知居、 却て趣意違之儀も難計候付、 別ニ為存事も無之、 其上右諸首尾いたし候て、 右幸輔え承候か、 於軍務官二吉井幸輔 依て外々え曳合致取扱候て 又ハ益次郎儀 并大村 可

承候事、

但此壱ケ条ハ手控書曳合候節承候

也

益 右於出陣先、 次郎より口達を以、 跡首尾致総括候役場も無之候故、 趣意致相違候儀無之段、 時々惣督方より致拝借候金筋全小荷駄局 形行承候付、 辰十月廿八日承届置候事 猶又為後日手控書認差出 運筋相伺趣有之候 を以 処 致主 前文 候

同 廿九日 晴

樺山休 兵衛

付役同

断

金百両 戊辰丸え今夕刻乗込候様、 大野善之進蒸気船廻候用心金として相 森甚太夫より大野善之進え致掛合候段 渡候事

申出候事

同 晦 日 晴

樺 Ш 田休兵衛、

付役同

断

乗馬弐疋致払方金相受取候事

· 月 日 晴

出休兵衛

樺

Ш

付役昨 日 断

## 同二日陰

一樺山休兵衛、 付怨

付役同断

午刻比京橋旅宿若松屋致出立候事、

郎召列候事、両掛壱荷跡付壱ツ、在番儀同然、弐ツニ福島屋夫五人、恒吉宗太

一夕刻川崎宿浅田屋え致着候事、

会、同立之賦取究置候処、品川駅迄差越候得共、及遅刻候付、明川崎正右衛門儀、政田屋より致出立候筈ニて、川崎駅ニ於て取

日行掛追付候断之書状、暁七ツ時分相達候事、

## 同三日晴

樺山休兵衛、

付役同断

辰刻川崎宿立、神名川え休、申刻過横浜伊勢屋へ致着候事、

え出会、米七拾俵差出候、壱巻申出□□右同人儀致着候付、彼方米倉丹後□□□田安渡ト申人差越、肝付郷右衛門・川崎正右衛門

、談合有之候様達置候事、

川崎正右衛門事、夕刻致着致同宿候事

## 同四日晴 滞在

樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

同五日晴

樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役昨日同断

辰刻比付役竹下小助、伊勢屋え致着候事、

但小助儀用向有之、東京より一昨三日致出立候段申出候事

未刻比伊勢屋出立、金沢之東屋え致着候事、

## 同六日半天

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同

断

詣、未之刻江之島え差越、夕刻藤沢之駅椎原屋え致着候事、一卯中刻比東屋出立、巳刻時分鎌倉 忠久公御廟所并八幡宮え参

但竹下小助儀、横浜より今日未刻時分致出立、暮過致着候事、

同七日晴

樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役 恒吉宗太郎

竹下小助

宿、一付役竹下小助儀、荷物え相付、畑村え差遣候事、一暁七ツ時分藤沢之駅立、申中刻比箱根湯本え致着、福住屋え一

同八日陰

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役昨日同断

卯中刻福住屋立、箱根権現社え参詣、山中宿休、申中刻沼津佐野

屋え致着候事、

同九日晴

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

一暁寅中刻比出立、間之駅柏原之柏屋え寄、飯給、

岩渕之藤

屋

休、酉刻興津亀島屋え致着候事、

但倉沢望嶽亭へも致小休候事

## 同十日晴

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

一卯中刻立、興津浜より漁船え乗、三保松原へ着、明神へ参詣、

辺通行ニて久能山え差越、申刻比鹿中え致着候事、但右万屋ト云、

## 同十一日陰

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

一寅中刻出立、日坂駅え申下刻致着候事、

## 同十二日晴

樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

寅刻比立、見付駅之休、申刻前浜松駅之致着、米屋ト云所之一泊

之賦ニて、四ツ時分迄罷居候処、段々不会釈之儀有之、川下屋え

#### 転宿、

今日穂浪殿、同駅え宿着

## 同十三日雨

樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役昨日同断

一卯刻出立、巳之刻過荒井渡え着、白管之駅休、申刻過吉田之駅八

穂浪殿同駅着、

文字屋え致着候事

## 同十四日雨

樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

一卯刻前立、藤川休、未中刻比岡崎駅え致着候事、但京屋ト云、

## 一穂浪殿同断

同十五日晴

海

樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

卯下刻立、笠寺前ニて休、申刻比宮駅新升屋へ着、

穂浪殿同断、

## 同十六日晴

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

ヒ下刻比宮之駅渡舟え参、申中刻比桑名ミとり屋え着、

付役両人、福島屋夫等乗付、荷方船より差越候事

川崎正右衛門儀ハ佐屋廻ニて申下刻着

一穂浪殿も同断、

## 同十七日晴

樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役恒吉宗太郎

一寅中刻出立、神戸宿ニて休、申中刻勢州津城下町若狭屋え致着候

事

付役小助并下人福島屋夫等、関宿え待居候様申付、為踏越候事、

## 同十八日晴

樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

上、山田妙見町十文字屋朝陽軒え酉刻前致着候事、一卯刻前立、松坂之駅休、申刻前外宮え参詣、天之岩戸え致登詣候

#### 同 十九日晴

樺山休兵衛、 川崎正右衛門、 付役昨日同 断

辰刻比より内宮え参詣 二見浦へ差越 申刻過十文字屋え罷帰

滞在、

### 同廿日晴

樺山休兵衛、 川崎正右衛門、 付役同断

辰刻過立、 櫛田川脇茶屋え休、 申刻前松坂駅日野町江森屋え致着

#### 同廿 日晴

樺山休兵衛、 川崎正右衛門、 付役同断

寅中刻過立、 久保田え休、 申刻関駅旅込屋五番丁大津屋え致着候

事、

今日大惣督宮、 同駅え着之由ニて宿札相見得候事

付役小助、 其外之人数当所え待居候事

## 同廿二日晴

樺 山休兵衛、 川崎正右衛門、 付役 竹下小助

恒吉宗太郎

寅中刻比立、 間之宿松野小幡屋え休、 申刻石部駅新三屋え致着候

事

同廿三日晴

樺 <u>ப்</u> 休兵衛、 川崎正右衛門、 付役同断

> 辰刻立、 勢多ニて休、 申刻大津駅伊賀屋之与七楼え致着候事

#### 同廿四 日 陰 雨

樺山休兵衛、 川崎正右衛門、 付役同断

巳刻過立、 致着候処、 旅宿無之、 蹴上茶屋え休候処、 四条通堤町松村屋万次郎隣家え致 四本喜兵衛出逢居、 酉刻過京都え 一泊候事

但付役恒吉宗太郎儀も込宿

#### 十一月廿五 日 晴

樺山休兵衛

右旅宿、 今出川通崇徳院社北野之方小路内明家相究候事、 付役 恒吉宗太郎

今日二本松御屋敷議政所え着、 坦 猶於東京出陣先拝借金之運筋 御届罷出、 大村益次郎より承届候条々、 島津主殿え諸首尾申

手控書壱通差出置候事

#### 同廿六日 晴

樺山休兵衛

速水吉之丞、 大野善之進儀, 付役本村吉左衛門并大工、土工夫等

付役昨日同断

召列、 昨日京都致出立候事

肝付郷右衛門え曳合候処、 持左平太、 新納宗之助儀は、 先日より出軍中之総勘定取付居、 外二旅宿いたし居候付、 総書取仕建 且. 土.

差遣候様達置候段承候事

川崎正右衛門儀か別宿いたし候事

同廿七日より午正月二日迄、 勘定総取仕建方ニ付、 日記略ス、

同廿八日、今出川通烏丸西え入角、米屋善兵衛所え転宿、

小銃約定、跡首尾ハ右宗次郎受合、且御用向之儀も為片付候付、鉄砲求之名目ニて詰、御軍賦役田代宗次郎え申談、夷人曳合ニて十二月六日右衛門殿より致承知候、別段御用之儀有之下坂、表向

同十六日致上京、右衛門殿え形行を以致首尾候事、

一土持左平太方算面総壱冊、昨日差出候段承候事

遣請取候様、但一金弐千両余、於棚倉ニ有先訴書候者有之、付役有川金之進差

都宮之太兵衛・大工市来矢次郎差遣、同所大平村之金左衛門両金筋帳面え相見得居候を半金上納之致約定、会津帰陣掛宇右同千三百両於二本松ニ、領主より在郷え借付置候弐千六百

右両条之金筋は総帳え不相見得候事、

より請取候様

同十一日鎌田清太并付役恒吉宗太郎、川口仲助、京都出立被仰付

候由ニて、滞坂中、右宗太郎より形行申出候事、

致出立候段承候事、同十六日土持左平太、新納宗之助、付役有川金之進、其外ニ京都

|同廿日 | 忠義公京都御発途御帰国相成候事、

金子七百両余、 局 手取扱候で可然哉、 其節本営島津式部え現金差出候上 付郷右衛門、 中二て何様共可取計段、 .迫相談承趣有之、 白川 樺山 出休兵衛、 形行島津主殿え申出 城内ニ於て、 伺 B 出候処、 主殿より相達候様との儀承、 川崎 書役東郷源左衛門より右は 長州立会井戸中より 正右衛門、 願置候処、 官金可差出哉、 肝付郷右衛門其外致 小 ,野彦兵衛、 堀出 同 又ハ勝 速水吉 世七日 小荷駄 候付、

之丞、

東郷栄之助分配相請取

候事

同廿九日肝付郷右衛門其外、京都致出立候事、同日川崎正右衛門并付役竹下小助、京都致出立候事

午正月三日晴

才

一金銀本払帳 壱冊、

朱「一金五万六千四百九拾三両壱歩三右同総帳 壱冊 但諸払請取書相添、

一銭壱貫四百五拾壱文、

払

一金五万弐千九百弐拾七両三歩弐朱、

一銭六百七拾八貫八百三拾文、

金として七拾両弐歩三朱 銭弐百弐拾六文、

但両二付九貫六百文替

惣合 金五万六千四拾八両弐歩壱朱

銭弐百弐拾六文

現有金三拾弐両三朱出金ニて致上納候」本金差引残リ金四百四拾四両三歩弐朱致上納候

残金四百四拾四両三歩弐朱

勘定出金三拾両三朱 但壱両壱歩悪金

右惣勘定総

算当之儀は其隊え御法之通被仰渡度、此段申出候、以上、右は当所差急帰陣被仰付候処、右隊之総書不差出候付、以後一番隊、一四番隊、一五番隊、一臼砲打手、一兵具方隊、

一渡金之儀は、 小荷 駄方総帳え

#### 東 Ш 道 筋 淄

明 治二年巳正月三日 樺山休兵衛

朱 「右は関東表出軍候付、 如此御座候、 此段申出 候、 諸 向より受取金右通雑費払差引 以上、 紙 総

.別段払帳并諸向ニ給総書 其外品々売上候受取書等銘

相

東山 道 筋 出 軍 小荷駄奉行

午正月三日 Ш 1休兵 衛

海道 筋出軍 小荷駄奉行

届

肝付郷右衛門

受取也 会計方へ 右之通即日樺山休兵衛、 出席之上差出 小野彦兵衛、 於首尾相仕舞候事、 東郷栄之助、 但書役木場直右衛門 二本松御屋敷

同日寺証文八通、 本営役所安藤作之助え差出置候事

三春大病院役筋西大路藩渡辺祐次郎え手負人用之品物致取 同 四日、 小野彦兵衛、 東郷栄之助京都致出立候事、 引候

処より飛脚役え相頼 遅間相 尾後れ有之、 成候付、 彼藩屋敷留守居え度々取合、 同人儀巳二月中ニは上京之賦 書翰差出首尾問越置候事、 形行承、 承届置候得共、 但 東郷栄之助取 何分不相 出 分 京

本文渡辺祐次郎より之返翰三月六日 首尾相成居候との事故、 右書面東郷栄之助え相渡置候 L相届 候処、 最早彼 方取

> 方之上、 右通ニて諸事首尾後れ候儀も相片付、 同廿三日、 発足、 共え御褒賜筋之別紙相添 え急御用有之罷上リ、 御用有之、 武二え取合、 目無之、致混雑居、 筋え曳合候処、 東京二吟味相決候件々致演舌置候賦ニて、 往書翰ニても差出 大村益次郎儀東京え被召留候由ニ付、 是迄拝借之小銃速二致返上候様、 用有之、 朝廷より拝借金并 大村益次郎致上京候を相待居候処、 前条手控書壱通相渡候上、 大坂船待ニて同十九日三邦丸え乗付、 島津主殿より達之由 軍務局之差出候様致承知候由曳合、 急ニて罷下候様主殿より書付相渡候付、 小野彦兵衛、 談話相遂候処、 彼方も繁々勤役転変、 小銃被下切、 其上吉井幸輔儀も居所不相分処より、 掛合候様との事ニ付、 同 速水吉之丞差越、 七月九日出軍中之概略壱冊取仕建、 軍務局調役右松十郎太え差出置候事、 岩倉殿え直訴之上、 ニニて、 形行右郷之丞え曳合置候事、 表通被仰渡候都合為相 当所軍務官より之廻達有之、 므 書役竪山郷之丞より承候 出立之含候処、 事柄不連続趣意致連綴候 拝借壱件致齟齬候次第、 一月廿六日、 意外之御当故、 戦争中之諸次第委細認 即日彼館中え差越 同廿一日致帰着候事、 記載央当務ニて京都 可然受合候段承 三月三日京都 議政所より 議政所より 運候ため、 海江 既二 は 役 仝 田

# 鹿児島県史料集刊行一覧

32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	2	1	No.
平		平																														昭	刊行
4	2			_	-		59		-	_	55	_		_	_				-	46	-	44	_		_			38		36	35	34	年
(下) (大	本藩地理拾遺集(上)(薩摩国)	桂久武書翰	要用集(下)	要用集(上)	明赫記	桂久武日記	三州御治世要覧		新修舊鹿児島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(上)	小松帯刀日記	小松帯刀傳・薩藩小松帯刀履歴・小松公之記事	薩藩先公貴翰 (坤)	薩藩先公貴翰(乾)	薩藩舊士文章	鹿児島縣地誌(下)	鹿児島縣地誌(上)	備忘抄・家久公御養子御願一件	- 144	本藩人物誌	川上忠塞一流家譜	管窺愚考・雲遊雑記傳	伊能忠敬の鹿児島測量関係資料並に解説	明治元年戌辰戦役関係史料	御登御道中日帳御下向・列朝制度	薩摩国阿多郡史料・山田聖栄自記	諸家大概・別本諸家大概・職掌紀原・御家譜	薩摩国山田文書	宗禁	薩摩国新田神社文書	丁丑日誌(上)	丁丑日誌(下)	薩藩政要録	
宮下満郎	桐野利彦	村野守次	芳 即正		宮下満郎	村野守次	宮下満郎・桑波田興	原口虎雄	原口虎雄	芳 即正	芳 即正	五味克夫・桑波田興	五味克夫・桑波田興	味克夫・桑波田	桐野利彦	桐野利彦	五味克夫	宮下満郎	桃園恵真	五味克夫・桑波田興	五味克夫	増村宏	村野守次	原口虎雄	五味克夫・郡山良光	桃園恵真	五味克夫・郡山良光	桃園恵真	五味克夫	村野守次	芳 即正	桃園恵真・五味克夫	担当委員
	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	No
						令																											刊行
	6	5 畫	4	3 通	2	元	30	-	28	-	26	25	24	-	22	21 西	20 加			17	-			13		11 薩	10 ≇≅	_	8島	7 +#:	6 =	5 ~	年
	東山道出軍小荷駄方日記(下)	東山道出軍小荷駄方日記(上)		昭	通昭録(九)		通昭録(七)		通昭録(五)		通昭録 (三)	通昭録(二)	<b>地昭録(一)</b>	西藩烈士干城録(三)	西藩烈士干城録(二)	四藩烈士干城録(一)	加治木古老物語・薩藩雑事録・雑事奇談集・舊薩藩奇譚旧記集上 <b>・</b>	先君掖官遺抄・伊地知権左ヱ門日記	鹿児島県布達(下)	鹿児島県布達(上)	薩藩名勝志 (その三)	薩藩名勝志 (その二)	薩藩名勝志(その一)	薩藩学事二・薩藩学事三	薩藩学事一·鹿児島県師範学校史料	摩藩	譯司冥加録・漂流民関係史料	島津世家	津	樺山玄佐自記並雑丁未随筆・樺山紹剣自記	示現流関係史料 	江夏十郎関係文書	
	塩満郁夫・徳永和喜	徳永和喜・塩満郁夫	中野 翠・安藤 保	尾口義男・丹羽謙治	林 匡・佐藤宏之・三木	德永和喜·中野 翠·日隈T	塩満郁夫・堂満幸子・丹羽謙治	丹羽謙治	中野 翠・尾口義男	中山右尚	丹羽謙治	塩満郁夫・尾口義男	安藤 保・清水 勝	德永和喜	德永和喜	和	下	堂満幸子・林 匡	宮下満郎	宮下満郎	吉元正幸・塩満郁夫	吉元正幸	吉元正幸	畠中彬	宮下満郎	尾口義男	宮下満郎	畠中彬	山田尚二	晋 哲哉	宮下満郎	山田尚二	担当委員

# 鹿児島県史料集刊行委員会委員

五十音順

安 藤 保 九州大学名誉教授

尾 П 義 男 前姶良市歴史民俗資料館長

井 静 香 鹿児島大学教授

金

井 森 鹿児島大学准教授

亀

林 文 夫 調査史料室長鹿児島県歴史・美術センター黎明館

栗

Ш 健 文 学芸専門員鹿児島県歴史・美術センター黎明館

崎

満 郁 夫 史料編纂委員鹿児島県歴史・美術センター黎明

館

幸 子 史料編纂委員鹿児島県歴史・美術センター黎明館

満

堂

塩

佐

藤

宏

之

鹿児島大学准教授

中

野

翠

元指宿高等学校長

丹 羽 謙 治 鹿児島大学教授

林 匡 明桜館高等学校教諭

原 口 泉 志學館大学人間関係学部兼法学部教授

松

尾

千

歳

尚古集成館長

「東山道出軍小荷駄方日記」(下)

(鹿児島県史料集第六十四集)

令和七年三月

発

行

電 鹿 鹿 児

児 島 市 県 城 Щ 立 町 図 七

館

話 〇九九—二三四—五八二四 〇九九—二三四—九五一一

F

숲 社 1 ス 朝 日

印

刷

鹿

児

島

市

南

栄三丁目三〇

七

電株 〇九九一二六六—五五二二